

A

令和 5年 2月15日提出

第 1 回市議会定例会議案

浜 松 市

議 案 件 目

第 1 号議案	令和 4 年度浜松市一般会計補正予算（第 10 号）	別冊
第 2 号議案	令和 4 年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 3 号議案	令和 4 年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
第 4 号議案	令和 4 年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 5 号議案	令和 4 年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
第 6 号議案	令和 4 年度浜松市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 7 号議案	令和 4 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
第 8 号議案	令和 4 年度浜松市育英事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 9 号議案	令和 4 年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
第 10 号議案	令和 4 年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
第 11 号議案	令和 4 年度浜松市公債管理特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 12 号議案	令和 4 年度浜松市病院事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
第 13 号議案	令和 4 年度浜松市水道事業会計補正予算（第 4 号）	別冊
第 14 号議案	令和 4 年度浜松市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
第 15 号議案	浜松市国民健康保険高額療養費貸付基金に関する条例の廃止について	7
第 16 号議案	浜松市国民健康保険条例の一部改正について	9
第 17 号議案	浜松市母子保健センター条例の廃止について	11
第 18 号議案	あらたに生じた土地の確認について	13
第 19 号議案	字の区域の変更について	15
第 20 号議案	工事請負契約締結について （浜松市立佐鳴台保育園移転新築工事（建築工事））	17
第 21 号議案	工事請負契約の一部変更について （国道 152 号（池島－大原）（仮称）10 号橋上部工工事）	19
第 22 号議案	工事請負契約の一部変更について （浜松市立可美小学校校舎改築第 2 期工事（建築工事））	21

第 23 号議案	工事請負契約の一部変更について (浜松市立西部中学校校舎改築工事(建築工事))	23
第 24 号議案	平成30年度水産物供給基盤機能保全事業村櫛漁港前田第1物揚場 詳細設計業務における瑕疵による損害に関する和解について	25
第 25 号議案	市道路線認定について	別冊
第 26 号議案	市道路線廃止について	別冊
第 27 号議案	市道路線変更について	別冊
第 28 号議案	浜松市事務分掌条例の一部改正について	27
第 29 号議案	浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部改正について	29
第 30 号議案	浜松市協働センター条例の一部改正について	49
第 31 号議案	浜松市福祉事務所設置条例の一部改正について	59
第 32 号議案	浜松市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について	61
第 33 号議案	浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部を改正する条例の 施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	65
報 第 1 号	専決処分の報告	121
監報第 1 号	定期監査等の結果に関する報告について	別冊
監報第 2 号	例月出納検査の結果に関する報告について	別冊
第 34 号議案	令和5年度浜松市一般会計予算	別冊
第 35 号議案	令和5年度浜松市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
第 36 号議案	令和5年度浜松市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	別冊
第 37 号議案	令和5年度浜松市介護保険事業特別会計予算	別冊
第 38 号議案	令和5年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
第 39 号議案	令和5年度浜松市と畜場・市場事業特別会計予算	別冊
第 40 号議案	令和5年度浜松市農業集落排水事業特別会計予算	別冊
第 41 号議案	令和5年度浜松市中央卸売市場事業特別会計予算	別冊
第 42 号議案	令和5年度浜松市育英事業特別会計予算	別冊

第 43 号議案	令和 5 年度浜松市学童等災害共済事業特別会計予算	別冊
第 44 号議案	令和 5 年度浜松市小型自動車競走事業特別会計予算	別冊
第 45 号議案	令和 5 年度浜松市駐車場事業特別会計予算	別冊
第 46 号議案	令和 5 年度浜松市公債管理特別会計予算	別冊
第 47 号議案	令和 5 年度浜松市病院事業会計予算	別冊
第 48 号議案	令和 5 年度浜松市水道事業会計予算	別冊
第 49 号議案	令和 5 年度浜松市下水道事業会計予算	別冊
第 50 号議案	浜松市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について	131
第 51 号議案	浜松市職員定数条例の一部改正について	133
第 52 号議案	浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	135
第 53 号議案	浜松市税条例の一部改正について	139
第 54 号議案	浜松市手数料条例の一部改正について	141
第 55 号議案	浜松こども館条例の一部改正について	147
第 56 号議案	浜松市市街化調整区域における開発区域等を定める条例の一部改正について	153
第 57 号議案	浜松市営住宅条例の一部改正について	157
第 58 号議案	浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	161
第 59 号議案	浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について	163
第 60 号議案	浜松市博物館条例等の一部改正について	173
第 61 号議案	浜松市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	177
第 62 号議案	浜松市放課後児童健全育成事業手数料徴収条例の制定について	185
第 63 号議案	静岡地方税滞納整理機構規約の変更について	187
第 64 号議案	包括外部監査契約締結について	189

第 15 号 議 案

令和 5年 2月15日提 出

浜松市国民健康保険高額療養費貸付基金に関する条例の廃止について

浜松市国民健康保険高額療養費貸付基金に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴木 康 友

浜松市国民健康保険高額療養費貸付基金に関する条例を廃止する条例

浜松市国民健康保険高額療養費貸付基金に関する条例(昭和52年浜松市条例第10号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年3月31日から施行する。

第 16 号 議 案

令和 5年 2月15日提 出

浜松市国民健康保険条例の一部改正について

浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例

浜松市国民健康保険条例（昭和34年浜松市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特例対象被保険者等に係る届出) 第22条の2 (略) 2 前項の規定による届書の提出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。	(特例対象被保険者等に係る届出) 第22条の2 (略) 2 前項の規定による届書の提出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証 <u>又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知</u> を提示して行わなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日の翌日から施行する。

第 17 号 議 案

令和 5年 2月15日 提 出

浜松市母子保健センター条例の廃止について

浜松市母子保健センター条例を廃止する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市母子保健センター条例を廃止する条例

浜松市母子保健センター条例（昭和 5 7 年浜松市条例第 1 9 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 18 号 議 案

令和 5年 2月15日提 出

あらたに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市内に次の土地があらたに生じたことを確認する。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 浜松市北区細江町気賀字寸座11277の6の地先
862.80平方メートル

第 19 号 議 案

令和 5年 2月15日提 出

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域を次のとおり変更する。

浜松市長 鈴木 康 友

1 北区細江町気賀字寸座に編入する区域

浜松市北区細江町気賀字寸座11277の6の地先

862.80平方メートル

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 鈴木 康 友

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市立佐鳴台 保育園移転新築 工事(建築工事)	移転新築工事に伴 う建築工事一式 ・園舎棟新築工事 ・外構整備工事 ・附属棟新築工事 物置、駐輪場	376,750,000円	制限付 一般競争 入札 (総合評 価方式)	浜松市中区 紺屋町308番地の4 株式会社杉浦組 代表取締役社長 杉浦 政紀

工事請負契約の一部変更について

次のとおり工事請負契約の一部を変更する。

浜松市長 鈴 木 康 友

(令和4年3月24日 第57号議案 原案可決)

工事の名称	工 事 の 概 要	区分	契約金額
国道 1 5 2 号 (池島一大原) (仮称) 1 0 号 橋上部工工事	施工延長 L = 73.6m 鋼上部工 一式	変更前	498,520,000円
		変更後	514,929,800円

工事請負契約の一部変更について

次のとおり工事請負契約の一部を変更する。

浜松市長 鈴木 康 友

(令和3年6月16日 第83号議案 原案可決)

工事の名称	工事の概要	区分	契約金額
浜松市立可美 小学校校舎改 築第2期工事 (建築工事)	北校舎西棟改築工 事一式 鉄筋コン クリート造3階建 延 2,261.26 m ²	変更前	744,700,000円
	北校舎東棟及び南 校舎東棟改修工事 既存北校舎西棟解 体工事、外構工事等 一式	変更後	767,465,600円

工事請負契約の一部変更について

次のとおり工事請負契約の一部を変更する。

浜松市長 鈴木 康 友

(令和3年6月16日 第84号議案 原案可決)

工事の名称	工 事 の 概 要	区分	契約金額
浜松市立西部 中学校校舎改 築工事（建築工 事）	校舎棟建築工事一 式 鉄筋コンクリ ート造3階建 延 5,564.99㎡ 既存プール付属 棟、既存擁壁、外 構等解体工事 附帯建物整備工事、 外構工事等一式	変更前	1,419,000,000円
		変更後	1,490,874,000円

平成30年度水産物供給基盤機能保全事業村櫛漁港前田第1物揚場詳細設計
業務における瑕疵による損害に関する和解について

平成30年度水産物供給基盤機能保全事業村櫛漁港前田第1物揚場詳細設計業務契約
(平成31年3月15日及び令和元年7月16日変更。以下「本件契約」という。)に基づ
く業務(以下「本業務」という。)の成果品(以下「本件報告書」という。)に瑕疵があった
ことにより、浜松市(発注者)に生じた損害に関する和解について次のように定める。

浜松市長 鈴木 康 友

1 和解の相手方(受注者)

静岡県静岡市葵区栄町4番10号 朝日生命静岡栄町ビル
国際航業株式会社 静岡支店 支店長 加賀 徳彦

2 和解条項

- (1) 受注者は、発注者に対し、本件業務において、村櫛漁港前田第1物揚場の漁港工
事基準(D.L.)について、貸与資料(村櫛漁港台帳)である標高基準(T.P.)の測
量成果からの換算時に、当該資料に記載されている「漁港基準面 D.L.は(中略)
T.P.-0.491m」をそのまま数式として適用した。結果、本来は換算時に高さ 0.491
m プラスする必要があるところを、マイナスしたため、高さが 0.982m (0.491×2)、
実際よりも低い数値で本件報告書が作成された瑕疵(以下「本件瑕疵」という。)が
あったことを認める。
- (2) 発注者と受注者とは、本件瑕疵により発注者に生じた損害(以下「本件損害」と
いう。)について、本件契約約款第40条第1項に基づき発注者が受注者に請求した
ときは、受注者がこれを負担することに合意した。
- (3) ア 発注者と受注者とは、本件損害が(1)本件瑕疵がなければ行うことができたで
あろう工事を前提とした費用(ただし、国庫補助金により補填されたであろう見
込みの費用を除く。)と、(2)本件瑕疵があることにより実際に行うこととなる工
事に要する費用(ただし、国庫補助金により補填された費用を除く。)の差額である
ことを確認する。
イ 発注者と受注者とは、本件損害のうち、本件和解の成立の日までに支払い義務
の確定した額が金30,860,700円であることを確認する。
ウ 発注者と受注者とは、本件損害のうち、イに定める額を除いた残額について、

本件報告書に基づき施工された工事の補修工事等が完了した後、発注者が受注者と協議の上算定した額とすることを確認する。

エ 本件損害の額の算定に当たり、発注者は、受注者から依頼があったときは、本件報告書に基づき施工された工事の補修工事等の額の積算資料（工事請負契約書、工事設計図書その他発注者と受注者が協議により指定した施工関係図書をいう。）を送付するものとする。この場合において、受注者は、発注者から提供を受けた積算資料を受注者が契約する保険会社へ提供する場合を除き、第三者に漏らしてはならない。

- (4) 受注者は、本和解条項の締結までに、受注者が契約する保険会社より、あらかじめ本和解条項の締結につき同意を得るものとする。なお、当該同意は、損害賠償に当たり必要な手続を行うことを目的とするものであり、当該同意の有無は、受注者が発注者へ支払う損害賠償の対象の範囲及びその金額に対し、影響を及ぼすものではない。
- (5) 受注者は、発注者に対し、(3)イに定める額を、発注者が発行する納入通知書により、当該納入通知書に記載した期限までに支払う。以後、(3)ウに定める額についても、同様とする。
- (6) 発注者と受注者は、発注者と受注者との間には、本件損害に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを確認する。

第 28 号 議 案

令和 5年 2月 15日 提 出

浜松市事務分掌条例の一部改正について

浜松市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市事務分掌条例の一部を改正する条例

浜松市事務分掌条例（昭和46年浜松市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 <u>1</u> （略） <u>2</u> 当分の間、第1条市民部の項第5号の規定にかかわらず、区制度に関する事項は、企画調整部が分掌する。	附 則 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

第 29 号 議 案

令和 5年 2月15日提 出

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部改正について

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部を改正する条例

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(区の設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第1項の規定に基づき、本市の区域を分けて、次の区を設ける。</p> <p><u>(1) 中区</u></p> <p><u>(2) 東区</u></p> <p><u>(3) 西区</u></p> <p><u>(4) 南区</u></p> <p><u>(5) 北区</u></p> <p><u>(6) 浜北区</u></p> <p><u>(7) 天竜区</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 区及び区の事務所（第2条—第3条の2）</u></p> <p><u>第3章 区協議会（第4条—第15条）</u></p> <p><u>第4章 代表会（第16条—第21条）</u></p> <p><u>第5章 地域分科会（第22条—第28条）</u></p> <p><u>第6章 地区コミュニティ協議会（第29条）</u></p> <p><u>第7章 雑則（第30条—第32条）</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p><u>第2章 区及び区の事務所</u></p> <p>(区の設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第1項の規定に基づき、本市の区域を分けて、次の区を設ける。</p> <p><u>(1) 中央区</u></p> <p><u>(2) 浜名区</u></p> <p><u>(3) 天竜区</u></p> <p>2 (略)</p>

(区役所の分掌事務)

第3条の2 区役所が分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 社会福祉、社会保障及び保健衛生に関する事項

(3) 子どもに関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、区民に身近な行政サービスに関する事項

(区協議会の設置)

第4条 (略)

(区協議会の名称及び区協議会委員の定数)

第5条 (略)

(区協議会委員の選任)

第6条

(区役所の分掌事務)

第3条の2 区役所が分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 前号に掲げるもののほか、区民に身近な行政サービスに関する事項

第3章 区協議会

(区協議会の設置)

第4条 (略)

(区協議会の名称及び区協議会委員の定数)

第5条 (略)

(代表会及び地域分科会の設置)

第5条の2 中央区協議会及び浜名区協議会に、代表会及び地域分科会を置く。

2 代表会は、地域づくりに関する事項について審議するとともに、区協議会の運営に関する事項について調整することを目的とし、この章に規定する区協議会の事務を所掌する。

3 代表会の決議は、これをもって当該代表会を設置した区協議会の決議とする。

4 地域分科会は、地域づくりに関する事項について審議することを目的とする。

(区協議会委員の選任)

第6条 中央区協議会及び浜名区協議会の区協議会委員は、規則で定めるところにより、地域分科会ごとに、第22条に規定する当該地域分科会に属する区協議会委員の定数の範囲内で、当該地域分科会の所掌区域内

区協議会委員は、規則で定めるところにより、区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任する。

2 (略)

(区協議会委員の任期)

第7条 (略)

2 区協議会委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

(区協議会の会長及び副会長)

第8条 (略)

2 会長及び副会長の任期は、区協議会委員の任期による。

3・4 (略)

(会長及び副会長の選任及び解任)

第9条

に住所を有する者のうちから市長が選任する。

2 天竜区協議会の区協議会委員は、規則で定めるところにより、天竜区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任する。

3 (略)

(区協議会委員の任期)

第7条 (略)

2 区協議会委員は、1回に限り再任することができる。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(区協議会委員の失職)

第7条の2 中央区協議会及び浜名区協議会の区協議会委員は、第6条第1項の規定による選任に係る地域分科会の所掌区域内に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

2 天竜区協議会の区協議会委員は、天竜区の区域内に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(区協議会の会長及び副会長)

第8条 (略)

2 区協議会の会長(次項及び第4項において「会長」という。)及び副会長(第4項において「副会長」という。)の任期は、区協議会委員の任期による。

3・4 (略)

(区協議会の会長及び副会長の選任及び解任)

第9条 中央区協議会及び浜名区協議会の会長及び副会長は、それぞれの代表会の会長及び副会長をもって充てる。

会長及び副会長は、区協議会委員の互選により定める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くものとして、区協議会に出席する区協議会委員の3分の2以上の同意があるとき。

(区協議会の権限)

第11条 (略)

2 市長は、この条例に定めがあるもののほか、次に掲げる市の施策に関する重要事項であって、区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。

(1) 新市建設計画に関する事項

(2) 合併協議会における協議事項その他その協議に係る重要な事務事業に関する事項

(3) 基本構想及び総合計画その他これらに準じるものとして市長が認める計画に関する事項

(4) (略)

(5) 大規模な組織改編に関する事項

2 天竜区協議会の会長及び副会長は、天竜区協議会の区協議会委員の互選により定める。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、天竜区協議会の会長及び副会長を解任することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くものとして、天竜区協議会に出席する区協議会委員の3分の2以上の同意があるとき。

(区協議会の権限)

第11条 (略)

2 第26条第2項の規定(第11条第1項各号に掲げる事項に係る部分を除く。)並びに第26条第3項及び第4項の規定は、天竜区協議会について準用する。

3 市長は、この条例に定めがあるもののほか、次に掲げる市の施策に関する重要事項であって、区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。

(1) (略)

(6) (略)

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める重要な事項

3 (略)

(市及び市長等の責務)

第12条 (略)

2 市長その他の市の機関は、前条各項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

3 市長その他の市の機関は、前条各項に規定する事項その他市政に関する事項について、区協議会に対する情報の提供に努めなければならない。

(区協議会の会議)

第13条 区協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、区協議会委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、区協議会委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席する区協議会委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合においては、議長は、区協議会委員として議決に加わる権利を有しない。

(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める重要な事項

4 (略)

(市及び市長等の責務)

第12条 (略)

2 市長その他の市の機関は、前条第1項、第3項及び第4項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

3 市長その他の市の機関は、区協議会に対し、前条第1項、第3項及び第4項の意見に対する回答をしなければならない。

4 市長その他の市の機関は、前条第1項、第3項及び第4項に規定する事項その他市政に関する事項について、区協議会に対する情報の提供に努めなければならない。

(天竜区協議会の会議)

第13条 第27条の規定は、天竜区協議会の会議について準用する。

6 第4項の規定にかかわらず、規則で定める重要事項は、出席する区協議会委員の3分の2以上の同意をもって決するものとする。

7 会長は、必要があると認めるときは、区協議会委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料の提出その他の協力を求めることができる。

8 前各項に掲げるもののほか、会議の運営について必要な事項は、規則で定める。

(区協議会の委員会)

第14条 区協議会は、その事務の一部について審議させるため、議決により委員会を置くことができる。

2 前項の委員会の委員は、区協議会委員のうちから区協議会において選任する。

3 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。

(区協議会の庶務)

第15条 区協議会の庶務は、当該区の区役所において行う。

(天竜区協議会の委員会)

第14条 天竜区協議会は、その事務の一部について審議させるため、議決により委員会を置くことができる。

2 前項の委員会の委員は、天竜区協議会委員のうちから天竜区協議会において選任する。

3 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、天竜区協議会が定める。

(区協議会の庶務)

第15条 区協議会の庶務は、当該区の区役所及びその出先機関において行う。

第4章 代表会

(代表会の名称及び代表会委員の定数)

第16条 代表会の名称及び代表会に属する区協議会委員(以下「代表会委員」という。)の定数は、別表第4のとおりとする。

(代表会委員の選任)

第17条 代表会委員は、地域分科会ごとに、別表第4に定める地域分科会からの選出数の範囲内で、当該地域分科会に属する区協

議会委員の互選により定める。

(代表会の会長及び副会長)

第18条 代表会に会長及び副会長1人を置く。

2 代表会の会長（以下この章において「会長」という。）及び副会長（以下この章において「副会長」という。）の任期は、区協議会委員の任期による。

3 会長は、代表会の事務を掌理し、代表会を代表する。

4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(代表会の会長及び副会長の選任及び解任)

第19条 会長及び副会長は、代表会委員の互選により定める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くものとして、代表会に出席する代表会委員の3分の2以上の同意があるとき。

(代表会の権限等)

第20条 代表会は、必要があると認める事項について、地域分科会に付託し、審議させることができる。

2 代表会は、第26条第1項の規定により

地域分科会から意見の提出があったときは、その意見を取りまとめ、市長その他の市の機関に提出するものとする。

3 代表会は、第12条第3項の規定により市長その他の市の機関から回答があったときは、その内容を関係する地域分科会に報告しなければならない。

(代表会の会議)

第21条 第27条の規定は、代表会の会議について準用する。

第5章 地域分科会

(地域分科会の名称及び所掌区域並びに地域分科会委員の定数)

第22条 地域分科会の名称及び所掌区域並びに地域分科会に属する区協議会委員(以下「地域分科会委員」という。)の定数は、別表第5のとおりとする。

(地域分科会委員)

第23条 第6条第1項の規定により選任された区協議会委員は、当該選任に係る地域分科会の地域分科会委員とする。

(地域分科会の会長及び副会長)

第24条 地域分科会に会長及び副会長1人を置く。

2 地域分科会の会長(以下この章において「会長」という。)及び副会長(以下この章において「副会長」という。)の任期は、区協議会委員の任期による。

3 会長は、地域分科会の事務を掌理し、地域分科会を代表する。

4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(地域分科会の会長及び副会長の選任及び解任)

第25条 会長及び副会長は、地域分科会委員の互選により定める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くものとして、地域分科会に出席する地域分科会委員の3分の2以上の同意があるとき。

(地域分科会の権限等)

第26条 地域分科会は、第20条第1項の規定により付託された事項について審議し、代表会に意見を提出することができる。

2 地域分科会は、第11条第1項各号に掲げる事項及び第29条第2項の規定による提案若しくは要望又は意見について審議し、必要があると認めるときその他地域づくりに関し必要があると認めるときは、市長その他の市の機関に対し、提案及び要望をし、並びに意見を述べることができる。

3 市長その他の市の機関は、地域分科会に対し、前項の規定による提案若しくは要望又は意見に対する回答をしなければならない。

4 地域分科会は、前項の規定による回答があったときは、その内容（第29条第2項

の規定による提案若しくは要望又は意見に係るものに限る。)を関係する同条第1項に規定する地区コミュニティ協議会に報告しなければならない。

(地域分科会の会議)

第27条 地域分科会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、地域分科会委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、地域分科会委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席する地域分科会委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合においては、議長は、地域分科会委員として議決に加わる権利を有しない。

6 第4項の規定にかかわらず、規則で定める重要事項は、出席する地域分科会委員の3分の2以上の同意をもって決するものとする。

7 会長は、必要があると認めるときは、地域分科会委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料の提出その他の協力を求めることができる。

8 前各項に掲げるもののほか、会議の運営について必要な事項は、規則で定める。

(地域分科会の委員会)

第28条 地域分科会は、その事務の一部について審議させるため、議決により委員会

を置くことができる。

2 前項の委員会の委員は、地域分科会委員のうちから地域分科会において選任する。

3 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、地域分科会が定める。

第6章 地区コミュニティ協議会

(地区コミュニティ協議会)

第29条 市長は、地域住民による地域振興及び地域課題の解決を目的として組織された団体を地区コミュニティ協議会として認定することができる。

2 地区コミュニティ協議会は、地域分科会又は天竜区協議会に対し、地域振興及び地域課題の解決に関して提案及び要望をし、並びに意見を述べることができる。

3 市は、地区コミュニティ協議会の運営について必要と認める予算上の措置を講じるほか、必要な支援を講じるものとする。

4 市と地区コミュニティ協議会との調整その他必要な事務は、区役所及びその出先機関において行う。

5 前各項に規定するもののほか、地区コミュニティ協議会の認定その他必要な事項は、市長が別に定める。

第7章 雑則

(連絡調整)

第30条 (略)

(区協議会の権限と他の附属機関の権限等との調整)

第31条 市長は、第11条第3項の規定にかかわらず、法令又は条例の規定により設

(連絡調整)

第16条 (略)

(区協議会の権限と他の附属機関の権限等との調整)

第17条 市長は、第11条第2項の規定にかかわらず、法令又は条例の規定により設

置した他の附属機関への諮問、法令、条例その他の規程の規定による公聴会又は意見公募手続その他これらに準じる手続を行う場合においては、区協議会の意見を聴かないことができる。

(委任)

第18条 (略)

別表第1 (第2条関係)

区	区域
中 央 区	池町 田町 板屋町 東田町 木戸町
	相生町 中島町 名塚町 富吉町 天神町 領家一丁目 領家二丁目 領家三丁目 中島一丁目 中島二丁目 中島三丁目 中島四丁目 向宿一丁目 向宿二丁目 向宿三丁目 佐藤一丁目 佐藤二丁目 佐藤三丁目 中央一丁目 中央二丁目 中央三丁目 松城町 高町 中山町 三組町 鴨江町 西伊場町 南伊場町 和地山一丁目 和地山二丁目 和地山三丁目 富塚町 和合町 泉町 高丘町 鴨江一丁目 鴨江二丁目 鴨江三丁目 鴨江四丁目 文丘町 布橋一丁目 布橋二丁目 布橋三丁目 広沢一丁目 広沢二丁目 広沢三丁目 鹿谷町 山手町 蛭塚一丁目 蛭塚二丁目 蛭塚三丁目 蛭塚四丁目 泉一丁目 泉二丁目 泉三丁目 泉四丁目 佐鳴台一丁目 佐鳴台二丁目 佐鳴台三丁目 佐鳴台四丁目 佐鳴台五丁目 佐鳴台六丁目 葵東一丁目 葵東二丁目 西丘町 葵東三丁目 高丘東一丁目 高丘東二丁目 高丘東三丁目 高丘東四丁目 高丘東五丁目 高丘西一丁目 高丘西二丁目 高丘西三丁目 高丘西四丁目 高丘北一丁目 高丘北二丁目 高丘北三丁目 高丘北四丁目 葵西一丁目 葵西二丁目 葵西三丁目 葵西四丁目 葵西五丁目 葵西六丁目 花川町 神明町 肴町 連尺町 紺屋町 利町 伝馬町 鍛冶町 旭町 千歳町 大工町 栄町 元魚町 旅籠町 平田町 塩町 成子町 菅原町 海老塚町 砂山町 北寺島町 寺島町 龍禅寺町 浅田町 森田町 春日町 神田町 瓜内町(1番地から1813番地までを除く。) 法枝町(1番地から210番地まで) 東伊場一丁目 東伊場二丁目 西浅田一丁目 西浅田二丁目 上浅田一丁目 上浅田二丁目 南浅田一丁目 南浅田二丁目

置した他の附属機関への諮問、法令、条例その他の規程の規定による公聴会又は意見公募手続その他これらに準じる手続を行う場合においては、区協議会の意見を聴かないことができる。

(委任)

第32条 (略)

別表第1 (第2条関係)

区	区域
中 央 区	池町 田町 板屋町 東田町 木戸町
	相生町 中島町 名塚町 富吉町 天神町 領家一丁目 領家二丁目 領家三丁目 中島一丁目 中島二丁目 中島三丁目 中島四丁目 向宿一丁目 向宿二丁目 向宿三丁目 佐藤一丁目 佐藤二丁目 佐藤三丁目 中央一丁目 中央二丁目 中央三丁目 松城町 高町 中山町 三組町 鴨江町 西伊場町 南伊場町 和地山一丁目 和地山二丁目 和地山三丁目 富塚町 和合町 泉町 高丘町 鴨江一丁目 鴨江二丁目 鴨江三丁目 鴨江四丁目 文丘町 布橋一丁目 布橋二丁目 布橋三丁目 広沢一丁目 広沢二丁目 広沢三丁目 鹿谷町 山手町 蛭塚一丁目 蛭塚二丁目 蛭塚三丁目 蛭塚四丁目 泉一丁目 泉二丁目 泉三丁目 泉四丁目 佐鳴台一丁目 佐鳴台二丁目 佐鳴台三丁目 佐鳴台四丁目 佐鳴台五丁目 佐鳴台六丁目 葵東一丁目 葵東二丁目 西丘町 葵東三丁目 高丘東一丁目 高丘東二丁目 高丘東三丁目 高丘東四丁目 高丘東五丁目 高丘西一丁目 高丘西二丁目 高丘西三丁目 高丘西四丁目 高丘北一丁目 高丘北二丁目 高丘北三丁目 高丘北四丁目 葵西一丁目 葵西二丁目 葵西三丁目 葵西四丁目 葵西五丁目 葵西六丁目 花川町 神明町 肴町 連尺町 紺屋町 利町 伝馬町 鍛冶町 旭町 千歳町 大工町 栄町 元魚町 旅籠町 平田町 塩町 成子町 菅原町 海老塚町 砂山町 北寺島町 寺島町 龍禅寺町 浅田町 森田町 春日町 神田町 瓜内町 法枝町 東伊場一丁目 東伊場二丁目 西浅田一丁目 西浅田二丁目 上浅田一丁目 上浅田二丁目 南浅田一丁目 南浅田二丁目 海老塚一丁目 海老塚二丁目 元城町 尾張町 元目町

	海老塚一丁目 海老塚二丁目 元城町 尾張町 元目町 北田町 常盤町 早 馬町 下池川町 中沢町 山下町 元浜 町 八幡町 野口町 船越町 細島町 茄子町 新津町 助信町 曳馬町 十軒 町 早出町 城北一丁目 城北二丁目 城北三丁目 住吉一丁目 住吉二丁目 住吉三丁目 住吉四丁目 住吉五丁目 幸一丁目 幸二丁目 幸三丁目 幸四丁 目 幸五丁目 萩丘一丁目 萩丘二丁目 萩丘三丁目 萩丘四丁目 萩丘五丁目 小豆餅一丁目 小豆餅二丁目 小豆餅 三丁目 小豆餅四丁目 高林一丁目 高 林二丁目 高林三丁目 高林四丁目 高 林五丁目 上島一丁目 上島二丁目 上 島三丁目 上島四丁目 上島五丁目 上 島六丁目 上島七丁目 曳馬一丁目 曳 馬二丁目 曳馬三丁目 曳馬四丁目 曳 馬五丁目 曳馬六丁目 和合北一丁目 和合北二丁目 和合北三丁目 和合北四 丁目
東 区	植松町 将監町 神立町 西塚町 上西 町 丸塚町 上新屋町 宮竹町 大蒲町 子安町 和田町 天龍川町 篠ヶ瀬町 北島町 薬師町 薬新町 安新町 安 間町 材木町 龍光町 長鶴町 白鳥町 松小池町 中里町 中野町 国吉町 上石田町 市野町 小池町 中田町 原 島町 天王町 下石田町 笠井町 笠井 上町 笠井新田町 豊町 豊西町 恒武 町 貴平町 常光町 流通元町 中郡町 西ヶ崎町 大島町 大瀬町 積志町 有玉北町 有玉南町 有玉西町 半田町 有玉台一丁目 有玉台二丁目 有玉台 三丁目 有玉台四丁目 半田山一丁目 半田山二丁目 半田山三丁目 半田山四 丁目 半田山五丁目 半田山六丁目
西 区	西山町 神ヶ谷町 大久保町 神原町 入野町 西鴨江町 志都呂町 伊左地町 佐浜町 大人見町 古人見町 和地町 湖東町 大山町 和光町 深萩町 平 松町 呉松町 白洲町 館山寺町 庄内 町 協和町 庄和町 村櫛町 篠原町 坪井町 馬郡町 大平台一丁目 大平台 二丁目 大平台三丁目 大平台四丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 桜台四丁目 桜台五丁目 桜台六丁目 西都台町 志都呂一丁目 志都呂二丁目 舞阪町 舞阪 舞阪町長十新田 舞阪町 浜田 舞阪町弁天島 雄踏町宇布見 雄 踏町山崎 雄踏一丁目 雄踏二丁目 こ れらの町字に隣接する浜名湖
南 区	渡瀬町 三和町 飯田町 青屋町 鶴見 町 新貝町 大塚町 下飯田町 頭陀寺

北田町 常盤町 早馬町 下池川町 中 沢町 山下町 元浜町 八幡町 野口町 船越町 細島町 茄子町 新津町 助 信町 曳馬町 十軒町 早出町 城北一 丁目 城北二丁目 城北三丁目 住吉一 丁目 住吉二丁目 住吉三丁目 住吉四 丁目 住吉五丁目 幸一丁目 幸二丁目 幸三丁目 幸四丁目 幸五丁目 萩丘 一丁目 萩丘二丁目 萩丘三丁目 萩丘 四丁目 萩丘五丁目 小豆餅一丁目 小 豆餅二丁目 小豆餅三丁目 小豆餅四丁 目 高林一丁目 高林二丁目 高林三丁 目 高林四丁目 高林五丁目 上島一丁 目 上島二丁目 上島三丁目 上島四丁 目 上島五丁目 上島六丁目 上島七丁 目 曳馬一丁目 曳馬二丁目 曳馬三丁 目 曳馬四丁目 曳馬五丁目 曳馬六丁 目 和合北一丁目 和合北二丁目 和合 北三丁目 和合北四丁目 植松町 将監 町 神立町 西塚町 上西町 丸塚町 上新屋町 宮竹町 大蒲町 子安町 和 田町 天龍川町 篠ヶ瀬町 北島町 薬 師町 薬新町 安新町 安間町 材木町 龍光町 長鶴町 白鳥町 松小池町 中里町 中野町 国吉町 上石田町 市 野町 小池町 中田町 原島町 天王町 下石田町 笠井町 笠井上町 笠井新 田町 豊町 豊西町 恒武町 貴平町 常光町 流通元町 中郡町 西ヶ崎町 大島町 大瀬町 積志町 有玉北町 有 玉南町 有玉西町 半田町 有玉台一丁 目 有玉台二丁目 有玉台三丁目 有玉 台四丁目 半田山一丁目 半田山二丁目 半田山三丁目 半田山四丁目 半田山 五丁目 半田山六丁目 西山町 神ヶ谷 町 大久保町 神原町 入野町 西鴨江 町 志都呂町 伊左地町 佐浜町 大人 見町 古人見町 和地町 湖東町 大山 町 和光町 深萩町 平松町 呉松町 白洲町 館山寺町 庄内町 協和町 庄 和町 村櫛町 篠原町 坪井町 馬郡町 大平台一丁目 大平台二丁目 大平台 三丁目 大平台四丁目 桜台一丁目 桜 台二丁目 桜台三丁目 桜台四丁目 桜 台五丁目 桜台六丁目 西都台町 志都 呂一丁目 志都呂二丁目 舞阪町 舞阪 舞阪町長十新田 舞阪町浜田 舞阪町弁 天島 雄踏町宇布見 雄踏町山崎 雄踏 一丁目 雄踏二丁目 渡瀬町 三和町 飯田町 青屋町 鶴見町 新貝町 大塚 町 下飯田町 頭陀寺町 本郷町 西伝 寺町 安松町 石原町 金折町 老間町 古川町 立野町 四本松町 芳川町 恩地町 参野町 都盛町 大柳町 兎野
--

	町 本郷町 西伝寺町 安松町 石原町 金折町 老間町 古川町 立野町 四 本松町 芳川町 恩地町 参野町 都盛 町 大柳町 兪野町 御給町 下江町 富屋町 西町 東町 長田町 河輪町 三新町 江之島町 西島町 福島町 松 島町 遠州浜一丁目 遠州浜二丁目 遠 州浜三丁目 遠州浜四丁目 楊子町 三 島町 瓜内町 (1番地から1813番地まで) 白羽町 中田島町 寺脇町 福塚町 法枝町 (1番地から210番地までを除く。) 田尻町 新橋町 堤町 米津町 小沢 渡町 倉松町 卸本町 高塚町 増楽町 若林町 東若林町
北 区	初生町 三方原町 東三方町 豊岡町 三幸町 大原町 都田町 滝沢町 鷺沢 町 根洗町 新都田一丁目 新都田二丁 目 新都田三丁目 新都田四丁目 新都 田五丁目 細江町小野 細江町気賀 細 江町中川 細江町広岡 細江町三和 引 佐町井伊谷 引佐町伊平 引佐町奥山 引佐町金指 引佐町狩宿 引佐町川名 引佐町黒淵 引佐町渋川 引佐町四方浄 引佐町白岩 引佐町田沢 引佐町田畑 引佐町柘窪 引佐町兎荷 引佐町西久 留女木 引佐町西黒田 引佐町花平 引 佐町東久留女木 引佐町東黒田 引佐町 別所 引佐町的場 引佐町三岳 引佐町 谷沢 引佐町横尾 神宮寺町 三ヶ日町 宇志 三ヶ日町大崎 三ヶ日町大谷 三 ヶ日町岡本 三ヶ日町上尾奈 三ヶ日町 駒場 三ヶ日町佐久米 三ヶ日町下尾奈 三ヶ日町只木 三ヶ日町都筑 三ヶ日 町津々崎 三ヶ日町釣 三ヶ日町鶴代 三ヶ日町日比沢 三ヶ日町平山 三ヶ日 町福長 三ヶ日町本坂 三ヶ日町摩訶耶 三ヶ日町三ヶ日 これらの字に隣接す る浜名湖及び猪鼻湖
浜 北 区	寺島 中条 横須賀 高畑 西美蘭 東 美蘭 油一色 本沢合 道本 沼 貴布 祢 小林 善地 高蘭 竜南 新野 新 堀 八幡 永島 上善地 小松 内野 内野台一丁目 内野台二丁目 内野台三 丁目 内野台四丁目 平口 染地台一丁 目 染地台二丁目 染地台三丁目 染地 台四丁目 染地台五丁目 染地台六丁目 上島 中瀬 豊保 於呂 根堅 尾野 宮口 新原 大平 堀谷 灰木 三大 地 四大地 西中瀬一丁目 西中瀬二丁 目 西中瀬三丁目
天 竜 区	二俣町二俣 二俣町大園 二俣町阿蔵 二俣町鹿島 二俣町南鹿島 山東 次郎 八新田 大谷 船明 只来 横川 横山 町 月 小川 相津 伊砂 大川 佐久 谷山 西雲名 東雲名 熊 神沢 大 栗安 西藤平 東藤平 阿寺 芦窪 長 沢 懐山 石神 上野 両島 青谷 渡 ヶ島 米沢 日明 緑恵台 春野町領家 春野町堀之内 春野町胡桃平 春野町

	町 御給町 下江町 富屋町 西町 東 町 長田町 河輪町 三新町 江之島町 西島町 福島町 松島町 遠州浜一丁 目 遠州浜二丁目 遠州浜三丁目 遠州 浜四丁目 楊子町 三島町 白羽町 中 田島町 寺脇町 福塚町 田尻町 新橋 町 堤町 米津町 小沢渡町 倉松町 卸本町 高塚町 増楽町 若林町 東若 林町 初生町 三方原町 東三方町 豊 岡町 三幸町 大原町 根洗町 これら の町字に隣接する浜名湖
浜 名 区	都田町 滝沢町 鷺沢町 新都田一丁目 新都田二丁目 新都田三丁目 新都田 四丁目 新都田五丁目 細江町小野 細 江町気賀 細江町中川 細江町広岡 細 江町三和 引佐町井伊谷 引佐町伊平 引佐町奥山 引佐町金指 引佐町狩宿 引佐町川名 引佐町黒淵 引佐町渋川 引佐町四方浄 引佐町白岩 引佐町田沢 引佐町田畑 引佐町柘窪 引佐町兎荷 引佐町西久留女木 引佐町西黒田 引 佐町花平 引佐町東久留女木 引佐町東 黒田 引佐町別所 引佐町的場 引佐町 三岳 引佐町谷沢 引佐町横尾 神宮寺 町 三ヶ日町宇志 三ヶ日町大崎 三ヶ 日町大谷 三ヶ日町岡本 三ヶ日町上尾 奈 三ヶ日町駒場 三ヶ日町佐久米 三 ヶ日町下尾奈 三ヶ日町只木 三ヶ日町 都筑 三ヶ日町津々崎 三ヶ日町釣 三 ヶ日町鶴代 三ヶ日町日比沢 三ヶ日町 平山 三ヶ日町福長 三ヶ日町本坂 三 ヶ日町摩訶耶 三ヶ日町三ヶ日 寺島 中条 横須賀 高畑 西美蘭 東美蘭 油一色 本沢合 道本 沼 貴布祢 小 林 善地 高蘭 竜南 新野 新堀 八 幡 永島 上善地 小松 内野 内野台 一丁目 内野台二丁目 内野台三丁目 内野台四丁目 平口 染地台一丁目 染 地台二丁目 染地台三丁目 染地台四丁 目 染地台五丁目 染地台六丁目 上島 中瀬 豊保 於呂 根堅 尾野 宮口 新原 大平 堀谷 灰木 三大地 四 大地 西中瀬一丁目 西中瀬二丁目 西 中瀬三丁目 これらの字に隣接する浜名 湖及び猪鼻湖
天 竜 区	二俣町二俣 二俣町大園 二俣町阿蔵 二俣町鹿島 二俣町南鹿島 山東 次郎 八新田 大谷 船明 只来 横川 横山 町 月 小川 相津 伊砂 大川 佐久 谷山 西雲名 東雲名 熊 神沢 大 栗安 西藤平 東藤平 阿寺 芦窪 長 沢 懐山 石神 上野 両島 青谷 渡 ヶ島 米沢 日明 緑恵台 春野町領家 春野町堀之内 春野町胡桃平 春野町

谷山	西雲名	東雲名	熊	神沢	大
栗安	西藤平	東藤平	阿寺	芦窪	長
沢	懐山	石神	上野	両島	青谷
ヶ島	米沢	日明	緑恵台	春野町領家	
春野町堀之内	春野町胡桃平	春野町			
和泉平	春野町砂川	春野町大時	春野		
町長蔵寺	春野町石打松下	春野町田黒			
春野町筏戸大上	春野町五和	春野町			
越木平	春野町田河内	春野町牧野	春		
野町花島	春野町杉	春野町川上	春		
野町宮川	春野町気田	春野町豊岡	春		
野町石切	春野町小俣京丸	佐久間町浦川			
佐久間町川合	佐久間町半場	佐久間			
町中部	佐久間町佐久間	佐久間町奥領			
家	佐久間町相月	佐久間町戸口	佐		
久間町上平山	佐久間町大井	水窪町奥領			
家	水窪町地頭方	水窪町山住	龍		
大嶺	龍山町戸倉	龍山町下平山	龍		
山町瀬尻					

和泉平	春野町砂川	春野町大時	春		
野町長蔵寺	春野町石打松下	春野町田黒			
春野町筏戸大上	春野町五和	春野町			
越木平	春野町田河内	春野町牧野	春		
野町花島	春野町杉	春野町川上	春		
野町宮川	春野町気田	春野町豊岡	春		
野町石切	春野町小俣京丸	佐久間町浦川			
佐久間町川合	佐久間町半場	佐久間			
町中部	佐久間町佐久間	佐久間町奥領			
家	佐久間町相月	佐久間町戸口	佐		
久間町上平山	佐久間町大井	水窪町奥領			
家	水窪町地頭方	水窪町山住	龍		
大嶺	龍山町戸倉	龍山町下平山	龍		
山町瀬尻					

別表第2 (第3条関係)

名称	位置	所管区域
中区役所	浜松市中区元城町103番地の2	中区の区域
東区役所	浜松市東区流通元町20番3号	東区の区域
西区役所	浜松市西区雄踏一丁目31番1号	西区の区域
南区役所	浜松市南区江之島町600番地の1	南区の区域
北区役所	浜松市北区細江町気賀305番地	北区の区域
浜北区役所	浜松市浜北区貴布祢3000番地	浜北区の区域
天竜区役所	浜松市天竜区二俣町二俣481番地	天竜区の区域

別表第2 (第3条関係)

名称	位置	所管区域
中央区役所	浜松市中央区元城町103番地の2	中央区の区域
浜名区役所	浜松市浜名区貴布祢3000番地	浜名区の区域
天竜区役所	浜松市天竜区二俣町二俣481番地	天竜区の区域

別表第3 (第5条関係)

区	区協議会の名称	区協議会委員の定数
中区	中区協議会	20人以内
東区	東区協議会	20人以内
西区	西区協議会	25人以内
南区	南区協議会	20人以内
北区	北区協議会	25人以内
浜北区	浜北区協議会	20人以内
天竜区	天竜区協議会	25人以内

別表第3 (第5条関係)

区	区協議会の名称	区協議会委員の定数
中央区	中央区協議会	80人以内
浜名区	浜名区協議会	40人以内
天竜区	天竜区協議会	20人以内

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第3の次に次の2表を加える。

別表第4（第16条・第17条関係）

区協議会	代表会の名称	代表会委員の定数	地域分科会からの選出数
中央区協議会	中央区代表会	8人以内	各2人以内
浜名区協議会	浜名区代表会	8人以内	各4人以内

別表第5（第22条関係）

区協議会	地域分科会の名称	所掌区域	地域分科会委員の定数
中央区協議会	中地域分科会	池町 田町 板屋町 東田町 木戸町 相生町 中島町 名塚町 富吉町 天神町 領家一丁目 領家二丁目 領家三丁目 中島一丁目 中島二丁目 中島三丁目 中島四丁目 向宿一丁目 向宿二丁目 向宿三丁目 佐藤一丁目 佐藤二丁目 佐藤三丁目 中央一丁目 中央二丁目 中央三丁目 松城町 高町 中山町 三組町 鴨江町 西伊場町 南伊場町 和地山一丁目 和地山二丁目 和地山三丁目 富塚町 和合町 泉町 高丘町 鴨江一丁目 鴨江二丁目 鴨江三丁目 鴨江四丁目 文丘町 布橋一丁目 布橋二丁目 布橋三丁目 広沢一丁目 広沢二丁目 広沢三丁目 鹿谷町 山手町 蜷塚一丁目 蜷塚二丁目 蜷塚三丁目 蜷塚四丁目 泉一丁目 泉二丁目 泉三丁目 泉四丁目 佐鳴台一丁目 佐鳴台二丁目 佐鳴台三丁目 佐鳴台四丁目 佐鳴台五丁目 佐鳴台六丁目 葵東一丁目 葵東二丁目 西丘町 葵東三丁目 高丘東一丁目 高丘東二丁目 高丘東三丁目 高丘東四丁目 高丘東五丁目 高丘西一丁目 高丘西二丁目 高丘西三丁目 高丘西四丁目 高丘北一丁目 高丘北二丁目 高丘北三丁目 高丘北四丁目 葵西一丁目 葵西二丁目 葵西三丁目 葵西四丁目 葵西五丁目 葵西六丁目 花川町 神明町 肴町 連尺町 紺屋町 利町 伝馬町 鍛冶町 旭町 千歳町 大工町 栄町 元魚町 旅籠町 平田町 塩町 成子町 菅原町 海老塚町 砂山町 北寺島町 寺島町 龍禅寺町 浅田町 森田町 春日町 神田町 瓜内町（1番地から1813番地までを除く。） 法枝町（1番地から210番地まで） 東伊場一丁目 東伊場二丁目 西浅田一丁目 西浅田二丁目 上浅田一丁目 上浅田二丁目 南浅田一丁目 南浅田二丁目 海老塚一丁目 海老塚二丁目 元城町 尾張町 元目町 北田町 常盤町 早馬町 下池川町 中沢町 山下町 元浜町 八幡町 野口町 船越町 細島町 茄子町 新津町 助信町 曳馬町 十軒町 早出町 城北一丁目 城北二丁目 城北三丁目 住吉一丁	20人以内

	目 住吉二丁目 住吉三丁目 住吉四丁目 住吉五丁目 幸一丁目 幸二丁目 幸三丁目 幸四丁目 幸五丁目 萩丘一丁目 萩丘二 丁目 萩丘三丁目 萩丘四丁目 萩丘五丁目 小豆餅一丁目 小豆餅二丁目 小豆餅三丁 目 小豆餅四丁目 高林一丁目 高林二丁目 高林三丁目 高林四丁目 高林五丁目 上 島一丁目 上島二丁目 上島三丁目 上島四 丁目 上島五丁目 上島六丁目 上島七丁目 曳馬一丁目 曳馬二丁目 曳馬三丁目 曳 馬四丁目 曳馬五丁目 曳馬六丁目 和合北 一丁目 和合北二丁目 和合北三丁目 和合 北四丁目 初生町 三方原町 東三方町 豊 岡町 三幸町 大原町 根洗町	
東地域分科 会	植松町 将監町 神立町 西塚町 上西町 丸塚町 上新屋町 宮竹町 大蒲町 子安町 和田町 天龍川町 篠ヶ瀬町 北島町 薬 師町 薬新町 安新町 安間町 材木町 龍 光町 長鶴町 白鳥町 松小池町 中里町 中野町 国吉町 上石田町 市野町 小池町 中田町 原島町 天王町 下石田町 笠井 町 笠井上町 笠井新田町 豊町 豊西町 恒武町 貴平町 常光町 流通元町 中郡町 西ヶ崎町 大島町 大瀬町 積志町 有玉 北町 有玉南町 有玉西町 半田町 有玉台 一丁目 有玉台二丁目 有玉台三丁目 有玉 台四丁目 半田山一丁目 半田山二丁目 半 田山三丁目 半田山四丁目 半田山五丁目 半田山六丁目	20 人以内
西地域分科 会	西山町 神ヶ谷町 大久保町 神原町 入野 町 西鴨江町 志都呂町 伊左地町 佐浜町 大人見町 古人見町 和地町 湖東町 大 山町 和光町 深萩町 平松町 呉松町 白 洲町 舘山寺町 庄内町 協和町 庄和町 村櫛町 篠原町 坪井町 馬郡町 大平台一 丁目 大平台二丁目 大平台三丁目 大平台 四丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁 目 桜台四丁目 桜台五丁目 桜台六丁目 西都台町 志都呂一丁目 志都呂二丁目 舞 阪町舞阪 舞阪町長十新田 舞阪町浜田 舞 阪町弁天島 雄踏町宇布見 雄踏町山崎 雄 踏一丁目 雄踏二丁目 これらの町字に隣接 する浜名湖	20 人以内
南地域分科 会	渡瀬町 三和町 飯田町 青屋町 鶴見町 新貝町 大塚町 下飯田町 頭陀寺町 本郷 町 西伝寺町 安松町 石原町 金折町 老 間町 古川町 立野町 四本松町 芳川町 恩地町 参野町 都盛町 大柳町 嵐野町 御給町 下江町 富屋町 西町 東町 長田 町 河輪町 三新町 江之島町 西島町 福 島町 松島町 遠州浜一丁目 遠州浜二丁目 遠州浜三丁目 遠州浜四丁目 楊子町 三 島町 瓜内町(1番地から1813番地まで) 白 羽町 中田島町 寺脇町 福塚町 法枝町(1	20 人以内

		番地から 210 番地までを除く。) 田尻町 新橋町 堤町 米津町 小沢渡町 倉松町 卸本町 高塚町 増楽町 若林町 東若林町	
浜名区協議会	北地域分科会	都田町 滝沢町 鷺沢町 新都田一丁目 新都田二丁目 新都田三丁目 新都田四丁目 新都田五丁目 細江町小野 細江町気賀 細江町中川 細江町広岡 細江町三和 引佐町井伊谷 引佐町伊平 引佐町奥山 引佐町金指 引佐町狩宿 引佐町川名 引佐町黒淵 引佐町渋川 引佐町四方浄 引佐町白岩 引佐町田沢 引佐町田畑 引佐町栃窪 引佐町兎荷 引佐町西久留女木 引佐町西黒田 引佐町花平 引佐町東久留女木 引佐町東黒田 引佐町別所 引佐町の場 引佐町三岳 引佐町谷沢 引佐町横尾 神宮寺町 三ヶ日町宇志 三ヶ日町大崎 三ヶ日町大谷 三ヶ日町岡本 三ヶ日町上尾奈 三ヶ日町駒場 三ヶ日町佐久米 三ヶ日町下尾奈 三ヶ日町只木 三ヶ日町都筑 三ヶ日町津々崎 三ヶ日町釣 三ヶ日町鶴代 三ヶ日町日比沢 三ヶ日町平山 三ヶ日町福長 三ヶ日町本坂 三ヶ日町摩訶耶 三ヶ日町三ヶ日 これらの字に隣接する浜名湖及び猪鼻湖	20 人以内
	浜北地域分科会	寺島 中条 横須賀 高畑 西美蘭 東美蘭 油一色 本沢合 道本 沼 貴布祢 小林善地 高蘭 竜南 新野 新堀 八幡 永島 上善地 小松 内野 内野台一丁目 内野台二丁目 内野台三丁目 内野台四丁目 平口 染地台一丁目 染地台二丁目 染地台三丁目 染地台四丁目 染地台五丁目 染地台六丁目 上島 中瀬 豊保 於呂 根堅 尾野 宮口 新原 大平 堀谷 灰木 三大地 四大地 西中瀬一丁目 西中瀬二丁目 西中瀬三丁目	20 人以内

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(区協議会委員に関する経過措置)

- 2 改正後の別表第 3 に定める区協議会委員の定数は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 8 年 3 月 31 日までの間は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区協議会の名称	区協議会委員の定数
中央区協議会	85 人に附則第 4 項の規定の適用を受けた者の人数を加えた人数以内
浜名区協議会	45 人から附則第 4 項の規定の適用を受けた者の人数を差し引いた人数（40 人を下回る場合にあっては、40 人）以内
天竜区協議会	25 人以内

- 3 施行日の前日に次の表の左欄に掲げる改正前の別表第 3 に定める区協議会の区協議会

委員の職にあった者（次項の規定の適用を受ける者を除く。）は、施行日において、改正後の第6条第1項の規定によりそれぞれ次の表の中欄に掲げる改正後の別表第5に定める地域分科会の所掌区域内に住所を有する者のうちから次の表の右欄に掲げる改正後の別表第3に定める区協議会の区協議会委員に選任されたものとみなす。

中区協議会	中地域分科会	中央区協議会
東区協議会	東地域分科会	
西区協議会	西地域分科会	
南区協議会	南地域分科会	
北区協議会	北地域分科会	浜名区協議会
浜北区協議会	浜北地域分科会	

4 施行日の前日に改正前の別表第3に定める北区協議会の区協議会委員の職にあった者のうち改正後の別表第5に定める中地域分科会の所掌区域内に住所を有するものは、施行日において、改正後の第6条第1項の規定により同表に定める中地域分科会の所掌区域内に住所を有する者のうちから改正後の別表第3に定める中央区協議会の区協議会委員に選任されたものとみなす。

5 施行日の前日に改正前の別表第3に定める天竜区協議会の区協議会委員の職にあった者は、施行日において、改正後の第6条第2項の規定により改正後の別表第1に定める天竜区の区域内に住所を有する者のうちから改正後の別表第3に定める天竜区協議会の区協議会委員に選任されたものとみなす。

6 前3項の規定により選任されたものとみなされた区協議会委員及び施行日から令和8年3月31日までの間に改正後の第6条第1項又は第2項の規定により選任される区協議会委員の任期は、改正後の第7条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

（地域分科会委員に関する経過措置）

7 改正後の別表第5に定める地域分科会委員の定数は、施行日から令和8年3月31日までの間は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

地域分科会の名称	地域分科会委員の定数
中地域分科会	20人に附則第4項の規定の適用を受けた者の人数を加えた人数以内
東地域分科会	20人以内
西地域分科会	25人以内
南地域分科会	20人以内
北地域分科会	25人から附則第4項の規定の適用を受けた者の人数を差し引いた人数（20人を下回る場合にあっては、20人）以内
浜北地域分科会	20人以内

（規則への委任）

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 30 号 議 案

令和 5年 2月15日提 出

浜松市協働センター条例の一部改正について

浜松市協働センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市協働センター条例の一部を改正する条例

浜松市協働センター条例（平成24年浜松市条例第74号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>浜松市協働センター条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、コミュニティ活動を通じた活力ある地域づくり及び生涯学習の推進を図るため設置する<u>協働センター</u>について必要な事項を定める。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 <u>協働センター</u>の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 <u>協働センター</u>は、次に掲げる事業（浜松市雄踏協働センター、<u>浜松市細江協働センター</u>、<u>浜松市引佐協働センター</u>、<u>浜松市春野協働センター</u>及び<u>浜松市水窪協働センター</u>（以下「<u>雄踏協働センター等</u>」という。）にあつては、第3号に掲げる事業を除く。）を行う。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 前3号に<u>定めるもの</u>のほか、市長が必要があると認める事業</p> <p>（開館時間）</p> <p>第4条 <u>協働センター</u>の開館時間は、次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>浜松市行政センター、支所、協働センター及びふれあいセンター条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>市民協働による</u>コミュニティ活動を通じた活力ある地域づくり及び生涯学習の推進を図るため設置する<u>行政センター、支所、協働センター及びふれあいセンター</u>（以下「<u>行政センター等</u>」という。）について必要な事項を定める。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 <u>行政センター等</u>の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 <u>行政センター等</u>は、次に掲げる事業（<u>行政センター、浜松市引佐支所、浜松市春野支所、浜松市水窪支所、浜松市雄踏協働センター及び浜松市細江協働センター</u>（以下「<u>行政センター及び引佐支所等</u>」という。）にあつては、第3号に掲げる事業を除く。）を行う。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 前3号に<u>掲げるもの</u>のほか、市長が必要があると認める事業</p> <p>（開館時間）</p> <p>第4条 <u>行政センター等</u>の開館時間は、次のとおりとする。</p>

(1) 協働センター（次号及び第3号に掲げるものを除く。） 午前8時30分から午後5時15分まで

(2) (略)

(3) 浜松市二俣協働センター 午前9時から午後5時45分まで

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる協働センターの施設（以下「占用等施設」という。）の開館時間は、次のとおりとする。

(1) 別表第2の1に定める施設（浜松市舞阪協働センター、浜松市三ヶ日協働センター、浜松市二俣協働センター、浜松市佐久間協働センター及び浜松市龍山協働センターの施設並びに浜松市五島協働センターの天文台を除く。）

ア・イ (略)

(2) 別表第2の1に定める施設（浜松市舞阪協働センター、浜松市三ヶ日協働センター、浜松市二俣協働センター、浜松市佐久間協働センター及び浜松市龍山協働センターの施設に限る。）及び同表の2に定める施設 午前9時から午後9時30分まで

(3) (略)

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、協働センターの開館時間を変更することができる。

(休館日等)

第5条 協働センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 協働センター（次号に掲げるものを除

(1) 行政センター等（次号及び第3号に掲げるものを除く。） 午前8時30分から午後5時15分まで

(2) (略)

(3) 浜松市二俣ふれあいセンター 午前9時から午後5時45分まで

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる行政センター等の施設（以下「占用等施設」という。）の開館時間は、次のとおりとする。

(1) 別表第2の1に定める施設（浜松市舞阪支所、浜松市三ヶ日支所、浜松市佐久間支所、浜松市龍山支所及びふれあいセンターの施設を除く。）

ア・イ (略)

(2) 別表第2の1に定める施設（浜松市舞阪支所、浜松市三ヶ日支所、浜松市佐久間支所、浜松市龍山支所及びふれあいセンターの施設に限る。）及び同表の2に定める施設 午前9時から午後9時30分まで

(3) (略)

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、行政センター等の開館時間を変更することができる。

(休館日等)

第5条 行政センター等の休館日は、次のとおりとする。

(1) 行政センター等（次号に掲げるものを

く。) 12月29日から翌年の1月3日まで

(2) 雄踏協働センター等 浜松市の休日
を定める条例(平成元年浜松市条例第76号)第1条第1項各号に掲げる日

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、協働センターを臨時に休館し、若しくは開館し、又はその休館日を変更することができる。

(入館の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、協働センターへの入館を拒み、又は協働センターからの退館を命じることができる。

(1) 協働センターの施設、設備等を損傷した者又はそのおそれがある者

(2)～(4) (略)

(利用の制限)

第8条 市長は、次の各号(浜松市中部協働センターの施設にあつては、第1号を除く。)のいずれかに該当するときは、占用等施設の利用を許可しない。

(1)～(3) (略)

(4) 協働センターの施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。

(5) (略)

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、協働センターの施設の利用を終了したとき又は前条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにこれを原状に回

除く。) 12月29日から翌年の1月3日まで

(2) 行政センター及び引佐支所等 浜松市の休日
を定める条例(平成元年浜松市条例第76号)第1条第1項各号に掲げる日

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、行政センター等を臨時に休館し、若しくは開館し、又はその休館日を変更することができる。

(入館の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、行政センター等への入館を拒み、又は行政センター等からの退館を命じることができる。

(1) 行政センター等の施設、設備等を損傷した者又はそのおそれがある者

(2)～(4) (略)

(利用の制限)

第8条 市長は、次の各号(浜松市中部協働センターの施設にあつては、第1号を除く。)のいずれかに該当するときは、占用等施設の利用を許可しない。

(1)～(3) (略)

(4) 行政センター等の施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。

(5) (略)

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、行政センター等の施設の利用を終了したとき又は前条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにこれを原状に

復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第15条 協働センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第16条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第3項	(略)	
	<u>協働センター</u>	市長の承認を得て <u>協働センター</u>
第5条第3項	(略)	
	<u>協働センター</u>	市長の承認を得て <u>協働センター</u>
(略)		

別表第1 (第2条関係)

回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第15条 行政センター等の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第16条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第3項	(略)	
	<u>行政センター等</u>	市長の承認を得て <u>行政センター等</u>
第5条第3項	(略)	
	<u>行政センター等</u>	市長の承認を得て <u>行政センター等</u>
(略)		

別表第1 (第2条関係)

1 行政センター

名称	位置
<u>浜松市東行政センター</u>	浜松市中央区流通元町20番3号
<u>浜松市西行政センター</u>	浜松市中央区雄踏一丁目31番1号
<u>浜松市南行政センター</u>	浜松市中央区江之島町600番地の1
<u>浜松市北行政センター</u>	浜松市浜名区細江町気賀305番地

2 支所

名称	位置
<u>浜松市舞阪支所</u>	浜松市中央区舞阪町舞阪2701番地の9
<u>浜松市引佐支所</u>	浜松市浜名区引佐町井伊谷616番地の5
<u>浜松市三ヶ日支所</u>	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日500番地の1
<u>浜松市春野支所</u>	浜松市天竜区春野町宮川

	1467番地の2
浜松市佐久間支所	浜松市天竜区佐久間町中部18番地の11
浜松市水窪支所	浜松市天竜区水窪町奥領家2980番地の1
浜松市龍山支所	浜松市天竜区龍山町大嶺570番地の1

3 協働センター

名称	位置
浜松市東部協働センター	浜松市中区相生町23番1号
浜松市富塚協働センター	浜松市中区富塚町1740番地の1
浜松市高台協働センター	浜松市中区和合町58番地の30
浜松市西部協働センター	浜松市中区広沢一丁目21番1号
浜松市佐鳴台協働センター	浜松市中区佐鳴台二丁目24番1号
浜松市北部協働センター	浜松市中区葵東一丁目15番1号
浜松市県居協働センター	浜松市中区東伊場二丁目7番2号
浜松市南部協働センター	浜松市中区海老塚二丁目25番17号
浜松市中部協働センター	浜松市中区早馬町2番地の1
浜松市曳馬協働センター	浜松市中区曳馬三丁目13番10号
浜松市蒲協働センター	浜松市東区子安町309番地の1
浜松市天竜協働センター	浜松市東区薬新町99番地
浜松市長上協働センター	浜松市東区市野町2620番地の1
浜松市笠井協働センター	浜松市東区笠井町861番地
浜松市積志協働センター	浜松市東区積志町1825番地
浜松市神久呂協働センター	浜松市西区神原町922番地
浜松市入野協働センター	浜松市西区入野町9858番地
浜松市伊佐見協働センター	浜松市西区伊左地町45番地
浜松市和地協働センター	浜松市西区和地町6578番地
浜松市庄内協働センター	浜松市西区庄内町14番地の5
浜松市篠原協働センター	浜松市西区篠原町20399番地の1

名称	位置
浜松市東部協働センター	浜松市中央区相生町23番1号
浜松市富塚協働センター	浜松市中央区富塚町1740番地の1
浜松市高台協働センター	浜松市中央区和合町58番地の30
浜松市西部協働センター	浜松市中央区広沢一丁目21番1号
浜松市佐鳴台協働センター	浜松市中央区佐鳴台二丁目24番1号
浜松市北部協働センター	浜松市中央区葵東一丁目15番1号
浜松市県居協働センター	浜松市中央区東伊場二丁目7番2号
浜松市南部協働センター	浜松市中央区海老塚二丁目25番17号
浜松市中部協働センター	浜松市中央区早馬町2番地の1
浜松市曳馬協働センター	浜松市中央区曳馬三丁目13番10号
浜松市蒲協働センター	浜松市中央区子安町309番地の1
浜松市天竜協働センター	浜松市中央区薬新町99番地
浜松市長上協働センター	浜松市中央区市野町2620番地の1
浜松市笠井協働センター	浜松市中央区笠井町861番地
浜松市積志協働センター	浜松市中央区積志町1825番地
浜松市神久呂協働センター	浜松市中央区神原町922番地
浜松市入野協働センター	浜松市中央区入野町9858番地
浜松市伊佐見協働センター	浜松市中央区伊左地町45番地
浜松市和地協働センター	浜松市中央区和地町6578番地
浜松市庄内協働センター	浜松市中央区庄内町14番地の5
浜松市篠原協働センター	浜松市中央区篠原町20399番地の1

浜松市舞阪協働センター	浜松市西区舞阪町舞阪2701番地の9
浜松市雄踏協働センター	浜松市西区雄踏町宇布見5427番地
浜松市南陽協働センター	浜松市南区下江町462番地
浜松市五島協働センター	浜松市南区福島町242番地の1
浜松市白脇協働センター	浜松市南区寺脇町241番地
浜松市新津協働センター	浜松市南区新橋町910番地
浜松市可美協働センター	浜松市南区増楽町1723番地の1
浜松市三方原協働センター	浜松市北区三方原町1179番地の5
浜松市都田協働センター	浜松市北区都田町5563番地の16
浜松市細江協働センター	浜松市北区細江町気賀369番地
浜松市引佐協働センター	浜松市北区引佐町井伊谷616番地の5
浜松市三ヶ日協働センター	浜松市北区三ヶ日町三ヶ日500番地の1
浜松市北浜南部協働センター	浜松市浜北区寺島2946番地
浜松市浜名協働センター	浜松市浜北区小松2789番地
浜松市中瀬協働センター	浜松市浜北区中瀬3501番地の1
浜松市麓玉協働センター	浜松市浜北区宮口3171番地
浜松市二俣協働センター	浜松市天竜区二俣町二俣184番地の32
浜松市春野協働センター	浜松市天竜区春野町宮川1467番地の2
浜松市佐久間協働センター	浜松市天竜区佐久間町中部18番地の11
浜松市水窪協働センター	浜松市天竜区水窪町奥領家2980番地の1
浜松市龍山協働センター	浜松市天竜区龍山町大嶺570番地の1

浜松市雄踏協働センター	浜松市中央区雄踏町宇布見5427番地
浜松市南陽協働センター	浜松市中央区下江町462番地
浜松市五島協働センター	浜松市中央区福島町242番地の1
浜松市白脇協働センター	浜松市中央区寺脇町241番地
浜松市新津協働センター	浜松市中央区新橋町910番地
浜松市可美協働センター	浜松市中央区増楽町1723番地の1
浜松市三方原協働センター	浜松市中央区三方原町1179番地の5
浜松市都田協働センター	浜松市浜名区都田町5563番地の16
浜松市細江協働センター	浜松市浜名区細江町気賀369番地
浜松市北浜南部協働センター	浜松市浜名区寺島2946番地
浜松市浜名協働センター	浜松市浜名区小松2789番地
浜松市中瀬協働センター	浜松市浜名区中瀬3501番地の1
浜松市麓玉協働センター	浜松市浜名区宮口3171番地

4 ふれあいセンター

名称	位置
浜松市二俣ふれあいセンター	浜松市天竜区二俣町二俣184番地の32
浜松市光明ふれあいセンター	浜松市天竜区山東2309番地の8
浜松市竜川ふれあいセンター	浜松市天竜区横山町 772 番地の 1

浜松市熊ふれあいセンター	浜松市天竜区熊1977番地の2
浜松市上阿多古ふれあいセンター	浜松市天竜区西藤平1555番地
浜松市下阿多古ふれあいセンター	浜松市天竜区上野172番地の3
浜松市浦川ふれあいセンター	浜松市天竜区佐久間町浦川2794番地の1
浜松市山香ふれあいセンター	浜松市天竜区佐久間町大井2415番地の1
浜松市城西ふれあいセンター	浜松市天竜区佐久間町奥領家1528番地の4

別表第2（第4条・第9条・第17条関係）

- 1 施設（浜松市中部協働センターの施設及び浜松市五島協働センターの天文台を除く。）

（表略）

備考

1～3 （略）

4 浜松市笠井協働センター、浜松市和地協働センター、浜松市五島協働センター、浜松市白脇協働センター若しくは浜松市浜名協働センターのホール又は浜松市二俣協働センターの大会議室を2区分に区分して利用する場合の1区分に係る使用料は、所定の使用料の5割に相当する額とする。

5・6 （略）

2～4 （略）

別表第2（第4条・第9条・第17条関係）

- 1 施設（浜松市中部協働センターの施設及び浜松市五島協働センターの天文台を除く。）

（表略）

備考

1～3 （略）

4 浜松市笠井協働センター、浜松市和地協働センター、浜松市五島協働センター、浜松市白脇協働センター若しくは浜松市浜名協働センターのホール又は浜松市二俣ふれあいセンターの大会議室を2区分に区分して利用する場合の1区分に係る使用料は、所定の使用料の5割に相当する額とする。

5・6 （略）

2～4 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（浜松市ふれあいセンター条例の廃止）

2 浜松市ふれあいセンター条例（平成24年浜松市条例第75号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の浜松市協働センター条例（以下「旧協働センター条例」という。）に規定する浜松市舞阪協働センター、浜松市三ヶ日協働センター、浜松市佐久間協働センター及び浜松市龍山協働センター並びに浜松市二俣協働センターの施設の利用に関して旧協働センター条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の浜松市行政センター、支所、協働センター及びふれあいセンター条例（以下「新条例」という。）に規定する浜松市舞阪支所、浜松市三ヶ日支所、浜松市佐久間支所及び浜松市龍山支所並びに浜松市二俣ふれあいセンターの相当する施設の利用に関してそれぞれ新条例の相当規定によりされたものとみなす。

4 施行日前に附則第2項の規定による廃止前の浜松市ふれあいセンター条例（以下「旧ふれあいセンター条例」という。）に規定する浜松市光明ふれあいセンター、浜松市竜川ふれあいセンター、浜松市熊ふれあいセンター、浜松市上阿多古ふれあいセンター、浜松市下阿多古ふれあいセンター、浜松市浦川ふれあいセンター、浜松市山香ふれあいセンター及び浜松市城西ふれあいセンターの施設の利用に関して旧ふれあいセンター条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例に規定する浜松市光明ふれあいセンター、浜松市竜川ふれあいセンター、浜松市熊ふれあいセンター、浜松市上阿多古ふれあいセンター、浜松市下阿多古ふれあいセンター、浜松市浦川ふれあいセンター、浜松市山香ふれあいセンター及び浜松市城西ふれあいセンターの相当する施設の利用に関してそれぞれ新条例の相当規定によりされたものとみなす。

第 31 号 議 案

令和 5年 2月15日 提 出

浜松市福祉事務所設置条例の一部改正について

浜松市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

浜松市福祉事務所設置条例（昭和26年浜松市条例第59号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
（設置） 第1条（略） 2 福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			（設置） 第1条（略） 2 福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
浜松市中区福祉事務所	浜松市中区元城町103番地の2	中区の区域	浜松市中央福祉事業所	浜松市中央区元城町103番地の2	中央区の区域
浜松市東区福祉事務所	浜松市東区流通元町20番3号	東区の区域	浜松市浜名福祉事業所	浜松市浜名区貴布祢3000番地	浜名区の区域
浜松市西区福祉事務所	浜松市西区雄踏一丁目31番1号	西区の区域	浜松市天竜福祉事業所	浜松市天竜区二俣町二俣481番地	天竜区の区域
浜松市南区福祉事務所	浜松市南区江之島町600番地の1	南区の区域			
浜松市北区福祉事務所	浜松市北区細江町気賀305番地	北区の区域			
浜松市浜北区福祉事務所	浜松市浜北区貴布祢3000番地	浜北区の区域			
浜松市天竜区福祉事務所	浜松市天竜区二俣町二俣481番地	天竜区の区域			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

第 32 号 議 案

令和 5年 2月15日提 出

浜松市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について

浜松市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

浜松市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和39年浜松市条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
<p>(消防本部の名称及び位置)</p> <p>第3条 消防本部は、浜松市消防局といい、 <u>浜松市中区下池川町19番1号</u>に置く。</p> <p>(消防署の名称、位置及び管轄区域)</p> <p>第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、 次のとおりとする。</p>			<p>(消防本部の名称及び位置)</p> <p>第3条 消防本部は、浜松市消防局といい、 <u>浜松市中央区下池川町19番1号</u>に置く。</p> <p>(消防署の名称、位置及び管轄区域)</p> <p>第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、 次のとおりとする。</p>		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
浜松市中 消防署	<u>浜松市中区 下池川町19 番1号</u>	中区の区域（浜松市南 消防署の管轄区域を 除く。）	浜松市中 消防署	<u>浜松市中央 区下池川町 19番1号</u>	中央区の区域（浜松市 東消防署、浜松市西消 防署及び浜松市南消 防署の管轄区域を除 く。）
浜松市東 消防署	<u>浜松市東区 篠ヶ瀬町 1374番地</u>	東区の区域	浜松市東 消防署	<u>浜松市中央 区篠ヶ瀬町 1374番地</u>	中央区（植松町、将監 町、神立町、西塚町、 上西町、丸塚町、上新 屋町、宮竹町、大蒲町、 子安町、和田町、天龍 川町、篠ヶ瀬町、北島 町、薬師町、薬新町、 安新町、安間町、材木 町、龍光町、長鶴町、 白鳥町、松小池町、中 里町、中野町、国吉町、 上石田町、市野町、小 池町、中田町、原島町、 天王町、下石田町、笠 井町、笠井上町、笠井 新田町、豊町、豊西町、 恒武町、貴平町、常光 町、流通元町、中郡町、 西ヶ崎町、大島町、大 瀬町、積志町、有玉北 町、有玉南町、有玉西 町、半田町、有玉台一 丁目、有玉台二丁目、 有玉台三丁目、有玉台 四丁目、半田山一丁 目、半田山二丁目、半 田山三丁目、半田山四 丁目、半田山五丁目及 び半田山六丁目）の区

					域
浜松市西 消防署	浜松市西 区馬郡町4074 番地の1	西区の区域	浜松市西 消防署	浜松市中央 区馬郡町 4074番地の1	中央区(西山町、神ヶ 谷町、大久保町、神原 町、入野町、西鴨江町、 志都呂町、伊左地町、 佐浜町、大人見町、古 人見町、和地町、湖東 町、大山町、和光町、 深萩町、平松町、呉松 町、白洲町、館山寺町、 庄内町、協和町、庄和 町、村櫛町、篠原町、 坪井町、馬郡町、大平 台一丁目、大平台二丁 目、大平台三丁目、大 平台四丁目、桜台一丁 目、桜台二丁目、桜台 三丁目、桜台四丁目、 桜台五丁目、桜台六丁 目、西都台町、志都呂 一丁目、志都呂二丁 目、舞阪町舞阪、舞阪 町長十新田、舞阪町浜 田、舞阪町弁天島、雄 踏町宇布見、雄踏町山 崎、雄踏一丁目、雄踏 二丁目及びこれらの 町字に隣接する浜名 湖)の区域
浜松市南 消防署	浜松市中 区森田町98番 地	中区(海老塚町、砂山 町、北寺島町、寺島町、 龍禅寺町、浅田町、森 田町、春日町、神田町、 瓜内町、法枝町、西浅 田一丁目、西浅田二丁 目、上浅田一丁目、上 浅田二丁目、南浅田一 丁目、南浅田二丁目、 海老塚一丁目及び海 老塚二丁目)及び南区 の区域	浜松市南 消防署	浜松市中央 区森田町98 番地	中央区(海老塚町、砂 山町、北寺島町、寺島 町、龍禅寺町、浅田町、 森田町、春日町、神田 町、瓜内町、法枝町、 西浅田一丁目、西浅田 二丁目、上浅田一丁 目、上浅田二丁目、南 浅田一丁目、南浅田二 丁目、海老塚一丁目、 海老塚二丁目、渡瀬 町、三和町、飯田町、 青屋町、鶴見町、新貝 町、大塚町、下飯田町、 頭陀寺町、本郷町、西 伝寺町、安松町、石原 町、金折町、老間町、 古川町、立野町、四本 松町、芳川町、恩地町、 参野町、都盛町、大柳 町、嵐野町、御給町、 下江町、富屋町、西町、 東町、長田町、河輪町、 三新町、江之島町、西

					島町、福島町、松島町、遠州浜一丁目、遠州浜二丁目、遠州浜三丁目、遠州浜四丁目、楊子町、三島町、白羽町、中田島町、寺脇町、福塚町、田尻町、新橋町、堤町、米津町、小沢渡町、倉松町、御本町、高塚町、増楽町、若林町及び東若林町)の区域
浜松市北消防署	浜松市北区細江町三和2173番地の7	北区の区域	浜松市北消防署	浜松市浜名区細江町三和2173番地の7	浜名区の区域(浜松市浜北消防署の管轄区域を除く。)
浜松市浜北消防署	浜松市浜北区西美蘭58番地	浜北区の区域	浜松市浜北消防署	浜松市浜名区西美蘭58番地	浜名区(寺島、中条、横須賀、高畑、西美蘭、東美蘭、油一色、本沢合、道本、沼、貴布祢、小林、善地、高蘭、竜南、新野、新堀、八幡、永島、上善地、小松、内野、内野台一丁目、内野台二丁目、内野台三丁目、内野台四丁目、平口、染地台一丁目、染地台二丁目、染地台三丁目、染地台四丁目、染地台五丁目、染地台六丁目、上島、中瀬、豊保、於呂、根堅、尾野、宮口、新原、大平、堀谷、灰木、三大地、四大地、西中瀬一丁目、西中瀬二丁目及び西中瀬三丁目)の区域
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

第 33 号 議 案

令和 5年 2月15日提 出

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(浜松市の事務所の位置に関する条例の一部改正)

第1条 浜松市の事務所の位置に関する条例(昭和27年浜松市条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2条 浜松市の事務所を次の場所に置く。 <u>浜松市中区元城町103番地の2</u>	第2条 浜松市の事務所を次の場所に置く。 <u>浜松市中央区元城町103番地の2</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市防災学習センター条例の一部改正)

第2条 浜松市防災学習センター条例(平成30年浜松市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 防災学習センターは、浜松市防災学習センター(以下「センター」という。)といい、 <u>浜松市中区山下町192番地</u> に置く。	(名称及び位置) 第2条 防災学習センターは、浜松市防災学習センター(以下「センター」という。)といい、 <u>浜松市中央区山下町192番地</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市地域情報センター条例の一部改正)

第3条 浜松市地域情報センター条例(平成9年浜松市条例第60号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 地域情報センターは、浜松市地域情報センター(以下「センター」という。)といい、 <u>浜松市中区中央一丁目12番7号</u> に置く。	(名称及び位置) 第2条 地域情報センターは、浜松市地域情報センター(以下「センター」という。)といい、 <u>浜松市中央区中央一丁目12番7号</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市市民協働センター条例の一部改正)

第4条 浜松市市民協働センター条例(平成13年浜松市条例第56号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 市民協働センターは、浜松市市民協働センター（以下「センター」という。） といい、 <u>浜松市中区中央一丁目13番3号</u> に置く。	(名称及び位置) 第2条 市民協働センターは、浜松市市民協働センター（以下「センター」という。） といい、 <u>浜松市中央区中央一丁目13番3号</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター条例の一部改正)

第5条 浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター条例（平成25年浜松市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 男女共同参画・文化芸術活動推進センターは、浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター（以下「センター」という。） といい、 <u>浜松市中区幸三丁目3番1号</u> に置く。	(名称及び位置) 第2条 男女共同参画・文化芸術活動推進センターは、浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター（以下「センター」という。） といい、 <u>浜松市中央区幸三丁目3番1号</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(アクトシティ浜松条例の一部改正)

第6条 アクトシティ浜松条例（平成5年浜松市条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 産業文化総合施設は、アクトシティ浜松といい、 <u>浜松市中区板屋町111番地の1</u> に置く。	(名称及び位置) 第2条 産業文化総合施設は、アクトシティ浜松といい、 <u>浜松市中央区板屋町111番地の1</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市楽器博物館条例の一部改正)

第7条 浜松市楽器博物館条例（平成5年浜松市条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置)	(名称及び位置)

第2条 楽器博物館は、浜松市楽器博物館（以下第5条の3を除き「博物館」という。） といい、 <u>浜松市中区中央三丁目9番1号</u> に置く。	第2条 楽器博物館は、浜松市楽器博物館（以下第5条の3を除き「博物館」という。） といい、 <u>浜松市中央区中央三丁目9番1号</u> に置く。
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市茶室条例の一部改正）

第8条 浜松市茶室条例（平成9年浜松市条例第61号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（名称及び位置） 第2条 茶室は、浜松市茶室（以下「茶室」という。）といい、 <u>浜松市中区鹿谷町11番4号</u> に置く。	（名称及び位置） 第2条 茶室は、浜松市茶室（以下「茶室」という。）といい、 <u>浜松市中央区鹿谷町11番4号</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松文芸館条例の一部改正）

第9条 浜松文芸館条例（昭和63年浜松市条例第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（名称及び位置） 第2条 文芸館は、浜松文芸館（以下「文芸館」という。）といい、 <u>浜松市中区早馬町2番地の1</u> に置く。	（名称及び位置） 第2条 文芸館は、浜松文芸館（以下「文芸館」という。）といい、 <u>浜松市中央区早馬町2番地の1</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松復興記念館条例の一部改正）

第10条 浜松復興記念館条例（昭和63年浜松市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（名称及び位置） 第2条 記念館は、浜松復興記念館（以下「記念館」という。）といい、 <u>浜松市中区利町304番地の2</u> に置く。	（名称及び位置） 第2条 記念館は、浜松復興記念館（以下「記念館」という。）といい、 <u>浜松市中央区利町304番地の2</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市旧浜松銀行協会条例の一部改正）

第11条 浜松市旧浜松銀行協会条例（平成21年浜松市条例第45号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 文化施設は、浜松市旧浜松銀行協会 (以下「旧銀行協会」という。)といい、 浜松市中区栄町3番地の <u>1</u> に置く。	(名称及び位置) 第2条 文化施設は、浜松市旧浜松銀行協会 (以下「旧銀行協会」という。)といい、 浜松市中央区栄町3番地の <u>1</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市鴨江アートセンター条例の一部改正)

第12条 浜松市鴨江アートセンター条例(平成25年浜松市条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 アートセンターは、浜松市鴨江ア ートセンター(以下「センター」という。) といい、 <u>浜松市中区鴨江町1番地</u> に置く。	(名称及び位置) 第2条 アートセンターは、浜松市鴨江ア ートセンター(以下「センター」という。) といい、 <u>浜松市中央区鴨江町1番地</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松科学館条例の一部改正)

第13条 浜松科学館条例(昭和61年浜松市条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 科学館は、浜松科学館(以下「科学 館」という。)といい、 <u>浜松市中区北寺島 町256番地の3</u> に置く。	(名称及び位置) 第2条 科学館は、浜松科学館(以下「科学 館」という。)といい、 <u>浜松市中央区北寺 島町256番地の3</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市学習等供用施設条例の一部改正)

第14条 浜松市学習等供用施設条例(平成6年浜松市条例第21号)の一部を次のよう
に改正する。

改正前	改正後												
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和合会館</td> <td>浜松市中区和合町220番地 の702</td> </tr> <tr> <td>幸町会館</td> <td>浜松市中区幸三丁目2番16 号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	和合会館	浜松市中区和合町220番地 の702	幸町会館	浜松市中区幸三丁目2番16 号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和合会館</td> <td>浜松市中央区和合町220番 地の702</td> </tr> <tr> <td>幸町会館</td> <td>浜松市中央区幸三丁目2番 16号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	和合会館	浜松市中央区和合町220番 地の702	幸町会館	浜松市中央区幸三丁目2番 16号
名称	位置												
和合会館	浜松市中区和合町220番地 の702												
幸町会館	浜松市中区幸三丁目2番16 号												
名称	位置												
和合会館	浜松市中央区和合町220番 地の702												
幸町会館	浜松市中央区幸三丁目2番 16号												

和泉会館	浜松市中区泉二丁目6番3号
伊佐見会館	浜松市西区伊左地町45番地
三方原会館	浜松市北区三方原町562番地の1
金屋会館	浜松市中区曳馬一丁目21番47号
馬生会館	浜松市中区和合町88番地の4
西山会館	浜松市西区西山町2050番地の2
北島会館	浜松市東区北島町542番地
安新会館	浜松市東区安新町274番地
北原会館	浜松市西区伊左地町166番地
瑞穂会館	浜松市中区高丘西二丁目34番1号
湖東会館	浜松市西区湖東町2964番地の1
湖東西会館	浜松市西区湖東町1484番地の225
平松会館	浜松市西区平松町649番地の8
佐浜会館	浜松市西区佐浜町1933番地の1
下之谷会館	浜松市西区和地町6749番地
恒武会館	浜松市東区恒武町311番地の2
神ヶ谷会館	浜松市西区神ヶ谷町9418番地
葵西会館	浜松市中区葵西二丁目18番18号
大久保会館	浜松市西区大久保町2862番地の1
小池会館	浜松市東区小池町1184番地
葵が丘会館	浜松市中区高丘東五丁目1番1号
村櫛会館	浜松市西区村櫛町3335番地の1
神原会館	浜松市西区神原町772番地の6
富塚西会館	浜松市中区富塚町2114番地の24
高丘北会館	浜松市中区高丘北二丁目29番46号

和泉会館	浜松市中央区泉二丁目6番3号
伊佐見会館	浜松市中央区伊左地町45番地
三方原会館	浜松市中央区三方原町562番地の1
金屋会館	浜松市中央区曳馬一丁目21番47号
馬生会館	浜松市中央区和合町88番地の4
西山会館	浜松市中央区西山町2050番地の2
北島会館	浜松市中央区北島町542番地
安新会館	浜松市中央区安新町274番地
北原会館	浜松市中央区伊左地町166番地
瑞穂会館	浜松市中央区高丘西二丁目34番1号
湖東会館	浜松市中央区湖東町2964番地の1
湖東西会館	浜松市中央区湖東町1484番地の225
平松会館	浜松市中央区平松町649番地の8
佐浜会館	浜松市中央区佐浜町1933番地の1
下之谷会館	浜松市中央区和地町6749番地
恒武会館	浜松市中央区恒武町311番地の2
神ヶ谷会館	浜松市中央区神ヶ谷町9418番地
葵西会館	浜松市中央区葵西二丁目18番18号
大久保会館	浜松市中央区大久保町2862番地の1
小池会館	浜松市中央区小池町1184番地
葵が丘会館	浜松市中央区高丘東五丁目1番1号
村櫛会館	浜松市中央区村櫛町3335番地の1
神原会館	浜松市中央区神原町772番地の6
富塚西会館	浜松市中央区富塚町2114番地の24
高丘北会館	浜松市中央区高丘北二丁目29番46号

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市市民音楽ホール条例の一部改正)

第15条 浜松市市民音楽ホール条例(令和元年浜松市条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 市民音楽ホールは、浜松市市民音楽ホール(以下「音楽ホール」という。)といい、 <u>浜松市北区新都田三丁目2番1号</u> に置く。	(名称及び位置) 第2条 市民音楽ホールは、浜松市市民音楽ホール(以下「音楽ホール」という。)といい、 <u>浜松市浜名区新都田三丁目2番1号</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市文化コミュニティセンター条例の一部改正)

第16条 浜松市文化コミュニティセンター条例(昭和63年浜松市条例第44号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 文化コミュニティセンターは、浜松市文化コミュニティセンター(以下「センター」という。)といい、 <u>浜松市中区早馬町2番地の1</u> に置く。	(名称及び位置) 第2条 文化コミュニティセンターは、浜松市文化コミュニティセンター(以下「センター」という。)といい、 <u>浜松市中央区早馬町2番地の1</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市雄踏文化センター条例の一部改正)

第17条 浜松市雄踏文化センター条例(平成17年浜松市条例第261号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 文化センターは、浜松市雄踏文化センター(以下「文化センター」という。)といい、 <u>浜松市西区雄踏町宇布見5427番地</u> に置く。	(名称及び位置) 第2条 文化センターは、浜松市雄踏文化センター(以下「文化センター」という。)といい、 <u>浜松市中央区雄踏町宇布見5427番地</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市みをつくし文化センター条例の一部改正)

第18条 浜松市みをつくし文化センター条例(平成17年浜松市条例第258号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 文化センターは、浜松市みをつくし文化センター（以下「センター」という。） といい、 <u>浜松市北区細江町気賀369番地</u> に置く。	(名称及び位置) 第2条 文化センターは、浜松市みをつくし文化センター（以下「センター」という。） といい、 <u>浜松市浜名区細江町気賀369番地</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市細江農業就業改善センター条例の一部改正)

第19条 浜松市細江農業就業改善センター条例（平成17年浜松市条例第200号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 農業就業改善センターは、浜松市細江農業就業改善センター（以下「就業改善センター」という。） といい、 <u>浜松市北区細江町気賀369番地</u> に置く。	(名称及び位置) 第2条 農業就業改善センターは、浜松市細江農業就業改善センター（以下「就業改善センター」という。） といい、 <u>浜松市浜名区細江町気賀369番地</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市引佐多目的研修センター条例の一部改正)

第20条 浜松市引佐多目的研修センター条例（平成17年浜松市条例第264号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 多目的研修センターは、浜松市引佐多目的研修センター（以下「研修センター」という。） といい、 <u>浜松市北区引佐町井伊谷248番地の186</u> に置く。	(名称及び位置) 第2条 多目的研修センターは、浜松市引佐多目的研修センター（以下「研修センター」という。） といい、 <u>浜松市浜名区引佐町井伊谷248番地の186</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市三ヶ日文化ホール条例の一部改正)

第21条 浜松市三ヶ日文化ホール条例（平成17年浜松市条例第269号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置)	(名称及び位置)

第2条 文化ホールは、浜松市三ヶ日文化ホール（以下「文化ホール」という。）といい、 <u>浜松市北区三ヶ日町三ヶ日500番地の1</u> に置く。	第2条 文化ホールは、浜松市三ヶ日文化ホール（以下「文化ホール」という。）といい、 <u>浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日500番地の1</u> に置く。
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市なゆた・浜北条例の一部改正）

第22条 浜松市なゆた・浜北条例（平成17年浜松市条例第259号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（名称及び位置） 第2条 ホールは、浜松市なゆた・浜北（以下「なゆた」という。）といい、 <u>浜松市浜北区貴布祢3000番地</u> に置く。	（名称及び位置） 第2条 ホールは、浜松市なゆた・浜北（以下「なゆた」という。）といい、 <u>浜松市浜名区貴布祢3000番地</u> に置く。
2 （略）	2 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市浜北文化センター条例の一部改正）

第23条 浜松市浜北文化センター条例（平成17年浜松市条例第255号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（名称及び位置） 第2条 文化センターは、浜松市浜北文化センター（以下「文化センター」という。）といい、 <u>浜松市浜北区貴布祢291番地の1</u> に置く。	（名称及び位置） 第2条 文化センターは、浜松市浜北文化センター（以下「文化センター」という。）といい、 <u>浜松市浜名区貴布祢291番地の1</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市総合体育館条例の一部改正）

第24条 浜松市総合体育館条例（平成17年浜松市条例第197号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
（名称及び位置） 第2条 総合体育館（以下「体育館」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。	（名称及び位置） 第2条 総合体育館（以下「体育館」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。				
<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> </table>	名称	位置	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> </table>	名称	位置
名称	位置				
名称	位置				

浜松市浜北体育館	浜松市浜北区西美蘭29番地	浜松市浜北体育館	浜松市浜名区西美蘭29番地
浜松市浜北総合体育館	浜松市浜北区平口5042番地の133	浜松市浜北総合体育館	浜松市浜名区平口5042番地の133
浜松市サンライフ浜北	浜松市浜北区竜南27番地	浜松市サンライフ浜北	浜松市浜名区竜南27番地
(略)		(略)	
浜松市舞阪総合体育館	浜松市西区舞阪町舞阪2623番地の32	浜松市舞阪総合体育館	浜松市中央区舞阪町舞阪2623番地の32
浜松市雄踏総合体育館	浜松市西区雄踏町宇布見9981番地の1	浜松市雄踏総合体育館	浜松市中央区雄踏町宇布見9981番地の1
浜松市細江総合体育センター	浜松市北区細江町中川2736番地	浜松市細江総合体育センター	浜松市浜名区細江町中川2736番地
浜松市引佐総合体育館	浜松市北区引佐町横尾500番地	浜松市引佐総合体育館	浜松市浜名区引佐町横尾500番地
浜松市奥山体育センター	浜松市北区引佐町奥山1550番地の1	浜松市奥山体育センター	浜松市浜名区引佐町奥山1550番地の1
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市水泳場条例の一部改正)

第25条 浜松市水泳場条例（平成9年浜松市条例第64号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 水泳場の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 水泳場の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
浜松市北部水泳場	浜松市中区高丘西四丁目7番1号	浜松市北部水泳場	浜松市中央区高丘西四丁目7番1号
浜松市浜北温水プール	浜松市浜北区平口5042番地の125	浜松市浜北温水プール	浜松市浜名区平口5042番地の125
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市運動広場条例の一部改正)

第26条 浜松市運動広場条例（平成11年浜松市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 運動広場の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 運動広場の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置

浜松市馬郡運動広場	浜松市西区馬郡町3785番地の1	浜松市馬郡運動広場	浜松市中央区馬郡町3785番地の1
浜松市沖洗運動場	浜松市南区若林町15番地の8	浜松市沖洗運動場	浜松市中央区若林町15番地の8
浜松市瓜内スポーツ広場	浜松市中区瓜内町1825番地	浜松市瓜内スポーツ広場	浜松市中央区瓜内町1825番地
浜松市大塚グラウンド	浜松市南区大塚町地内安間川河川敷	浜松市大塚グラウンド	浜松市中央区大塚町地内安間川河川敷
浜松市半田山グラウンド	浜松市東区半田山三丁目1084番13	浜松市半田山グラウンド	浜松市中央区半田山三丁目1084番13
浜松市高菌ゲートボール場	浜松市浜北区高菌221番地	浜松市高菌ゲートボール場	浜松市浜名区高菌221番地
(略)		(略)	
浜松市舞阪乙女園グラウンド	浜松市西区舞阪町弁天島3071番地	浜松市舞阪乙女園グラウンド	浜松市中央区舞阪町弁天島3071番地
浜松市雄踏グラウンド	浜松市西区雄踏町宇布見9611番地の2	浜松市雄踏グラウンド	浜松市中央区雄踏町宇布見9611番地の2
浜松市細江総合グラウンド	浜松市北区細江町中川2736番地	浜松市細江総合グラウンド	浜松市浜名区細江町中川2736番地
浜松市引佐運動広場	浜松市北区引佐町東黒田847番地の1	浜松市引佐運動広場	浜松市浜名区引佐町東黒田847番地の1
浜松市三ヶ日運動場	浜松市北区三ヶ日町宇志1320番地の5	浜松市三ヶ日運動場	浜松市浜名区三ヶ日町宇志1320番地の5
(略)		(略)	
浜松市浜北平口サッカー場	浜松市浜北区平口3071番地の1	浜松市浜北平口サッカー場	浜松市浜名区平口3071番地の1

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市武道場条例の一部改正)

第27条 浜松市武道場条例(昭和52年浜松市条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
(名称及び位置)	(名称及び位置)																								
第2条 武道場の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 武道場の名称及び位置は、次のとおりとする。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市武道館</td> <td>浜松市中区西浅田二丁目3番1号</td> </tr> <tr> <td>浜松市浜北武道館</td> <td>浜松市浜北区竜南26番地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浜松市三ヶ日弓道場</td> <td>浜松市北区三ヶ日町三ヶ日121番地の26</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	浜松市武道館	浜松市中区西浅田二丁目3番1号	浜松市浜北武道館	浜松市浜北区竜南26番地	(略)		浜松市三ヶ日弓道場	浜松市北区三ヶ日町三ヶ日121番地の26	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市武道館</td> <td>浜松市中央区西浅田二丁目3番1号</td> </tr> <tr> <td>浜松市浜北武道館</td> <td>浜松市浜名区竜南26番地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浜松市三ヶ日弓道場</td> <td>浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日121番地の26</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	浜松市武道館	浜松市中央区西浅田二丁目3番1号	浜松市浜北武道館	浜松市浜名区竜南26番地	(略)		浜松市三ヶ日弓道場	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日121番地の26	(略)	
名称	位置																								
浜松市武道館	浜松市中区西浅田二丁目3番1号																								
浜松市浜北武道館	浜松市浜北区竜南26番地																								
(略)																									
浜松市三ヶ日弓道場	浜松市北区三ヶ日町三ヶ日121番地の26																								
(略)																									
名称	位置																								
浜松市武道館	浜松市中央区西浅田二丁目3番1号																								
浜松市浜北武道館	浜松市浜名区竜南26番地																								
(略)																									
浜松市三ヶ日弓道場	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日121番地の26																								
(略)																									

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松アリーナ条例の一部改正)

第28条 浜松アリーナ条例(平成2年浜松市条例第18号)の一部を次のように改正す

る。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 アリーナは、浜松アリーナ（以下「アリーナ」という。）といい、 <u>浜松市東区和田町808番地の1</u> に置く。	(名称及び位置) 第2条 アリーナは、浜松アリーナ（以下「アリーナ」という。）といい、 <u>浜松市中央区和田町808番地の1</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市新橋体育センター条例の一部改正)

第29条 浜松市新橋体育センター条例（昭和53年浜松市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 体育館、庭球場及び野球場は、浜松市新橋体育センター（以下「体育センター」という。）といい、 <u>浜松市南区新橋町1番地の2</u> に置く。	(名称及び位置) 第2条 体育館、庭球場及び野球場は、浜松市新橋体育センター（以下「体育センター」という。）といい、 <u>浜松市中央区新橋町1番地の2</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市B&G海洋センター条例の一部改正)

第30条 浜松市B&G海洋センター条例（平成17年浜松市条例第191号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
(名称及び位置) 第2条 B&G海洋センター（以下「海洋センター」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 B&G海洋センター（以下「海洋センター」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浜松市三ヶ日B&G海洋センター</td> <td>浜松市北区三ヶ日町都筑3116番地の24</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		浜松市三ヶ日B&G海洋センター	浜松市北区三ヶ日町都筑3116番地の24	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浜松市三ヶ日B&G海洋センター</td> <td>浜松市浜名区三ヶ日町都筑3116番地の24</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		浜松市三ヶ日B&G海洋センター	浜松市浜名区三ヶ日町都筑3116番地の24
名称	位置												
(略)													
浜松市三ヶ日B&G海洋センター	浜松市北区三ヶ日町都筑3116番地の24												
名称	位置												
(略)													
浜松市三ヶ日B&G海洋センター	浜松市浜名区三ヶ日町都筑3116番地の24												

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市舞阪表浜東駐車場条例の一部改正)

第31条 浜松市舞阪表浜東駐車場条例（令和2年浜松市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後

(名称及び位置) 第2条 駐車場は、浜松市舞阪表浜東駐車場 (以下「駐車場」という。)といい、 <u>浜松市西区舞阪町舞阪2668番24地先</u> に置く。	(名称及び位置) 第2条 駐車場は、浜松市舞阪表浜東駐車場 (以下「駐車場」という。)といい、 <u>浜松市中央区舞阪町舞阪2668番24地先</u> に置く。
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市立賀茂真淵記念館条例の一部改正)

第32条 浜松市立賀茂真淵記念館条例(昭和59年浜松市条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 記念館は、浜松市立賀茂真淵記念館 (以下「記念館」という。)といい、 <u>浜松市中区東伊場一丁目22番2号</u> に置く。	(名称及び位置) 第2条 記念館は、浜松市立賀茂真淵記念館 (以下「記念館」という。)といい、 <u>浜松市中央区東伊場一丁目22番2号</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(重要文化財中村家住宅条例の一部改正)

第33条 重要文化財中村家住宅条例(平成17年浜松市条例第251号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 歴史的建築物は、重要文化財中村家住宅(以下「中村家住宅」という。)といい、 <u>浜松市西区雄踏町宇布見4912番地の1</u> に置く。	(名称及び位置) 第2条 歴史的建築物は、重要文化財中村家住宅(以下「中村家住宅」という。)といい、 <u>浜松市中央区雄踏町宇布見4912番地の1</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市舞坂宿脇本陣条例の一部改正)

第34条 浜松市舞坂宿脇本陣条例(平成17年浜松市条例第253号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 脇本陣は、浜松市舞坂宿脇本陣(以下「脇本陣」という。)といい、 <u>浜松市西</u>	(名称及び位置) 第2条 脇本陣は、浜松市舞坂宿脇本陣(以下「脇本陣」という。)といい、 <u>浜松市中</u>

区舞阪町舞阪2091番地に置く。

中央区舞阪町舞阪2091番地に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市立青少年の家条例の一部改正)

第35条 浜松市立青少年の家条例(昭和44年浜松市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 青少年の家は、浜松市立青少年の家 (以下「青少年の家」という。)といい、 <u>浜松市中区住吉四丁目23番1号</u> に置く。	(名称及び位置) 第2条 青少年の家は、浜松市立青少年の家 (以下「青少年の家」という。)といい、 <u>浜松市中央区住吉四丁目23番1号</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市奥浜名湖田園空間博物館総合案内所条例の一部改正)

第36条 浜松市奥浜名湖田園空間博物館総合案内所条例(平成17年浜松市条例第206号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 総合案内所は、奥浜名湖田園空間博物館総合案内所(以下「総合案内所」という。)といい、 <u>浜松市北区細江町気賀4585番地</u> に置く。	(名称及び位置) 第2条 総合案内所は、奥浜名湖田園空間博物館総合案内所(以下「総合案内所」という。)といい、 <u>浜松市浜名区細江町気賀4585番地</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市区の再編に関する住民投票条例の廃止)

第37条 浜松市区の再編に関する住民投票条例(平成30年浜松市条例第59号)は、廃止する。

(浜松市中山間地域における財産の貸付けの特例に関する条例の一部改正)

第38条 浜松市中山間地域における財産の貸付けの特例に関する条例(平成28年浜松市条例第47号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)												
<table border="1"><thead><tr><th>区</th><th>区域</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>北区</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	区	区域	<u>北区</u>	(略)	(略)		<table border="1"><thead><tr><th>区</th><th>区域</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>浜名区</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	区	区域	<u>浜名区</u>	(略)	(略)	
区	区域												
<u>北区</u>	(略)												
(略)													
区	区域												
<u>浜名区</u>	(略)												
(略)													

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市障害者更生相談所設置条例の一部改正)

第39条 浜松市障害者更生相談所設置条例（平成18年浜松市条例第125号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第11条第1項の規定に基づく身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項の規定に基づく知的障害者更生相談所として、 <u>浜松市障害者更生相談所を浜松市中区中央一丁目12番1号</u> に設置する。	(設置) 第1条 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第11条第1項の規定に基づく身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項の規定に基づく知的障害者更生相談所として、 <u>浜松市障害者更生相談所を浜松市中央区中央一丁目12番1号</u> に設置する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市児童相談所設置条例の一部改正)

第40条 浜松市児童相談所設置条例（平成18年浜松市条例第124号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称、位置及び所管区域) 第2条 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。 名称 浜松市児童相談所 位置 <u>浜松市中区中央一丁目12番1号</u> 所管区域 浜松市全域	(名称、位置及び所管区域) 第2条 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。 名称 浜松市児童相談所 位置 <u>浜松市中央区中央一丁目12番1号</u> 所管区域 浜松市全域

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市福祉交流センター条例の一部改正)

第41条 浜松市福祉交流センター条例（平成14年浜松市条例第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 福祉交流センターは、浜松市福祉交流センター（以下「センター」という。） といい、 <u>浜松市中区成子町140番地の8</u>	(名称及び位置) 第2条 福祉交流センターは、浜松市福祉交流センター（以下「センター」という。） といい、 <u>浜松市中央区成子町140番地の</u>

に置く。	<u>8</u> に置く。
------	---------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市福祉館条例の一部改正)

第42条 浜松市福祉館条例(昭和37年浜松市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 福祉館の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 福祉館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
浜松市城北会館	<u>浜松市中区文丘町1番1号</u>	浜松市城北会館	<u>浜松市中央区文丘町1番1号</u>
浜松市江西会館	<u>浜松市中区春日町41番地の1</u>	浜松市江西会館	<u>浜松市中央区春日町41番地の1</u>
浜松市北星会館	<u>浜松市中区花川町1977番地</u>	浜松市北星会館	<u>浜松市中央区花川町1977番地</u>
浜松市江東会館	<u>浜松市中区富吉町3番3号</u>	浜松市江東会館	<u>浜松市中央区富吉町3番3号</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市三ヶ日総合福祉センター条例の一部改正)

第43条 浜松市三ヶ日総合福祉センター条例(平成17年浜松市条例第186号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 総合福祉センターは、浜松市三ヶ日総合福祉センター(以下「センター」という。)といい、 <u>浜松市北区三ヶ日町宇志803番地</u> に置く。		第2条 総合福祉センターは、浜松市三ヶ日総合福祉センター(以下「センター」という。)といい、 <u>浜松市浜名区三ヶ日町宇志803番地</u> に置く。	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市浜北社会福社会館条例の一部改正)

第44条 浜松市浜北社会福社会館条例(平成17年浜松市条例第185号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 社会福社会館は、浜松市浜北社会福		第2条 社会福社会館は、浜松市浜北社会福	

社会館（以下「会館」という。）といい、 <u>浜松市浜北区小林 1 2 7 2 番地の 1</u> に置く。	社会館（以下「会館」という。）といい、 <u>浜松市浜名区小林 1 2 7 2 番地の 1</u> に置く。
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市根洗学園条例の一部改正）

第 4 5 条 浜松市根洗学園条例（昭和 4 9 年浜松市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第 2 条 福祉型児童発達支援センターは、浜松市根洗学園（以下「学園」という。）といい、 <u>浜松市北区根洗町 6 6 7 番地の 1</u> に置く。	(名称及び位置) 第 2 条 福祉型児童発達支援センターは、浜松市根洗学園（以下「学園」という。）といい、 <u>浜松市中央区根洗町 6 6 7 番地の 1</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市発達医療総合福祉センター条例の一部改正）

第 4 6 条 浜松市発達医療総合福祉センター条例（平成 4 年浜松市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第 2 条 発達医療総合福祉センターは、浜松市発達医療総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）といい、 <u>浜松市浜北区高藪 7 7 5 番地の 1</u> （子どものこころの診療所にあつては、 <u>浜松市中区鴨江二丁目 1 1 番 1 号</u> ）に置く。	(名称及び位置) 第 2 条 発達医療総合福祉センターは、浜松市発達医療総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）といい、 <u>浜松市浜名区高藪 7 7 5 番地の 1</u> （子どものこころの診療所にあつては、 <u>浜松市中央区鴨江二丁目 1 1 番 1 号</u> ）に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市浜北障害者生活介護施設光の園条例の一部改正）

第 4 7 条 浜松市浜北障害者生活介護施設光の園条例(平成 1 7 年浜松市条例第 2 2 2 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第 2 条 生活介護施設は、浜松市浜北障害者	(名称及び位置) 第 2 条 生活介護施設は、浜松市浜北障害者

生活介護施設光の園（以下「光の園」という。）といい、 <u>浜松市浜北区小松3236番地の1</u> に置く。	生活介護施設光の園（以下「光の園」という。）といい、 <u>浜松市浜名区小松3236番地の1</u> に置く。
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市ふれあい交流センター条例の一部改正）

第48条 浜松市ふれあい交流センター条例（令和元年浜松市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
（名称及び位置）		（名称及び位置）	
第2条 ふれあい交流センター（以下「交流センター」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 ふれあい交流センター（以下「交流センター」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
浜松市ふれあい交流センターいたや	浜松市中区板屋町596番地	浜松市ふれあい交流センターいたや	浜松市中央区板屋町596番地
浜松市ふれあい交流センター竜西	浜松市東区中郡町684番地の1	浜松市ふれあい交流センター竜西	浜松市中央区中郡町684番地の1
浜松市ふれあい交流センター湖東	浜松市西区和地町1833番地の1	浜松市ふれあい交流センター湖東	浜松市中央区和地町1833番地の1
浜松市ふれあい交流センター湖南	浜松市西区馬郡町3805番地の1	浜松市ふれあい交流センター湖南	浜松市中央区馬郡町3805番地の1
浜松市ふれあい交流センター舞阪	浜松市西区舞阪町舞阪2668番地の349	浜松市ふれあい交流センター舞阪	浜松市中央区舞阪町舞阪2668番地の349
浜松市ふれあい交流センター陽だまり	浜松市西区舞阪町弁天島2658番地の19	浜松市ふれあい交流センター陽だまり	浜松市中央区舞阪町弁天島2658番地の19
浜松市ふれあい交流センターつつじ	浜松市西区雄踏町宇布見4720番地	浜松市ふれあい交流センターつつじ	浜松市中央区雄踏町宇布見4720番地
浜松市ふれあい交流センター青龍	浜松市南区青屋町300番地	浜松市ふれあい交流センター青龍	浜松市中央区青屋町300番地
浜松市ふれあい交流センター江之島	浜松市南区江之島町606番地	浜松市ふれあい交流センター江之島	浜松市中央区江之島町606番地
浜松市ふれあい交流センター可美	浜松市南区増楽町1645番地の1	浜松市ふれあい交流センター可美	浜松市中央区増楽町1645番地の1
浜松市ふれあい交流センター萩原	浜松市北区初生町1番地	浜松市ふれあい交流センター萩原	浜松市中央区初生町1番地
浜松市ふれあい交流センター浜北	浜松市浜北区小林1272番地の1	浜松市ふれあい交流センター浜北	浜松市浜名区小林1272番地の1

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松こども館条例の一部改正）

第49条 浜松こども館条例（平成13年浜松市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(名称及び位置) 第2条 浜松こども館（以下「こども館」という。）は、 <u>浜松市中区鍛冶町100番地の1</u> に置く。	(名称及び位置) 第2条 浜松こども館（以下「こども館」という。）は、 <u>浜松市中央区鍛冶町100番地の1</u> に置く。
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市児童館条例の一部改正)

第50条 浜松市児童館条例（昭和54年浜松市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(名称及び位置) 第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
浜松市北星児童館	<u>浜松市中区花川町1977番地</u>	浜松市北星児童館	<u>浜松市中央区花川町1977番地</u>
浜松市江西児童館	<u>浜松市中区春日町41番地の1</u>	浜松市江西児童館	<u>浜松市中央区春日町41番地の1</u>
(略)		(略)	
浜松市三ヶ日児童館	<u>浜松市北区三ヶ日町宇志803番地</u>	浜松市三ヶ日児童館	<u>浜松市浜名区三ヶ日町宇志803番地</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市子育て情報センター条例の一部改正)

第51条 浜松市子育て情報センター条例（平成20年浜松市条例第64号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(名称及び位置) 第2条 子育て情報センターは、浜松市子育て情報センター（以下「子育て情報センター」という。）といい、 <u>浜松市中区中央三丁目4番18号</u> に置く。		(名称及び位置) 第2条 子育て情報センターは、浜松市子育て情報センター（以下「子育て情報センター」という。）といい、 <u>浜松市中央区中央三丁目4番18号</u> に置く。	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市立保育所条例の一部改正)

第52条 浜松市立保育所条例（昭和24年浜松市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(名称及び位置)
第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
浜松市立南保育園	浜松市中区浅田町73番地の39
浜松市立鴨江保育園	浜松市中区鴨江二丁目8番1号
浜松市立中ノ町保育園	浜松市東区中野町2598番地の2
浜松市立花川保育園	浜松市中区西丘町1000番地
浜松市立神田原保育園	浜松市西区西山町2150番地の2
浜松市立積志保育園	浜松市東区有玉北町1264番地
浜松市立三方原保育園	浜松市北区東三方町21番地の1
浜松市立笠井保育園	浜松市東区笠井町1284番地
浜松市立江西保育園	浜松市中区神田町176番地
浜松市立権現谷保育園	浜松市中区富塚町1480番地の1
浜松市立佐鳴台保育園	浜松市中区佐鳴台三丁目30番1号
浜松市立寺島保育園	浜松市中区寺島町285番地の5
浜松市立西保育園	浜松市中区布橋二丁目4番17号
浜松市立可美保育園	浜松市南区若林町70番地の1
浜松市立舞阪第1保育園	浜松市西区舞阪町弁天島3885番地
浜松市立舞阪第2保育園	浜松市西区舞阪町舞阪2659番地の3
浜松市立雄踏保育園	浜松市西区雄踏町宇布見5461番地
浜松市立引佐保育園	浜松市北区引佐町井伊谷717番地
浜松市立三ヶ日保育園	浜松市北区三ヶ日町三ヶ日811番地の5
浜松市立都筑保育園	浜松市北区三ヶ日町都筑1789番地の6

(名称及び位置)
第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
浜松市立南保育園	浜松市中央区浅田町73番地の39
浜松市立鴨江保育園	浜松市中央区鴨江二丁目8番1号
浜松市立中ノ町保育園	浜松市中央区中野町2598番地の2
浜松市立花川保育園	浜松市中央区西丘町1000番地
浜松市立神田原保育園	浜松市中央区西山町2150番地の2
浜松市立積志保育園	浜松市中央区有玉北町1264番地
浜松市立三方原保育園	浜松市中央区東三方町21番地の1
浜松市立笠井保育園	浜松市中央区笠井町1284番地
浜松市立江西保育園	浜松市中央区神田町176番地
浜松市立権現谷保育園	浜松市中央区富塚町1480番地の1
浜松市立佐鳴台保育園	浜松市中央区佐鳴台三丁目30番1号
浜松市立寺島保育園	浜松市中央区寺島町285番地の5
浜松市立西保育園	浜松市中央区布橋二丁目4番17号
浜松市立可美保育園	浜松市中央区若林町70番地の1
浜松市立舞阪第1保育園	浜松市中央区舞阪町弁天島3885番地
浜松市立舞阪第2保育園	浜松市中央区舞阪町舞阪2659番地の3
浜松市立雄踏保育園	浜松市中央区雄踏町宇布見5461番地
浜松市立引佐保育園	浜松市浜名区引佐町井伊谷717番地
浜松市立三ヶ日保育園	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日811番地の5
浜松市立都筑保育園	浜松市浜名区三ヶ日町都筑1789番地の6

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市勤労会館条例の一部改正)

第53条 浜松市勤労会館条例(昭和58年浜松市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 勤労会館は、浜松市勤労会館（以下「会館」という。）といい、 <u>浜松市中区城北一丁目8番1号</u> に置く。	(名称及び位置) 第2条 勤労会館は、浜松市勤労会館（以下「会館」という。）といい、 <u>浜松市中央区城北一丁目8番1号</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市立勤労青少年ホーム条例の一部改正)

第54条 浜松市立勤労青少年ホーム条例（昭和60年浜松市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 勤労青少年ホームは、浜松市立勤労青少年ホーム（以下「青少年ホーム」という。）といい、 <u>浜松市中区船越町11番11号</u> に置く。	(名称及び位置) 第2条 勤労青少年ホームは、浜松市立勤労青少年ホーム（以下「青少年ホーム」という。）といい、 <u>浜松市中央区船越町11番11号</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市浜北地域活動・研修センター条例の一部改正)

第55条 浜松市浜北地域活動・研修センター条例（平成17年浜松市条例第226号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 地域活動・研修センターは、浜松市浜北地域活動・研修センター（以下「センター」という。）といい、 <u>浜松市浜北区於呂2829番地の1</u> に置く。	(名称及び位置) 第2条 地域活動・研修センターは、浜松市浜北地域活動・研修センター（以下「センター」という。）といい、 <u>浜松市浜名区於呂2829番地の1</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市保健所条例の一部改正)

第56条 浜松市保健所条例（昭和49年浜松市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称、位置及び所管区域) 第2条 保健所の名称、位置及び所管区域は、	(名称、位置及び所管区域) 第2条 保健所の名称、位置及び所管区域は、

次のとおりとする。	次のとおりとする。
名称 浜松市保健所	名称 浜松市保健所
位置 <u>浜松市中区鴨江二丁目11番2号</u>	位置 <u>浜松市中央区鴨江二丁目11番2号</u>
所管区域 浜松市全域	所管区域 浜松市全域

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市精神保健福祉センター条例の一部改正)

第57条 浜松市精神保健福祉センター条例(平成18年浜松市条例第126号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置)	(名称及び位置)
第2条 精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関は、浜松市精神保健福祉センター(以下「センター」という。)といい、 <u>浜松市中区中央一丁目12番1号</u> に置く。	第2条 精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関は、浜松市精神保健福祉センター(以下「センター」という。)といい、 <u>浜松市中央区中央一丁目12番1号</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市保健福祉センター条例の一部改正)

第58条 浜松市保健福祉センター条例(平成9年浜松市条例第63号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																
(名称及び位置)	(名称及び位置)																																
第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市中央保健福祉センター</td> <td>浜松市中区板屋町596番地</td> </tr> <tr> <td>浜松市東部保健福祉センター</td> <td>浜松市南区青屋町300番地</td> </tr> <tr> <td>浜松市浜北保健センター</td> <td>浜松市浜北区平口1604番地の1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浜松市舞阪保健センター</td> <td>浜松市西区舞阪町舞阪2668番地の349</td> </tr> <tr> <td>浜松市西部保健センター</td> <td>浜松市西区雄踏一丁目31番1号</td> </tr> <tr> <td>浜松市細江健康セ</td> <td>浜松市北区細江町気賀305</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	浜松市中央保健福祉センター	浜松市中区板屋町596番地	浜松市東部保健福祉センター	浜松市南区青屋町300番地	浜松市浜北保健センター	浜松市浜北区平口1604番地の1	(略)		浜松市舞阪保健センター	浜松市西区舞阪町舞阪2668番地の349	浜松市西部保健センター	浜松市西区雄踏一丁目31番1号	浜松市細江健康セ	浜松市北区細江町気賀305	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市中央保健福祉センター</td> <td>浜松市中央区板屋町596番地</td> </tr> <tr> <td>浜松市東部保健福祉センター</td> <td>浜松市中央区青屋町300番地</td> </tr> <tr> <td>浜松市浜北保健センター</td> <td>浜松市浜名区平口1604番地の1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浜松市舞阪保健センター</td> <td>浜松市中央区舞阪町舞阪2668番地の349</td> </tr> <tr> <td>浜松市西部保健センター</td> <td>浜松市中央区雄踏一丁目31番1号</td> </tr> <tr> <td>浜松市細江健康セ</td> <td>浜松市浜名区細江町気賀</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	浜松市中央保健福祉センター	浜松市中央区板屋町596番地	浜松市東部保健福祉センター	浜松市中央区青屋町300番地	浜松市浜北保健センター	浜松市浜名区平口1604番地の1	(略)		浜松市舞阪保健センター	浜松市中央区舞阪町舞阪2668番地の349	浜松市西部保健センター	浜松市中央区雄踏一丁目31番1号	浜松市細江健康セ	浜松市浜名区細江町気賀
名称	位置																																
浜松市中央保健福祉センター	浜松市中区板屋町596番地																																
浜松市東部保健福祉センター	浜松市南区青屋町300番地																																
浜松市浜北保健センター	浜松市浜北区平口1604番地の1																																
(略)																																	
浜松市舞阪保健センター	浜松市西区舞阪町舞阪2668番地の349																																
浜松市西部保健センター	浜松市西区雄踏一丁目31番1号																																
浜松市細江健康セ	浜松市北区細江町気賀305																																
名称	位置																																
浜松市中央保健福祉センター	浜松市中央区板屋町596番地																																
浜松市東部保健福祉センター	浜松市中央区青屋町300番地																																
浜松市浜北保健センター	浜松市浜名区平口1604番地の1																																
(略)																																	
浜松市舞阪保健センター	浜松市中央区舞阪町舞阪2668番地の349																																
浜松市西部保健センター	浜松市中央区雄踏一丁目31番1号																																
浜松市細江健康セ	浜松市浜名区細江町気賀																																

ンター	番地	ンター	305番地
浜松市引佐健康センター	浜松市北区引佐町井伊谷616番地の5	浜松市引佐健康センター	浜松市浜名区引佐町井伊谷616番地の5
浜松市三ヶ日保健センター	浜松市北区三ヶ日町三ヶ日500番地の1	浜松市三ヶ日保健センター	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日500番地の1
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市口腔保健医療センター条例の一部改正)

第59条 浜松市口腔保健医療センター条例（昭和58年浜松市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置)	(名称及び位置)
第2条 口腔保健医療センターは、浜松市口腔保健医療センター（以下「口腔センター」という。）といい、 <u>浜松市中区鴨江二丁目11番2号</u> に置く。	第2条 口腔保健医療センターは、浜松市口腔保健医療センター（以下「口腔センター」という。）といい、 <u>浜松市中央区鴨江二丁目11番2号</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第60条 浜松市病院事業の設置等に関する条例（昭和48年浜松市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
(設置)	(設置)																
第2条 (略)	第2条 (略)																
2 病院事業として設置する病院（以下第11条を除き「病院」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。	2 病院事業として設置する病院（以下第11条を除き「病院」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松医療センター</td> <td>浜松市中区富塚町328番地</td> </tr> <tr> <td>浜松市リハビリテーション病院</td> <td>浜松市中区和合北一丁目6番1号</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	浜松医療センター	浜松市中区富塚町328番地	浜松市リハビリテーション病院	浜松市中区和合北一丁目6番1号	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松医療センター</td> <td>浜松市中央区富塚町328番地</td> </tr> <tr> <td>浜松市リハビリテーション病院</td> <td>浜松市中央区和合北一丁目6番1号</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	浜松医療センター	浜松市中央区富塚町328番地	浜松市リハビリテーション病院	浜松市中央区和合北一丁目6番1号	(略)	
名称	位置																
浜松医療センター	浜松市中区富塚町328番地																
浜松市リハビリテーション病院	浜松市中区和合北一丁目6番1号																
(略)																	
名称	位置																
浜松医療センター	浜松市中央区富塚町328番地																
浜松市リハビリテーション病院	浜松市中央区和合北一丁目6番1号																
(略)																	
3・4 (略)	3・4 (略)																

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市夜間救急室条例の一部改正)

第61条 浜松市夜間救急室条例（平成15年浜松市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 夜間救急室は、浜松市夜間救急室（以下「救急室」という。）といい、 <u>浜松市中区伝馬町311番地の2</u> に置く。	(名称及び位置) 第2条 夜間救急室は、浜松市夜間救急室（以下「救急室」という。）といい、 <u>浜松市中央区伝馬町311番地の2</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市引佐診療所条例の一部改正)

第62条 浜松市引佐診療所条例（平成17年浜松市条例第229号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
(名称及び位置) 第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市引佐鎮玉診療所</td> <td>浜松市北区引佐町別所219番地の5</td> </tr> <tr> <td>浜松市引佐鎮玉診療所 所 渋川出張診療所</td> <td>浜松市北区引佐町渋川2番地の1</td> </tr> <tr> <td>浜松市引佐伊平診療所</td> <td>浜松市北区引佐町伊平591番地の4</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	浜松市引佐鎮玉診療所	浜松市北区引佐町別所219番地の5	浜松市引佐鎮玉診療所 所 渋川出張診療所	浜松市北区引佐町渋川2番地の1	浜松市引佐伊平診療所	浜松市北区引佐町伊平591番地の4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市引佐鎮玉診療所</td> <td>浜松市浜名区引佐町別所219番地の5</td> </tr> <tr> <td>浜松市引佐鎮玉診療所 所 渋川出張診療所</td> <td>浜松市浜名区引佐町渋川2番地の1</td> </tr> <tr> <td>浜松市引佐伊平診療所</td> <td>浜松市浜名区引佐町伊平591番地の4</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	浜松市引佐鎮玉診療所	浜松市浜名区引佐町別所219番地の5	浜松市引佐鎮玉診療所 所 渋川出張診療所	浜松市浜名区引佐町渋川2番地の1	浜松市引佐伊平診療所	浜松市浜名区引佐町伊平591番地の4
名称	位置																
浜松市引佐鎮玉診療所	浜松市北区引佐町別所219番地の5																
浜松市引佐鎮玉診療所 所 渋川出張診療所	浜松市北区引佐町渋川2番地の1																
浜松市引佐伊平診療所	浜松市北区引佐町伊平591番地の4																
名称	位置																
浜松市引佐鎮玉診療所	浜松市浜名区引佐町別所219番地の5																
浜松市引佐鎮玉診療所 所 渋川出張診療所	浜松市浜名区引佐町渋川2番地の1																
浜松市引佐伊平診療所	浜松市浜名区引佐町伊平591番地の4																

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市立看護専門学校条例の一部改正)

第63条 浜松市立看護専門学校条例（昭和49年浜松市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 専修学校は、浜松市立看護専門学校（以下「学校」という。）といい、 <u>浜松市中区佐鳴台五丁目8番1号</u> に置く。	(名称及び位置) 第2条 専修学校は、浜松市立看護専門学校（以下「学校」という。）といい、 <u>浜松市中央区佐鳴台五丁目8番1号</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市墓園・墓地条例の一部改正)

第64条 浜松市墓園・墓地条例（昭和57年浜松市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置)	(名称及び位置)

第2条 墓園等の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
浜松市中沢墓園	<u>浜松市中区中沢町5番</u>
浜松市三方原墓園	<u>浜松市北区根洗町784番地</u>
浜松市舞阪吹上墓地	<u>浜松市西区舞阪町舞阪2697番地の18</u>
浜松市雄踏墓地 (1号区及び2号区)	<u>浜松市西区雄踏町宇布見5961番地の4</u>
浜松市雄踏墓地 (3号区)	<u>浜松市西区雄踏町山崎1787番地</u>
浜松市細江高台墓地	<u>浜松市北区細江町中川7172番地の1954</u>
(略)	

第2条 墓園等の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
浜松市中沢墓園	<u>浜松市中央区中沢町5番</u>
浜松市三方原墓園	<u>浜松市中央区根洗町784番地</u>
浜松市舞阪吹上墓地	<u>浜松市中央区舞阪町舞阪2697番地の18</u>
浜松市雄踏墓地 (1号区及び2号区)	<u>浜松市中央区雄踏町宇布見5961番地の4</u>
浜松市雄踏墓地 (3号区)	<u>浜松市中央区雄踏町山崎1787番地</u>
浜松市細江高台墓地	<u>浜松市浜名区細江町中川7172番地の1954</u>
(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市納骨堂条例の一部改正)

第65条 浜松市納骨堂条例（平成18年浜松市条例第141号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置)	(名称及び位置)
第2条 納骨堂は、浜松市納骨堂（以下「納骨堂」という。）と <u>いい、浜松市北区三方原町2420番地の2</u> に置く。	第2条 納骨堂は、浜松市納骨堂（以下「納骨堂」という。）と <u>いい、浜松市中央区三方原町2420番地の2</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市斎場条例の一部改正)

第66条 浜松市斎場条例（昭和47年浜松市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
(名称及び位置)	(名称及び位置)																				
第2条 斎場の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 斎場の名称及び位置は、次のとおりとする。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市浜松斎場</td> <td><u>浜松市中区中沢町47番1号</u></td> </tr> <tr> <td>浜松市浜北斎場</td> <td><u>浜松市浜北区宮口4831番地の170</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浜松市雄踏斎場</td> <td><u>浜松市西区雄踏町宇布見6098番地の3</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	浜松市浜松斎場	<u>浜松市中区中沢町47番1号</u>	浜松市浜北斎場	<u>浜松市浜北区宮口4831番地の170</u>	(略)		浜松市雄踏斎場	<u>浜松市西区雄踏町宇布見6098番地の3</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市浜松斎場</td> <td><u>浜松市中央区中沢町47番1号</u></td> </tr> <tr> <td>浜松市浜北斎場</td> <td><u>浜松市浜名区宮口4831番地の170</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浜松市雄踏斎場</td> <td><u>浜松市中央区雄踏町宇布見6098番地の3</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	浜松市浜松斎場	<u>浜松市中央区中沢町47番1号</u>	浜松市浜北斎場	<u>浜松市浜名区宮口4831番地の170</u>	(略)		浜松市雄踏斎場	<u>浜松市中央区雄踏町宇布見6098番地の3</u>
名称	位置																				
浜松市浜松斎場	<u>浜松市中区中沢町47番1号</u>																				
浜松市浜北斎場	<u>浜松市浜北区宮口4831番地の170</u>																				
(略)																					
浜松市雄踏斎場	<u>浜松市西区雄踏町宇布見6098番地の3</u>																				
名称	位置																				
浜松市浜松斎場	<u>浜松市中央区中沢町47番1号</u>																				
浜松市浜北斎場	<u>浜松市浜名区宮口4831番地の170</u>																				
(略)																					
浜松市雄踏斎場	<u>浜松市中央区雄踏町宇布見6098番地の3</u>																				

浜松市三ヶ日斎場	浜松市北区三ヶ日町宇志815番地の1	浜松市三ヶ日斎場	浜松市浜名区三ヶ日町宇志815番地の1
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市総合産業展示館条例の一部改正)

第67条 浜松市総合産業展示館条例（昭和46年浜松市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置)	(名称及び位置)
第2条 総合産業展示館は、浜松市総合産業展示館（以下「展示館」という。）といい、 <u>浜松市東区流通元町20番2号</u> に置く。	第2条 総合産業展示館は、浜松市総合産業展示館（以下「展示館」という。）といい、 <u>浜松市中央区流通元町20番2号</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市ギャラリーモール条例の一部改正)

第68条 浜松市ギャラリーモール条例（平成23年浜松市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置)	(名称及び位置)
第2条 広場は、浜松市ギャラリーモール（以下「モール」という。）といい、 <u>浜松市中区旭町</u> 及び砂山町地内に置く。	第2条 広場は、浜松市ギャラリーモール（以下「モール」という。）といい、 <u>浜松市中央区旭町</u> 及び砂山町地内に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市新川モール条例の一部改正)

第69条 浜松市新川モール条例（令和3年浜松市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置)	(名称及び位置)
第2条 広場は、浜松市新川モール（以下「モール」という。）といい、 <u>浜松市中区田町</u> 、板屋町、鍛冶町及び旭町地内に置く。	第2条 広場は、浜松市新川モール（以下「モール」という。）といい、 <u>浜松市中央区田町</u> 、板屋町、鍛冶町及び旭町地内に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市舞阪サテライトオフィス条例の一部改正)

第70条 浜松市舞阪サテライトオフィス条例（平成30年浜松市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 サテライトオフィスは、浜松市舞阪サテライトオフィス（以下「オフィス」という。）と <u>いい、浜松市西区舞阪町舞阪2701番地の9</u> に置く。	(名称及び位置) 第2条 サテライトオフィスは、浜松市舞阪サテライトオフィス（以下「オフィス」という。）と <u>いい、浜松市中央区舞阪町舞阪2701番地の9</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市観光バス公共駐車場条例の一部改正)

第71条 浜松市観光バス公共駐車場条例（平成12年浜松市条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 駐車場の名称は、浜松市観光バス公共駐車場（以下「駐車場」という。）と <u>いい、浜松市中区中央三丁目7番1-107号</u> に置く。	(名称及び位置) 第2条 駐車場の名称は、浜松市観光バス公共駐車場（以下「駐車場」という。）と <u>いい、浜松市中央区中央三丁目7番1-107号</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市弁天島海浜公園・渚園条例の一部改正)

第72条 浜松市弁天島海浜公園・渚園条例（平成17年浜松市条例第236号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
(名称及び位置) 第2条 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市弁天島海浜公園</td> <td>浜松市西区舞阪町弁天島3775番地の2</td> </tr> <tr> <td>浜松市渚園</td> <td>浜松市西区舞阪町弁天島5005番地の1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	浜松市弁天島海浜公園	浜松市西区舞阪町弁天島3775番地の2	浜松市渚園	浜松市西区舞阪町弁天島5005番地の1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市弁天島海浜公園</td> <td>浜松市中央区舞阪町弁天島3775番地の2</td> </tr> <tr> <td>浜松市渚園</td> <td>浜松市中央区舞阪町弁天島5005番地の1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	浜松市弁天島海浜公園	浜松市中央区舞阪町弁天島3775番地の2	浜松市渚園	浜松市中央区舞阪町弁天島5005番地の1
名称	位置												
浜松市弁天島海浜公園	浜松市西区舞阪町弁天島3775番地の2												
浜松市渚園	浜松市西区舞阪町弁天島5005番地の1												
名称	位置												
浜松市弁天島海浜公園	浜松市中央区舞阪町弁天島3775番地の2												
浜松市渚園	浜松市中央区舞阪町弁天島5005番地の1												

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市舞阪駐車場条例の一部改正)

第73条 浜松市舞阪駐車場条例（平成17年浜松市条例第239号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後

別表（第2条・第4条関係）			別表（第2条・第4条関係）		
名称	位置	利用時間	名称	位置	利用時間
浜松市渚園駐車場	浜松市西区舞 阪町弁天島 5005番地の1	(略)	浜松市渚園駐車場	浜松市中央区 舞阪町弁天島 5005番地の1	(略)
浜松市弁天島 海浜公園駐車場	浜松市西区舞 阪町弁天島 3775番地の2	(略)	浜松市弁天島 海浜公園駐車場	浜松市中央区 舞阪町弁天島 3775番地の2	(略)
浜松市舞阪表 浜駐車場	浜松市西区舞 阪町舞阪2668 番地の1	(略)	浜松市舞阪表 浜駐車場	浜松市中央区 舞阪町舞阪 2668番地の1	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市弁天島海浜公園・渚園条例及び浜松市舞阪駐車場条例の一部を改正する条例の一部改正)

第74条 浜松市弁天島海浜公園・渚園条例及び浜松市舞阪駐車場条例の一部を改正する条例（平成31年浜松市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

<p>第2条 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市弁天島海浜公園</td> <td>浜松市西区舞阪町弁天島3775番地の2</td> </tr> <tr> <td>浜松市渚園</td> <td>浜松市西区舞阪町弁天島5005番地の1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	浜松市弁天島海浜公園	浜松市西区舞阪町弁天島3775番地の2	浜松市渚園	浜松市西区舞阪町弁天島5005番地の1	<p>第2条 公園は、浜松市渚園（以下「渚園」という。）といい、浜松市西区舞阪町弁天島5005番地の1に置く。</p>
名称	位置						
浜松市弁天島海浜公園	浜松市西区舞阪町弁天島3775番地の2						
浜松市渚園	浜松市西区舞阪町弁天島5005番地の1						

を

<p>第2条 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市弁天島海浜公園</td> <td>浜松市中央区舞阪町弁天島3775番地の2</td> </tr> <tr> <td>浜松市渚園</td> <td>浜松市中央区舞阪町弁天島5005番地の1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	浜松市弁天島海浜公園	浜松市中央区舞阪町弁天島3775番地の2	浜松市渚園	浜松市中央区舞阪町弁天島5005番地の1	<p>第2条 公園は、浜松市渚園（以下「渚園」という。）といい、浜松市中央区舞阪町弁天島5005番地の1に置く。</p>
名称	位置						
浜松市弁天島海浜公園	浜松市中央区舞阪町弁天島3775番地の2						
浜松市渚園	浜松市中央区舞阪町弁天島5005番地の1						

に

改める。

第2条の表中

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>利用時間</th> </tr> </table>	名称	位置	利用時間	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>利用時間</th> </tr> </table>	名称	位置	利用時間
名称	位置	利用時間					
名称	位置	利用時間					

浜松市渚園駐 車場	(略)	
浜松市弁天島 海浜公園駐 車場	浜松市西区舞 阪町弁天島 3775番地の2	午前零時から 午後12時まで
浜松市舞阪表 浜駐車場	(略)	

浜松市渚園駐 車場	(略)	
浜松市舞阪表 浜駐車場	(略)	

を

名称	位置	利用時間
浜松市渚園駐 車場	(略)	
浜松市弁天島 海浜公園駐 車場	浜松市中央区 舞阪町弁天島 3775番地の2	午前零時から 午後12時まで
浜松市舞阪表 浜駐車場	(略)	

名称	位置	利用時間
浜松市渚園駐 車場	(略)	
浜松市舞阪表 浜駐車場	(略)	

に

改める。

(浜松まつり会館条例の一部改正)

第75条 浜松まつり会館条例(昭和60年浜松市条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 まつり会館は、浜松まつり会館(以下「会館」という。)といい、 <u>浜松市南区中田島町1313番地</u> に置く。	(名称及び位置) 第2条 まつり会館は、浜松まつり会館(以下「会館」という。)といい、 <u>浜松市中央区中田島町1313番地</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市国民宿舎奥浜名湖条例の一部改正)

第76条 浜松市国民宿舎奥浜名湖条例(平成22年浜松市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 国民宿舎は、浜松市国民宿舎奥浜名湖(以下「国民宿舎」という。)といい、 <u>浜松市北区細江町気賀1023番地の1</u> に置く。	(名称及び位置) 第2条 国民宿舎は、浜松市国民宿舎奥浜名湖(以下「国民宿舎」という。)といい、 <u>浜松市浜名区細江町気賀1023番地の1</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市気賀関所条例の一部改正)

第77条 浜松市気賀関所条例（平成17年浜松市条例第237号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（名称及び位置） 第2条 関所は、浜松市気賀関所（以下「関所」という。）といい、 <u>浜松市北区細江町気賀4577番地</u> に設置する。	（名称及び位置） 第2条 関所は、浜松市気賀関所（以下「関所」という。）といい、 <u>浜松市浜名区細江町気賀4577番地</u> に設置する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市浜北温泉施設あらたまの湯条例の一部改正）

第78条 浜松市浜北温泉施設あらたまの湯条例（平成18年浜松市条例第61号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（名称及び位置） 第2条 温泉施設は、浜松市浜北温泉施設あらたまの湯（以下「あらたまの湯」という。）といい、 <u>浜松市浜北区四大地9番地の921</u> に置く。	（名称及び位置） 第2条 温泉施設は、浜松市浜北温泉施設あらたまの湯（以下「あらたまの湯」という。）といい、 <u>浜松市浜名区四大地9番地の921</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市フルーツパーク条例の一部改正）

第79条 浜松市フルーツパーク条例（平成24年浜松市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（名称及び位置） 第2条 農業振興施設は、浜松市フルーツパーク（以下「フルーツパーク」という。）といい、 <u>浜松市北区都田町4263番地の1</u> に置く。	（名称及び位置） 第2条 農業振興施設は、浜松市フルーツパーク（以下「フルーツパーク」という。）といい、 <u>浜松市浜名区都田町4263番地の1</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市農村環境改善センター条例の一部改正）

第80条 浜松市農村環境改善センター条例（昭和55年浜松市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（名称及び位置）	（名称及び位置）

第2条 農村環境改善センターは、浜松市農村環境改善センター（以下「農村センター」という。）といい、浜松市西区伊左地町1320番地の1に置く。

第2条 農村環境改善センターは、浜松市農村環境改善センター（以下「農村センター」という。）といい、浜松市中央区伊左地町1320番地の1に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市農村公園条例の一部改正）

第81条 浜松市農村公園条例（平成18年浜松市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
浜松市長池自然農村公園	浜松市北区初生町1049番地の1	浜松市長池自然農村公園	浜松市中央区初生町1049番地の1
浜松市伊佐見農村公園	浜松市西区伊左地町457番地の1	浜松市伊佐見農村公園	浜松市中央区伊左地町457番地の1
浜松市大久保農村公園	浜松市西区大久保町3268番地の7	浜松市大久保農村公園	浜松市中央区大久保町3268番地の7
浜松市和地農村公園	浜松市西区和地町1769番地先	浜松市和地農村公園	浜松市中央区和地町1769番地先
浜松市協和農村公園	浜松市西区協和町661番地の22	浜松市協和農村公園	浜松市中央区協和町661番地の22
（略）		（略）	
浜松市呉石農村公園	浜松市北区細江町気賀7890番地の1	浜松市呉石農村公園	浜松市浜名区細江町気賀7890番地の1
浜松市天池自然農村公園	浜松市北区細江町気賀2508番地の1	浜松市天池自然農村公園	浜松市浜名区細江町気賀2508番地の1
浜松市別所農村公園	浜松市北区引佐町別所450番地	浜松市別所農村公園	浜松市浜名区引佐町別所450番地
浜松市川名農村公園	浜松市北区引佐町川名340番地の1	浜松市川名農村公園	浜松市浜名区引佐町川名340番地の1
浜松市門前ポケット農村公園	浜松市北区引佐町奥山1576番地の48	浜松市門前ポケット農村公園	浜松市浜名区引佐町奥山1576番地の48
浜松市小斉藤ポケット農村公園	浜松市北区引佐町奥山836番地の1	浜松市小斉藤ポケット農村公園	浜松市浜名区引佐町奥山836番地の1
浜松市往古の道農村公園	浜松市北区三ヶ日町只木352番地の6	浜松市往古の道農村公園	浜松市浜名区三ヶ日町只木352番地の6
（略）		（略）	
浜松市井伊谷5区農村公園	浜松市北区引佐町井伊谷3783番地の6	浜松市井伊谷5区農村公園	浜松市浜名区引佐町井伊谷3783番地の6
浜松市井の国農村公園	浜松市北区引佐町井伊谷1699番地の1	浜松市井の国農村公園	浜松市浜名区引佐町井伊谷1699番地の1
浜松市馬門農村公園	浜松市北区引佐町奥山121番地の1	浜松市馬門農村公園	浜松市浜名区引佐町奥山121番地の1
浜松市渋川親水農村公園	浜松市北区引佐町渋川152番地	浜松市渋川親水農村公園	浜松市浜名区引佐町渋川152番地
浜松市白きつね農	浜松市北区都田町10532番	浜松市白きつね農	浜松市浜名区都田町10532番

村公園	地の1	村公園	番地の1
浜松市天池ふれあい農村公園	浜松市北区引佐町井伊谷4344番地の3	浜松市天池ふれあい農村公園	浜松市浜名区引佐町井伊谷4344番地の3
浜松市東原農村公園	浜松市浜北区新原6103番地	浜松市東原農村公園	浜松市浜名区新原6103番地
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第82条 浜松市農業集落排水処理施設条例（平成12年浜松市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(名称、位置及び処理区域)			(名称、位置及び処理区域)		
第3条 排水処理施設の名称、位置及び処理区域は、次のとおりとする。			第3条 排水処理施設の名称、位置及び処理区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	処理区域	名称	位置	処理区域
都田地区農業集落排水処理施設	浜松市北区都田町7150番地の1	北区都田町の一部の区域	都田地区農業集落排水処理施設	浜松市浜名区都田町7150番地の1	浜名区都田町の一部の区域
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市舞阪水産物荷さばき所条例の一部改正)

第83条 浜松市舞阪水産物荷さばき所条例（平成17年浜松市条例第241号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置)	(名称及び位置)
第2条 水産物荷さばき所は、浜松市舞阪水産物荷さばき所（以下「荷さばき所」という。）といい、 <u>浜松市西区舞阪町舞阪2119番地の38</u> に置く。	第2条 水産物荷さばき所は、浜松市舞阪水産物荷さばき所（以下「荷さばき所」という。）といい、 <u>浜松市中央区舞阪町舞阪2119番地の38</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市中央卸売市場業務条例の一部改正)

第84条 浜松市中央卸売市場業務条例（昭和54年浜松市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(市場の名称、位置及び面積)	(市場の名称、位置及び面積)
第2条 市場の名称、位置及び面積は、次の	第2条 市場の名称、位置及び面積は、次の

とおりとする。			とおりとする。		
名称	位置	面積	名称	位置	面積
浜松市中央卸売市場（以下「市場」という。）	浜松市南区新貝町239番地の <u>1</u>	(略)	浜松市中央卸売市場（以下「市場」という。）	浜松市中央区新貝町239番地の <u>1</u>	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市地方卸売市場業務条例の一部改正)

第85条 浜松市地方卸売市場業務条例（昭和47年浜松市条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
(名称、位置及び面積)	(名称、位置及び面積)												
第2条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。	第2条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市食肉地方卸売市場(以下「市場」という。)</td> <td>浜松市東区上西町986番地</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	面積	浜松市食肉地方卸売市場(以下「市場」という。)	浜松市東区上西町986番地	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市食肉地方卸売市場(以下「市場」という。)</td> <td>浜松市中央区上西町986番地</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	面積	浜松市食肉地方卸売市場(以下「市場」という。)	浜松市中央区上西町986番地	(略)
名称	位置	面積											
浜松市食肉地方卸売市場(以下「市場」という。)	浜松市東区上西町986番地	(略)											
名称	位置	面積											
浜松市食肉地方卸売市場(以下「市場」という。)	浜松市中央区上西町986番地	(略)											

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市と畜場条例の一部改正)

第86条 浜松市と畜場条例（昭和57年浜松市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置)	(名称及び位置)
第2条 と畜場は、浜松市と畜場（以下「と畜場」という。）といい、 <u>浜松市東区上西町986番地</u> に置く。	第2条 と畜場は、浜松市と畜場（以下「と畜場」という。）といい、 <u>浜松市中央区上西町986番地</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松都市計画事業高竜土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第87条 浜松都市計画事業高竜土地区画整理事業施行条例（平成9年浜松市条例第72号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(施行地区に含まれる地域の名称)	(施行地区に含まれる地域の名称)
第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、 <u>浜松市中区砂山町</u> 、寺島町及び海老	第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、 <u>浜松市中央区砂山町</u> 、寺島町及び海

塚二丁目の各一部とする。 (事務所の所在地)	老塚二丁目の各一部とする。 (事務所の所在地)
第5条 事業の事務所の所在地は、 <u>浜松市中区浜松市役所内</u> とする。	第5条 事業の事務所の所在地は、 <u>浜松市中央区浜松市役所内</u> とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松都市計画事業高塚駅北第二土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第88条 浜松都市計画事業高塚駅北第二土地区画整理事業施行条例（令和4年浜松市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(施行地区に含まれる地域の名称)	(施行地区に含まれる地域の名称)
第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、 <u>浜松市南区高塚町</u> の一部とする。 (事務所の所在地)	第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、 <u>浜松市中央区高塚町</u> の一部とする。 (事務所の所在地)
第5条 事業の事務所の所在地は、 <u>浜松市中区浜松市役所内</u> とする。	第5条 事業の事務所の所在地は、 <u>浜松市中央区浜松市役所内</u> とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市公園条例の一部改正)

第89条 浜松市公園条例（平成17年浜松市条例第243号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																								
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市横須賀ポケットパーク</td> <td>浜松市浜北区横須賀44番地の1</td> </tr> <tr> <td>浜松市舞阪表浜公園</td> <td>浜松市西区舞阪町舞阪2668番地の1</td> </tr> <tr> <td>浜松市舞阪乙女園公園</td> <td>浜松市西区舞阪町弁天島3481番地の25</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>浜松市泉運動場</td> <td>浜松市中区泉四丁目831番204</td> </tr> <tr> <td>浜松市泉ソフトボール場</td> <td>浜松市中区泉四丁目831番227</td> </tr> <tr> <td>浜松市高丘緑地</td> <td>浜松市中区高丘東一丁目104番2</td> </tr> <tr> <td>浜松市小豆餅庭球場</td> <td>浜松市中区小豆餅三丁目1410番</td> </tr> <tr> <td>浜松市初生グラウンド</td> <td>浜松市東区半田町4939番地の1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	浜松市横須賀ポケットパーク	浜松市浜北区横須賀44番地の1	浜松市舞阪表浜公園	浜松市西区舞阪町舞阪2668番地の1	浜松市舞阪乙女園公園	浜松市西区舞阪町弁天島3481番地の25	(略)		浜松市泉運動場	浜松市中区泉四丁目831番204	浜松市泉ソフトボール場	浜松市中区泉四丁目831番227	浜松市高丘緑地	浜松市中区高丘東一丁目104番2	浜松市小豆餅庭球場	浜松市中区小豆餅三丁目1410番	浜松市初生グラウンド	浜松市東区半田町4939番地の1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市横須賀ポケットパーク</td> <td>浜松市浜名区横須賀44番地の1</td> </tr> <tr> <td>浜松市舞阪表浜公園</td> <td>浜松市中央区舞阪町舞阪2668番地の1</td> </tr> <tr> <td>浜松市舞阪乙女園公園</td> <td>浜松市中央区舞阪町弁天島3481番地の25</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>浜松市泉運動場</td> <td>浜松市中央区泉四丁目831番204</td> </tr> <tr> <td>浜松市泉ソフトボール場</td> <td>浜松市中央区泉四丁目831番227</td> </tr> <tr> <td>浜松市高丘緑地</td> <td>浜松市中央区高丘東一丁目104番2</td> </tr> <tr> <td>浜松市小豆餅庭球場</td> <td>浜松市中央区小豆餅三丁目1410番</td> </tr> <tr> <td>浜松市初生グラウンド</td> <td>浜松市中央区半田町4939番地の1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	浜松市横須賀ポケットパーク	浜松市浜名区横須賀44番地の1	浜松市舞阪表浜公園	浜松市中央区舞阪町舞阪2668番地の1	浜松市舞阪乙女園公園	浜松市中央区舞阪町弁天島3481番地の25	(略)		浜松市泉運動場	浜松市中央区泉四丁目831番204	浜松市泉ソフトボール場	浜松市中央区泉四丁目831番227	浜松市高丘緑地	浜松市中央区高丘東一丁目104番2	浜松市小豆餅庭球場	浜松市中央区小豆餅三丁目1410番	浜松市初生グラウンド	浜松市中央区半田町4939番地の1
名称	位置																																								
浜松市横須賀ポケットパーク	浜松市浜北区横須賀44番地の1																																								
浜松市舞阪表浜公園	浜松市西区舞阪町舞阪2668番地の1																																								
浜松市舞阪乙女園公園	浜松市西区舞阪町弁天島3481番地の25																																								
(略)																																									
浜松市泉運動場	浜松市中区泉四丁目831番204																																								
浜松市泉ソフトボール場	浜松市中区泉四丁目831番227																																								
浜松市高丘緑地	浜松市中区高丘東一丁目104番2																																								
浜松市小豆餅庭球場	浜松市中区小豆餅三丁目1410番																																								
浜松市初生グラウンド	浜松市東区半田町4939番地の1																																								
名称	位置																																								
浜松市横須賀ポケットパーク	浜松市浜名区横須賀44番地の1																																								
浜松市舞阪表浜公園	浜松市中央区舞阪町舞阪2668番地の1																																								
浜松市舞阪乙女園公園	浜松市中央区舞阪町弁天島3481番地の25																																								
(略)																																									
浜松市泉運動場	浜松市中央区泉四丁目831番204																																								
浜松市泉ソフトボール場	浜松市中央区泉四丁目831番227																																								
浜松市高丘緑地	浜松市中央区高丘東一丁目104番2																																								
浜松市小豆餅庭球場	浜松市中央区小豆餅三丁目1410番																																								
浜松市初生グラウンド	浜松市中央区半田町4939番地の1																																								

浜松市舞阪表浜東公園	浜松市西区舞阪町舞阪 2668番地の25	浜松市舞阪表浜東公園	浜松市中央区舞阪町舞阪 2668番地の25
------------	-------------------------	------------	--------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市市民農園条例の一部改正)

第90条 浜松市市民農園条例（平成20年浜松市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 市民農園（以下「農園」という。） の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 市民農園（以下「農園」という。） の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
文丘いきいき菜園	浜松市中区文丘町499番245	文丘いきいき菜園	浜松市中央区文丘町499番245
篠原いきいき菜園	浜松市西区篠原町20122番	篠原いきいき菜園	浜松市中央区篠原町20122番
楊子いきいき菜園	浜松市南区楊子町530番	楊子いきいき菜園	浜松市中央区楊子町530番
三ヶ日いきいき菜園	浜松市北区三ヶ日町三ヶ日168番1	三ヶ日いきいき菜園	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日168番1
入野いきいき菜園	浜松市西区入野町8906番	入野いきいき菜園	浜松市中央区入野町8906番
染地台いきいき菜園	浜松市浜北区染地台四丁目7番1	染地台いきいき菜園	浜松市浜名区染地台四丁目7番1
鴨江いきいき菜園	浜松市中区鴨江四丁目230番2	鴨江いきいき菜園	浜松市中央区鴨江四丁目230番2
北島いきいき菜園	浜松市東区北島町717番1	北島いきいき菜園	浜松市中央区北島町717番1
楊子第2いきいき菜園	浜松市南区楊子町296番	楊子第2いきいき菜園	浜松市中央区楊子町296番
横須賀いきいき菜園	浜松市浜北区横須賀1119番1	横須賀いきいき菜園	浜松市浜名区横須賀1119番1

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市中瀬南部緑地会館条例の一部改正)

第91条 浜松市中瀬南部緑地会館条例（平成17年浜松市条例第194号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置)	(名称及び位置)
第2条 緑地会館は、浜松市中瀬南部緑地会館（以下「会館」という。）といい、 <u>浜松市浜北区中瀬4486番地の1</u> に置く。	第2条 緑地会館は、浜松市中瀬南部緑地会館（以下「会館」という。）といい、 <u>浜松市浜名区中瀬4486番地の1</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市駐車場条例の一部改正)

第92条 浜松市駐車場条例(昭和39年浜松市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1(第2条・第4条関係)			別表第1(第2条・第4条関係)		
1 路外駐車場			1 路外駐車場		
名称	位置	入場又は出場できる時間	名称	位置	入場又は出場できる時間
浜松市新川北駐車場	浜松市中区田町230番地の28	(略)	浜松市新川北駐車場	浜松市中央区田町230番地の28	(略)
浜松市駅北駐車場	浜松市中区中央三丁目11番1号		浜松市駅北駐車場	浜松市中央区中央三丁目11番1号	
浜松市ザザシティ駐車場	浜松市中区鍛冶町15番地	(略)	浜松市ザザシティ駐車場	浜松市中央区鍛冶町15番地	(略)
2 道路附属物駐車場			2 道路附属物駐車場		
名称	位置	入場又は出場できる時間	名称	位置	入場又は出場できる時間
浜松市駅南地下駐車場	浜松市中区砂山町367番地の1(地下)	(略)	浜松市駅南地下駐車場	浜松市中央区砂山町367番地の1(地下)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市自転車等駐車場条例の一部改正)

第93条 浜松市自転車等駐車場条例(平成6年浜松市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
名称	位置		名称	位置	
第一通り駅自転車駐車場	浜松市中区田町230番地28		第一通り駅自転車駐車場	浜松市中央区田町230番地28	
新浜松駅南自転車駐車場	浜松市中区鍛冶町4番		新浜松駅南自転車駐車場	浜松市中央区鍛冶町4番	
ザザシティ前自転車駐車場	浜松市中区鍛冶町17番		ザザシティ前自転車駐車場	浜松市中央区鍛冶町17番	
鍛冶町自転車駐車場	浜松市中区鍛冶町140番51地先		鍛冶町自転車駐車場	浜松市中央区鍛冶町140番51地先	
ザザシティ南自転車駐車場	浜松市中区千歳町64番1		ザザシティ南自転車駐車場	浜松市中央区千歳町64番1	
浜松駅東自転車駐車場	浜松市中区砂山町7番1		浜松駅東自転車駐車場	浜松市中央区砂山町7番1	
遠州病院駅自転車駐車場	浜松市中区早馬町2番21		遠州病院駅自転車駐車場	浜松市中央区早馬町2番21	

助信駅西自転車駐車場	浜松市中区助信町792番3
上島駅西自転車駐車場	浜松市中区上島二丁目3041番
上島駅東自転車駐車場	浜松市中区上島三丁目2917番
曳馬駅西自転車駐車場	浜松市中区曳馬五丁目911番1
舞阪駅南口西自転車駐車場	浜松市西区馬郡町2302番地

別表第2（第2条関係）

名称	位置
浜松駅東第二自転車等駐車場	浜松市中区砂山町7番1
浜松駅自転車等駐車場	浜松市中区砂山町323番1
浜松駅西自転車等駐車場	浜松市中区砂山町378番

別表第3（第2条関係）

名称	位置
助信駅東自転車等駐車場	浜松市中区助信町793番1
上島駅北自転車等駐車場	浜松市中区上島三丁目2917番
曳馬駅東自転車等駐車場	浜松市中区曳馬四丁目2195番
天竜川駅北口西自転車等駐車場	浜松市東区天龍川町435番6
天竜川駅南口西自転車等駐車場	浜松市東区天龍川町545番26
さぎの宮駅自転車等駐車場	浜松市東区大瀬町473番2
(略)	

別表第4（第2条関係）

名称	位置
天竜川駅北口東自転車等駐車場	浜松市東区天龍川町519番1
天竜川駅南口東自転車等駐車場	浜松市東区天龍川町545番26
舞阪駅北自転車等駐車場	浜松市西区馬郡町6034番
弁天島駅前自転車等駐車場	浜松市西区舞阪町弁天島3285番274
高塚駅南自転車等駐車場	浜松市南区高塚町1936番15
高塚駅北自転車等駐車場	浜松市南区高塚町5514番
小林駅自転車等駐車場	浜松市浜北区本沢合場872番2

助信駅西自転車駐車場	浜松市中央区助信町792番3
上島駅西自転車駐車場	浜松市中央区上島二丁目3041番
上島駅東自転車駐車場	浜松市中央区上島三丁目2917番
曳馬駅西自転車駐車場	浜松市中央区曳馬五丁目911番1
舞阪駅南口西自転車駐車場	浜松市中央区馬郡町2302番地

別表第2（第2条関係）

名称	位置
浜松駅東第二自転車等駐車場	浜松市中央区砂山町7番1
浜松駅自転車等駐車場	浜松市中央区砂山町323番1
浜松駅西自転車等駐車場	浜松市中央区砂山町378番

別表第3（第2条関係）

名称	位置
助信駅東自転車等駐車場	浜松市中央区助信町793番1
上島駅北自転車等駐車場	浜松市中央区上島三丁目2917番
曳馬駅東自転車等駐車場	浜松市中央区曳馬四丁目2195番
天竜川駅北口西自転車等駐車場	浜松市中央区天龍川町435番6
天竜川駅南口西自転車等駐車場	浜松市中央区天龍川町545番26
さぎの宮駅自転車等駐車場	浜松市中央区大瀬町473番2
(略)	

別表第4（第2条関係）

名称	位置
天竜川駅北口東自転車等駐車場	浜松市中央区天龍川町519番1
天竜川駅南口東自転車等駐車場	浜松市中央区天龍川町545番26
舞阪駅北自転車等駐車場	浜松市中央区馬郡町6034番
弁天島駅前自転車等駐車場	浜松市中央区舞阪町弁天島3285番274
高塚駅南自転車等駐車場	浜松市中央区高塚町1936番15
高塚駅北自転車等駐車場	浜松市中央区高塚町5514番
小林駅自転車等駐車場	浜松市浜名区本沢合場872番2

浜北駅自転車等駐車場	浜松市浜北区沼38番2
小松駅自転車等駐車場	浜松市浜北区小松4451番地の6
岩水寺駅西自転車等駐車場	浜松市浜北区於呂2819番3
岩水寺駅東自転車等駐車場	浜松市浜北区於呂2825番38
芝本駅自転車等駐車場	浜松市浜北区於呂3050番2
天竜浜名湖線岩水寺駅自転車等駐車場	浜松市浜北区根堅1730番2
天竜浜名湖線宮口駅自転車等駐車場	浜松市浜北区宮口119番2

別表第5（第2条関係）

名称	位置
浜松駅西原付駐車場	浜松市中区砂山町365番2

別表第6（第2条関係）

名称	位置
舞阪駅南口東原付・自動二輪車駐車場	浜松市西区馬郡町6130番

別表第7（第2条関係）

名称	位置
楽器博物館東自動二輪車駐車場	浜松市中区中央三丁目109番10
八幡橋東自動二輪車駐車場	浜松市中区海老塚町680番1
八幡橋西自動二輪車駐車場	浜松市中区海老塚町680番13
浜松駅西自動二輪車駐車場	浜松市中区砂山町323番2

浜北駅自転車等駐車場	浜松市浜名区沼38番2
小松駅自転車等駐車場	浜松市浜名区小松4451番地の6
岩水寺駅西自転車等駐車場	浜松市浜名区於呂2819番3
岩水寺駅東自転車等駐車場	浜松市浜名区於呂2825番38
芝本駅自転車等駐車場	浜松市浜名区於呂3050番2
天竜浜名湖線岩水寺駅自転車等駐車場	浜松市浜名区根堅1730番2
天竜浜名湖線宮口駅自転車等駐車場	浜松市浜名区宮口119番2

別表第5（第2条関係）

名称	位置
浜松駅西原付駐車場	浜松市中央区砂山町365番2

別表第6（第2条関係）

名称	位置
舞阪駅南口東原付・自動二輪車駐車場	浜松市中央区馬郡町6130番

別表第7（第2条関係）

名称	位置
楽器博物館東自動二輪車駐車場	浜松市中央区中央三丁目109番10
八幡橋東自動二輪車駐車場	浜松市中央区海老塚町680番1
八幡橋西自動二輪車駐車場	浜松市中央区海老塚町680番13
浜松駅西自動二輪車駐車場	浜松市中央区砂山町323番2

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市営住宅条例の一部改正）

第94条 浜松市営住宅条例（平成9年浜松市条例第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
別表第1（第3条の2関係）	別表第1（第3条の2関係）												
1 一般住宅	1 一般住宅												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イーステージ浜松団地</td> <td>浜松市中区中央一丁目2番2号</td> </tr> <tr> <td>和合(C1)団地</td> <td>浜松市中区和合町220番地の84</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	イーステージ浜松団地	浜松市中区中央一丁目2番2号	和合(C1)団地	浜松市中区和合町220番地の84	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イーステージ浜松団地</td> <td>浜松市中央区中央一丁目2番2号</td> </tr> <tr> <td>和合(C1)団地</td> <td>浜松市中央区和合町220番地の84</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	イーステージ浜松団地	浜松市中央区中央一丁目2番2号	和合(C1)団地	浜松市中央区和合町220番地の84
名称	位置												
イーステージ浜松団地	浜松市中区中央一丁目2番2号												
和合(C1)団地	浜松市中区和合町220番地の84												
名称	位置												
イーステージ浜松団地	浜松市中央区中央一丁目2番2号												
和合(C1)団地	浜松市中央区和合町220番地の84												

和合（馬生）団地	浜松市中区和合町27番地の164
鹿谷（市立東）団地	浜松市中区鹿谷町37番10号
蜷塚団地	浜松市中区蜷塚一丁目15番2号
高丘団地	浜松市中区高丘北二丁目34番19号
葵西二丁目団地	浜松市中区葵西二丁目20番1号
葵西四丁目団地	浜松市中区葵西四丁目6番1号
法枝団地	浜松市中区法枝町20番地
東伊場団地	浜松市中区東伊場一丁目9番2号
住吉一丁目団地	浜松市中区住吉一丁目3番1号
住吉二丁目団地	浜松市中区住吉二丁目26番1号
萩丘団地	浜松市中区萩丘二丁目12番101号
北島団地	浜松市東区北島町547番地
笠井新田団地	浜松市東区笠井新田町572番地
鷺の宮団地	浜松市東区大瀬町27番地の1
有玉台団地	浜松市東区有玉台三丁目12番1号
西山団地	浜松市西区西山町1898番地の2
瞳ヶ丘団地	浜松市西区古人見町1538番地の3
湖東団地	浜松市西区湖東町1169番地の197
佐鳴湖西団地	浜松市西区大平台三丁目22番1号
第1吹上団地	浜松市西区舞阪町舞阪754番地の1
第2吹上団地	浜松市西区舞阪町舞阪711番地
第3吹上団地	浜松市西区舞阪町舞阪808番地
第2浜表団地	浜松市西区舞阪町舞阪2668番地の238
今切団地	浜松市西区舞阪町舞阪4602番地
蓬莱園団地	浜松市西区舞阪町弁天島3809番地
田端団地	浜松市西区雄踏町宇布見6231番地の1
領家団地	浜松市西区雄踏町宇布見4874番地の5

和合（馬生）団地	浜松市中央区和合町27番地の164
鹿谷（市立東）団地	浜松市中央区鹿谷町37番10号
蜷塚団地	浜松市中央区蜷塚一丁目15番2号
高丘団地	浜松市中央区高丘北二丁目34番19号
葵西二丁目団地	浜松市中央区葵西二丁目20番1号
葵西四丁目団地	浜松市中央区葵西四丁目6番1号
法枝団地	浜松市中央区法枝町20番地
東伊場団地	浜松市中央区東伊場一丁目9番2号
住吉一丁目団地	浜松市中央区住吉一丁目3番1号
住吉二丁目団地	浜松市中央区住吉二丁目26番1号
萩丘団地	浜松市中央区萩丘二丁目12番101号
北島団地	浜松市中央区北島町547番地
笠井新田団地	浜松市中央区笠井新田町572番地
鷺の宮団地	浜松市中央区大瀬町27番地の1
有玉台団地	浜松市中央区有玉台三丁目12番1号
西山団地	浜松市中央区西山町1898番地の2
瞳ヶ丘団地	浜松市中央区古人見町1538番地の3
湖東団地	浜松市中央区湖東町1169番地の197
佐鳴湖西団地	浜松市中央区大平台三丁目22番1号
第1吹上団地	浜松市中央区舞阪町舞阪754番地の1
第2吹上団地	浜松市中央区舞阪町舞阪711番地
第3吹上団地	浜松市中央区舞阪町舞阪808番地
第2浜表団地	浜松市中央区舞阪町舞阪2668番地の238
今切団地	浜松市中央区舞阪町舞阪4602番地
蓬莱園団地	浜松市中央区舞阪町弁天島3809番地
田端団地	浜松市中央区雄踏町宇布見6231番地の1
領家団地	浜松市中央区雄踏町宇布見4874番地の5

山崎団地	浜松市西区雄踏町山崎3732番地の3
飯田団地	浜松市南区飯田町149番地
遠州浜団地	浜松市南区遠州浜一丁目1番1号
中田島団地	浜松市南区中田島町1372番地
小沢渡団地	浜松市南区小沢渡町1363番地
初生団地	浜松市北区初生町339番地の1
豊岡団地	浜松市北区豊岡町22番地の15
小野団地	浜松市北区細江町小野300番地の8
湖東北団地	浜松市北区細江町中川7172番地の1175
刑部団地	浜松市北区細江町中川6767番地の7
坂田団地	浜松市北区引佐町井伊谷3105番地の1
井伊谷団地	浜松市北区神宮寺町1番10号
金指団地	浜松市北区引佐町金指1000番地の2
渋川団地	浜松市北区引佐町渋川2342番地
小深田団地	浜松市北区三ヶ日町宇志774番地の1
摩訶耶団地	浜松市北区三ヶ日町摩訶耶418番地の1
大苗代団地	浜松市北区三ヶ日町三ヶ日166番地の1
高畑団地	浜松市浜北区高畑41番地
下小林団地	浜松市浜北区小林224番地
新堀団地	浜松市浜北区新堀250番地
法師軒団地	浜松市浜北区平口930番地
於呂団地	浜松市浜北区於呂823番地の20
根堅団地	浜松市浜北区根堅1730番地の5
宮口団地	浜松市浜北区宮口25番地の2
(略)	

2 福祉住宅

名称	位置
湖東団地	浜松市西区湖東町1039番地の10
遠州浜団地	浜松市南区遠州浜一丁目1番1号

3 心身障害者住宅

山崎団地	浜松市中央区雄踏町山崎3732番地の3
飯田団地	浜松市中央区飯田町149番地
遠州浜団地	浜松市中央区遠州浜一丁目1番1号
中田島団地	浜松市中央区中田島町1372番地
小沢渡団地	浜松市中央区小沢渡町1363番地
初生団地	浜松市中央区初生町339番地の1
豊岡団地	浜松市中央区豊岡町22番地の15
小野団地	浜松市浜名区細江町小野300番地の8
湖東北団地	浜松市浜名区細江町中川7172番地の1175
刑部団地	浜松市浜名区細江町中川6767番地の7
坂田団地	浜松市浜名区引佐町井伊谷3105番地の1
井伊谷団地	浜松市浜名区神宮寺町1番10号
金指団地	浜松市浜名区引佐町金指1000番地の2
渋川団地	浜松市浜名区引佐町渋川2342番地
小深田団地	浜松市浜名区三ヶ日町宇志774番地の1
摩訶耶団地	浜松市浜名区三ヶ日町摩訶耶418番地の1
大苗代団地	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日166番地の1
高畑団地	浜松市浜名区高畑41番地
下小林団地	浜松市浜名区小林224番地
新堀団地	浜松市浜名区新堀250番地
法師軒団地	浜松市浜名区平口930番地
於呂団地	浜松市浜名区於呂823番地の20
根堅団地	浜松市浜名区根堅1730番地の5
宮口団地	浜松市浜名区宮口25番地の2
(略)	

2 福祉住宅

名称	位置
湖東団地	浜松市中央区湖東町1039番地の10
遠州浜団地	浜松市中央区遠州浜一丁目1番1号

3 心身障害者住宅

名称	位置
萩丘団地	浜松市中区萩丘二丁目35番1号
遠州浜団地	浜松市南区遠州浜一丁目23番6号
中田島団地	浜松市南区白羽町2379番地の2

4 老人ペア住宅

名称	位置
高丘団地	浜松市中区高丘北二丁目34番22号
葵西二丁目団地	浜松市中区葵西二丁目20番1号
葵西四丁目団地	浜松市中区葵西四丁目6番1号

5 シルバー住宅

名称	位置
遠州浜団地	浜松市南区遠州浜一丁目23番3号

別表第2（第3条の2・第13条関係）

1 一般住宅

名称	位置	家賃
富吉団地	浜松市中区富吉町4番101号	(略)

2 小集落住宅

名称	位置	家賃
花川団地	浜松市中区花川町925番地	(略)
春日団地	浜松市中区春日町197番地の1	(略)

3 店舗

名称	位置	家賃
富吉団地	浜松市中区富吉町7番101号	(略)

4 作業場

名称	位置	家賃
富吉団地	浜松市中区富吉町13番21号	(略)

別表第3（第3条の2関係）

名称	位置
イーステージ浜松団地	浜松市中区中央一丁目2番2号
有玉台団地	浜松市東区有玉台三丁目12番3号

名称	位置
萩丘団地	浜松市中央区萩丘二丁目35番1号
遠州浜団地	浜松市中央区遠州浜一丁目23番6号
中田島団地	浜松市中央区白羽町2379番地の2

4 老人ペア住宅

名称	位置
高丘団地	浜松市中央区高丘北二丁目34番22号
葵西二丁目団地	浜松市中央区葵西二丁目20番1号
葵西四丁目団地	浜松市中央区葵西四丁目6番1号

5 シルバー住宅

名称	位置
遠州浜団地	浜松市中央区遠州浜一丁目23番3号

別表第2（第3条の2・第13条関係）

1 一般住宅

名称	位置	家賃
富吉団地	浜松市中央区富吉町4番101号	(略)

2 小集落住宅

名称	位置	家賃
花川団地	浜松市中央区花川町925番地	(略)
春日団地	浜松市中央区春日町197番地の1	(略)

3 店舗

名称	位置	家賃
富吉団地	浜松市中央区富吉町7番101号	(略)

4 作業場

名称	位置	家賃
富吉団地	浜松市中央区富吉町13番21号	(略)

別表第3（第3条の2関係）

名称	位置
イーステージ浜松団地	浜松市中央区中央一丁目2番2号
有玉台団地	浜松市中央区有玉台三丁目12番3号

遠州浜団地	浜松市南区遠州浜一丁目 23番2号
伊平団地	浜松市北区引佐町伊平 414番地
(略)	

別表第4 (第3条の2関係)

名称	位置
有玉台団地	浜松市東区有玉台三 丁目12番3号

別表第5 (第3条の2関係)

名称	位置
高丘団地	浜松市中区高丘北二丁目 34番10号

遠州浜団地	浜松市中央区遠州浜一丁 目23番2号
伊平団地	浜松市浜名区引佐町伊平 414番地
(略)	

別表第4 (第3条の2関係)

名称	位置
有玉台団地	浜松市中央区有玉台 三丁目12番3号

別表第5 (第3条の2関係)

名称	位置
高丘団地	浜松市中央区高丘北二丁 目34番10号

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市水防団条例の一部改正)

第95条 浜松市水防団条例(昭和38年浜松市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																										
(管轄区域等)	(管轄区域等)																																										
第4条 水防団本部は、 <u>浜松市中区元城町103番地の2</u> に置き、その管轄区域は、分団の管轄区域の全域とする。	第4条 水防団本部は、 <u>浜松市中央区元城町103番地の2</u> に置き、その管轄区域は、分団の管轄区域の全域とする。																																										
2 (略)	2 (略)																																										
別表第1 (第4条関係)	別表第1 (第4条関係)																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上島分団</td> <td>浜松市浜北区 上島562番7地先</td> <td>浜北区上島地内における天竜川及びその支流</td> </tr> <tr> <td>中瀬北分団</td> <td>浜松市浜北区 中瀬6733番1地先</td> <td>浜北区中瀬(中瀬2区、中瀬3区及び中瀬8区)地内における天竜川及びその支流</td> </tr> <tr> <td>中瀬南分団</td> <td>浜松市浜北区 中瀬4678番5地先</td> <td>浜北区中瀬(中瀬4区、中瀬5区、中瀬6区及び中瀬7区)地内における天竜川及びその支流</td> </tr> <tr> <td>竜池北分団</td> <td>浜松市浜北区 八幡551番地先</td> <td>浜北区八幡、永島及び上善地地内における天竜川及びその支流</td> </tr> <tr> <td>竜池南分団</td> <td>浜松市浜北区 高菌992番10地先</td> <td>浜北区善地及び高菌地内における天竜川及びその支流</td> </tr> <tr> <td>浜北</td> <td>浜松市浜北区</td> <td>浜北区小林、平口(本村、</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	管轄区域	上島分団	浜松市浜北区 上島562番7地先	浜北区上島地内における天竜川及びその支流	中瀬北分団	浜松市浜北区 中瀬6733番1地先	浜北区中瀬(中瀬2区、中瀬3区及び中瀬8区)地内における天竜川及びその支流	中瀬南分団	浜松市浜北区 中瀬4678番5地先	浜北区中瀬(中瀬4区、中瀬5区、中瀬6区及び中瀬7区)地内における天竜川及びその支流	竜池北分団	浜松市浜北区 八幡551番地先	浜北区八幡、永島及び上善地地内における天竜川及びその支流	竜池南分団	浜松市浜北区 高菌992番10地先	浜北区善地及び高菌地内における天竜川及びその支流	浜北	浜松市浜北区	浜北区小林、平口(本村、	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上島分団</td> <td>浜松市浜名区 上島562番7地先</td> <td>浜名区上島地内における天竜川及びその支流</td> </tr> <tr> <td>中瀬北分団</td> <td>浜松市浜名区 中瀬6733番1地先</td> <td>浜名区中瀬(中瀬2区、中瀬3区及び中瀬8区)地内における天竜川及びその支流</td> </tr> <tr> <td>中瀬南分団</td> <td>浜松市浜名区 中瀬4678番5地先</td> <td>浜名区中瀬(中瀬4区、中瀬5区、中瀬6区及び中瀬7区)地内における天竜川及びその支流</td> </tr> <tr> <td>竜池北分団</td> <td>浜松市浜名区 八幡551番地先</td> <td>浜名区八幡、永島及び上善地地内における天竜川及びその支流</td> </tr> <tr> <td>竜池南分団</td> <td>浜松市浜名区 高菌992番10地先</td> <td>浜名区善地及び高菌地内における天竜川及びその支流</td> </tr> <tr> <td>浜北</td> <td>浜松市浜名区</td> <td>浜名区小林、平口(本村、</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	管轄区域	上島分団	浜松市浜名区 上島562番7地先	浜名区上島地内における天竜川及びその支流	中瀬北分団	浜松市浜名区 中瀬6733番1地先	浜名区中瀬(中瀬2区、中瀬3区及び中瀬8区)地内における天竜川及びその支流	中瀬南分団	浜松市浜名区 中瀬4678番5地先	浜名区中瀬(中瀬4区、中瀬5区、中瀬6区及び中瀬7区)地内における天竜川及びその支流	竜池北分団	浜松市浜名区 八幡551番地先	浜名区八幡、永島及び上善地地内における天竜川及びその支流	竜池南分団	浜松市浜名区 高菌992番10地先	浜名区善地及び高菌地内における天竜川及びその支流	浜北	浜松市浜名区	浜名区小林、平口(本村、
名称	位置	管轄区域																																									
上島分団	浜松市浜北区 上島562番7地先	浜北区上島地内における天竜川及びその支流																																									
中瀬北分団	浜松市浜北区 中瀬6733番1地先	浜北区中瀬(中瀬2区、中瀬3区及び中瀬8区)地内における天竜川及びその支流																																									
中瀬南分団	浜松市浜北区 中瀬4678番5地先	浜北区中瀬(中瀬4区、中瀬5区、中瀬6区及び中瀬7区)地内における天竜川及びその支流																																									
竜池北分団	浜松市浜北区 八幡551番地先	浜北区八幡、永島及び上善地地内における天竜川及びその支流																																									
竜池南分団	浜松市浜北区 高菌992番10地先	浜北区善地及び高菌地内における天竜川及びその支流																																									
浜北	浜松市浜北区	浜北区小林、平口(本村、																																									
名称	位置	管轄区域																																									
上島分団	浜松市浜名区 上島562番7地先	浜名区上島地内における天竜川及びその支流																																									
中瀬北分団	浜松市浜名区 中瀬6733番1地先	浜名区中瀬(中瀬2区、中瀬3区及び中瀬8区)地内における天竜川及びその支流																																									
中瀬南分団	浜松市浜名区 中瀬4678番5地先	浜名区中瀬(中瀬4区、中瀬5区、中瀬6区及び中瀬7区)地内における天竜川及びその支流																																									
竜池北分団	浜松市浜名区 八幡551番地先	浜名区八幡、永島及び上善地地内における天竜川及びその支流																																									
竜池南分団	浜松市浜名区 高菌992番10地先	浜名区善地及び高菌地内における天竜川及びその支流																																									
浜北	浜松市浜名区	浜名区小林、平口(本村、																																									

西分団	新原3798番地の1	新田及び法師軒)及び新原(下善及び本村)地内における馬込川、御陣屋川及びその支流
浜名分団	浜松市浜北区内野1548番地	浜北区小松(小松八幡、尾島、本町、西向及び沖)及び内野(内野西、内野下、内野上及び内野小島)地内における馬込川、御陣屋川及びその支流
笠井分団	浜松市東区常光町1214番地先	東区笠井町、笠井上町、笠井新田町、豊町、豊西町、恒武町、貴平町及び常光町地内における天竜川及びその支流
中ノ町分団	浜松市東区中野町3164番地	東区材木町、白鳥町、松小池町、中里町、中野町及び国吉町地内における天竜川及びその支流
飯田分団	浜松市南区飯田町623番地の2	南区渡瀬町、三和町、飯田町、青屋町、鶴見町、新貝町、大塚町及び下飯田町地内における天竜川及びその支流
芳川分団	浜松市南区芳川町128番地	南区頭陀寺町、本郷町、西伝寺町、安松町、石原町、金折町、老間町、古川町、立野町、四本松町、芳川町、恩地町、参野町、都盛町、大柳町、兎野町、御給町及び下江町地内における天竜川、芳川及びその支流
河輪分団	浜松市南区東町695番地	南区富屋町、西町、東町、長田町、河輪町及び三新町地内における天竜川及びその支流
五島分団	浜松市南区西島町510番地の5	南区江之島町、西島町、福島町、松島町、遠州浜一丁目、遠州浜二丁目、遠州浜三丁目及び遠州浜四丁目地内における天竜川、芳川、馬込川及びその支流並びに海岸
白脇分団	浜松市南区寺脇町1732番地	中区瓜内町並びに南区楊子町、三島町、瓜内町、白羽町、中田島町、寺脇町及び福塚町地内における馬込川、芳川及びその支流並びに海岸

西分団	新原3798番地の1	新田及び法師軒)及び新原(下善及び本村)地内における馬込川、御陣屋川及びその支流
浜名分団	浜松市浜名区内野1548番地	浜名区小松(小松八幡、尾島、本町、西向及び沖)及び内野(内野西、内野下、内野上及び内野小島)地内における馬込川、御陣屋川及びその支流
笠井分団	浜松市中央区常光町1214番地先	中央区笠井町、笠井上町、笠井新田町、豊町、豊西町、恒武町、貴平町及び常光町地内における天竜川及びその支流
中ノ町分団	浜松市中央区中野町3164番地	中央区材木町、白鳥町、松小池町、中里町、中野町及び国吉町地内における天竜川及びその支流
飯田分団	浜松市中央区飯田町623番地の2	中央区渡瀬町、三和町、飯田町、青屋町、鶴見町、新貝町、大塚町及び下飯田町地内における天竜川及びその支流
芳川分団	浜松市中央区芳川町128番地	中央区頭陀寺町、本郷町、西伝寺町、安松町、石原町、金折町、老間町、古川町、立野町、四本松町、芳川町、恩地町、参野町、都盛町、大柳町、兎野町、御給町及び下江町地内における天竜川、芳川及びその支流
河輪分団	浜松市中央区東町695番地	中央区富屋町、西町、東町、長田町、河輪町及び三新町地内における天竜川及びその支流
五島分団	浜松市中央区西島町510番地の5	中央区江之島町、西島町、福島町、松島町、遠州浜一丁目、遠州浜二丁目、遠州浜三丁目及び遠州浜四丁目地内における天竜川、芳川、馬込川及びその支流並びに海岸
白脇分団	浜松市中央区寺脇町1732番地	中央区瓜内町、楊子町、三島町、白羽町、中田島町、寺脇町及び福塚町地内における馬込川、芳川及びその支流並びに海岸

都田分団	浜松市北区都田町5563番地の16	北区都田町、滝沢町、鷺沢町、新都田一丁目、新都田二丁目、新都田三丁目、新都田四丁目及び新都田五丁目地内における都田川及びその支流	都田分団	浜松市浜名区都田町5563番地の16	浜名区都田町、滝沢町、鷺沢町、新都田一丁目、新都田二丁目、新都田三丁目、新都田四丁目及び新都田五丁目地内における都田川及びその支流
入野分団	浜松市西区入野町9894番地の2	中区佐鳴台一丁目、佐鳴台二丁目、佐鳴台三丁目、佐鳴台四丁目、佐鳴台五丁目及び佐鳴台六丁目並びに西区入野町、西鴨江町、志都呂町、大平台一丁目、大平台二丁目、大平台三丁目、大平台四丁目、西都台町、志都呂一丁目及び志都呂二丁目地内における新川、堀留川、東神田川、九領川及びその支流	入野分団	浜松市中央区入野町9894番地の2	中央区佐鳴台一丁目、佐鳴台二丁目、佐鳴台三丁目、佐鳴台四丁目、佐鳴台五丁目、佐鳴台六丁目、入野町、西鴨江町、志都呂町、大平台一丁目、大平台二丁目、大平台三丁目、大平台四丁目、西都台町、志都呂一丁目及び志都呂二丁目地内における新川、堀留川、東神田川、九領川及びその支流
伊佐見分団	浜松市西区伊佐地町3番地	西区伊佐地町、佐浜町、大人見町及び古人見町地内における都田川、伊佐地川及びその支流	伊佐見分団	浜松市中央区伊佐地町3番地	中央区伊佐地町、佐浜町、大人見町及び古人見町地内における都田川、伊佐地川及びその支流

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市教育センター条例の一部改正)

第96条 浜松市教育センター条例(昭和49年浜松市条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 教育センターは、浜松市教育センター(以下「教育センター」という。)といい、 <u>浜松市北区東三方町143番地の4</u> に置く。	(名称及び位置) 第2条 教育センターは、浜松市教育センター(以下「教育センター」という。)といい、 <u>浜松市中央区東三方町143番地の4</u> に置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市立幼稚園条例の一部改正)

第97条 浜松市立幼稚園条例(平成17年浜松市条例第270号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市立南の星幼稚園</td> <td>浜松市南区西島町1148番地の1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	浜松市立南の星幼稚園	浜松市南区西島町1148番地の1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市立南の星幼稚園</td> <td>浜松市中央区西島町1148番地の1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	浜松市立南の星幼稚園	浜松市中央区西島町1148番地の1
名称	位置								
浜松市立南の星幼稚園	浜松市南区西島町1148番地の1								
名称	位置								
浜松市立南の星幼稚園	浜松市中央区西島町1148番地の1								

浜松市立和田幼稚園	浜松市東区薬師町291番地
浜松市立与進幼稚園	浜松市東区市野町2404番地の1
浜松市立豊西幼稚園	浜松市東区豊西町1551番地
浜松市立笠井幼稚園	浜松市東区笠井町478番地の1
浜松市立中ノ町幼稚園	浜松市東区中野町427番地の1
浜松市立芳川幼稚園	浜松市南区芳川町190番地
浜松市立花川幼稚園	浜松市中区花川町1908番地の1
浜松市立豊岡幼稚園	浜松市北区豊岡町22番地
浜松市立三方原幼稚園	浜松市北区三方原町284番地の7
浜松市立初生幼稚園	浜松市北区初生町991番地
浜松市立白脇幼稚園	浜松市南区寺脇町230番地
浜松市立飯田幼稚園	浜松市南区飯田町1014番地
浜松市立神久呂幼稚園	浜松市西区神ヶ谷町7888番地
浜松市立万斛幼稚園	浜松市東区中郡町895番地
浜松市立有玉幼稚園	浜松市東区有玉南町585番地
浜松市立橋爪幼稚園	浜松市東区西ヶ崎町1067番地
浜松市立伊佐見幼稚園	浜松市西区伊左地町5番地
浜松市立和地幼稚園	浜松市西区和地町1833番地の2
浜松市立北庄内幼稚園	浜松市西区館山寺町110番地の6
浜松市立村櫛幼稚園	浜松市西区村櫛町3195番地
浜松市立可美幼稚園	浜松市南区増楽町1199番地
浜松市立舞阪幼稚園	浜松市西区舞阪町舞阪2668番地の33
浜松市立雄踏幼稚園	浜松市西区雄踏町宇布見7406番地
浜松市立小松幼稚園	浜松市浜北区小松2400番地
浜松市立平口幼稚園	浜松市浜北区平口2583番地
浜松市立北浜南幼稚園	浜松市浜北区寺島2436番地の3

浜松市立和田幼稚園	浜松市中央区薬師町291番地
浜松市立与進幼稚園	浜松市中央区市野町2404番地の1
浜松市立豊西幼稚園	浜松市中央区豊西町1551番地
浜松市立笠井幼稚園	浜松市中央区笠井町478番地の1
浜松市立中ノ町幼稚園	浜松市中央区中野町427番地の1
浜松市立芳川幼稚園	浜松市中央区芳川町190番地
浜松市立花川幼稚園	浜松市中央区花川町1908番地の1
浜松市立豊岡幼稚園	浜松市中央区豊岡町22番地
浜松市立三方原幼稚園	浜松市中央区三方原町284番地の7
浜松市立初生幼稚園	浜松市中央区初生町991番地
浜松市立白脇幼稚園	浜松市中央区寺脇町230番地
浜松市立飯田幼稚園	浜松市中央区飯田町1014番地
浜松市立神久呂幼稚園	浜松市中央区神ヶ谷町7888番地
浜松市立万斛幼稚園	浜松市中央区中郡町895番地
浜松市立有玉幼稚園	浜松市中央区有玉南町585番地
浜松市立橋爪幼稚園	浜松市中央区西ヶ崎町1067番地
浜松市立伊佐見幼稚園	浜松市中央区伊左地町5番地
浜松市立和地幼稚園	浜松市中央区和地町1833番地の2
浜松市立北庄内幼稚園	浜松市中央区館山寺町110番地の6
浜松市立村櫛幼稚園	浜松市中央区村櫛町3195番地
浜松市立可美幼稚園	浜松市中央区増楽町1199番地
浜松市立舞阪幼稚園	浜松市中央区舞阪町舞阪2668番地の33
浜松市立雄踏幼稚園	浜松市中央区雄踏町宇布見7406番地
浜松市立小松幼稚園	浜松市浜名区小松2400番地
浜松市立平口幼稚園	浜松市浜名区平口2583番地
浜松市立北浜南幼稚園	浜松市浜名区寺島2436番地の3

浜松市立北浜中央幼稚園	浜松市浜北区西美蘭1624番地の1	浜松市立北浜中央幼稚園	浜松市浜名区西美蘭1624番地の1
浜松市立北浜北幼稚園	浜松市浜北区小林1522番地の2	浜松市立北浜北幼稚園	浜松市浜名区小林1522番地の2
浜松市立北浜東幼稚園	浜松市浜北区善地1546番地	浜松市立北浜東幼稚園	浜松市浜名区善地1546番地
浜松市立中瀬幼稚園	浜松市浜北区中瀬3531番地	浜松市立中瀬幼稚園	浜松市浜名区中瀬3531番地
浜松市立上島幼稚園	浜松市浜北区上島217番地	浜松市立上島幼稚園	浜松市浜名区上島217番地
浜松市立赤佐幼稚園	浜松市浜北区於呂3524番地の68	浜松市立赤佐幼稚園	浜松市浜名区於呂3524番地の68
浜松市立赤佐西幼稚園	浜松市浜北区於呂2235番地	浜松市立赤佐西幼稚園	浜松市浜名区於呂2235番地
浜松市立宮口幼稚園	浜松市浜北区宮口1526番地の1	浜松市立宮口幼稚園	浜松市浜名区宮口1526番地の1
浜松市立新原幼稚園	浜松市浜北区新原2315番地	浜松市立新原幼稚園	浜松市浜名区新原2315番地
(略)		(略)	
浜松市立西気賀幼稚園	浜松市北区細江町気賀10052番地の4	浜松市立西気賀幼稚園	浜松市浜名区細江町気賀10052番地の4
浜松市立伊目幼稚園	浜松市北区細江町気賀3207番地の1	浜松市立伊目幼稚園	浜松市浜名区細江町気賀3207番地の1
浜松市立中川幼稚園	浜松市北区細江町中川2418番地の2	浜松市立中川幼稚園	浜松市浜名区細江町中川2418番地の2
浜松市立中央幼稚園	浜松市北区細江町気賀304番地	浜松市立中央幼稚園	浜松市浜名区細江町気賀304番地
浜松市立高台幼稚園	浜松市北区細江町中川7172番地の701	浜松市立高台幼稚園	浜松市浜名区細江町中川7172番地の701
浜松市立引佐幼稚園	浜松市北区神宮寺町8番48号	浜松市立引佐幼稚園	浜松市浜名区神宮寺町8番48号
浜松市立金指幼稚園	浜松市北区引佐町金指862番地の3	浜松市立金指幼稚園	浜松市浜名区引佐町金指862番地の3
浜松市立奥山幼稚園	浜松市北区引佐町奥山1110番地の1	浜松市立奥山幼稚園	浜松市浜名区引佐町奥山1110番地の1
浜松市立伊平幼稚園	浜松市北区引佐町伊平778番地の1	浜松市立伊平幼稚園	浜松市浜名区引佐町伊平778番地の1
浜松市立引佐北部みさと幼稚園	浜松市北区引佐町田沢432番地の1	浜松市立引佐北部みさと幼稚園	浜松市浜名区引佐町田沢432番地の1
浜松市立尾奈幼稚園	浜松市北区三ヶ日町下尾奈1461番地の1	浜松市立尾奈幼稚園	浜松市浜名区三ヶ日町下尾奈1461番地の1
浜松市立大崎幼稚園	浜松市北区三ヶ日町大崎1665番地の20	浜松市立大崎幼稚園	浜松市浜名区三ヶ日町大崎1665番地の20
浜松市立平山幼稚園	浜松市北区三ヶ日町平山223番地の1	浜松市立平山幼稚園	浜松市浜名区三ヶ日町平山223番地の1
浜松市立内野幼稚園	浜松市浜北区内野1648番地の1	浜松市立内野幼稚園	浜松市浜名区内野1648番地の1

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市立小学校及び中学校条例の一部改正)

第98条 浜松市立小学校及び中学校条例（昭和39年浜松市条例第37号）の一部を次

のように改正する。

改正前		改正後	
別表		別表	
1 小学校		1 小学校	
名称	位置	名称	位置
浜松市立西小学校	浜松市中区鴨江町70番地の1	浜松市立西小学校	浜松市中央区鴨江町70番地の1
浜松市立東小学校	浜松市中区中央二丁目2番1号	浜松市立東小学校	浜松市中央区中央二丁目2番1号
浜松市立県居小学校	浜松市中区東伊場二丁目5番1号	浜松市立県居小学校	浜松市中央区東伊場二丁目5番1号
浜松市立相生小学校	浜松市中区向宿三丁目8番1号	浜松市立相生小学校	浜松市中央区向宿三丁目8番1号
浜松市立竜禅寺小学校	浜松市中区龍禅寺町844番地	浜松市立竜禅寺小学校	浜松市中央区龍禅寺町844番地
浜松市立追分小学校	浜松市中区布橋一丁目9番1号	浜松市立追分小学校	浜松市中央区布橋一丁目9番1号
浜松市立佐藤小学校	浜松市中区佐藤二丁目32番1号	浜松市立佐藤小学校	浜松市中央区佐藤二丁目32番1号
浜松市立広沢小学校	浜松市中区広沢二丁目51番1号	浜松市立広沢小学校	浜松市中央区広沢二丁目51番1号
浜松市立曳馬小学校	浜松市中区曳馬一丁目1番35号	浜松市立曳馬小学校	浜松市中央区曳馬一丁目1番35号
浜松市立萩丘小学校	浜松市中区幸五丁目12番1号	浜松市立萩丘小学校	浜松市中央区幸五丁目12番1号
浜松市立富塚小学校	浜松市中区富塚町1803番地	浜松市立富塚小学校	浜松市中央区富塚町1803番地
浜松市立白脇小学校	浜松市南区寺脇町431番地	浜松市立白脇小学校	浜松市中央区寺脇町431番地
浜松市立蒲小学校	浜松市東区神立町5番地	浜松市立蒲小学校	浜松市中央区神立町5番地
浜松市立浅間小学校	浜松市中区西浅田二丁目12番1号	浜松市立浅間小学校	浜松市中央区西浅田二丁目12番1号
浜松市立上島小学校	浜松市中区上島一丁目21番1号	浜松市立上島小学校	浜松市中央区上島一丁目21番1号
浜松市立鴨江小学校	浜松市中区西伊場町4番1号	浜松市立鴨江小学校	浜松市中央区西伊場町4番1号
浜松市立新津小学校	浜松市南区新橋町777番地	浜松市立新津小学校	浜松市中央区新橋町777番地
浜松市立河輪小学校	浜松市南区東町333番地	浜松市立河輪小学校	浜松市中央区東町333番地
浜松市立船越小学校	浜松市中区船越町29番1号	浜松市立船越小学校	浜松市中央区船越町29番1号
浜松市立城北小学校	浜松市中区住吉一丁目23番1号	浜松市立城北小学校	浜松市中央区住吉一丁目23番1号
浜松市立和田小学校	浜松市東区薬師町273番地の2	浜松市立和田小学校	浜松市中央区薬師町273番地の2
浜松市立与進小学校	浜松市東区天王町1351番地	浜松市立与進小学校	浜松市中央区天王町1351番地

浜松市立豊西小学校	浜松市東区豊西町1551番地
浜松市立笠井小学校	浜松市東区笠井町1050番地
浜松市立中ノ町小学校	浜松市東区中野町427番地の1
浜松市立芳川小学校	浜松市南区芳川町206番地の1
浜松市立飯田小学校	浜松市南区飯田町978番地
浜松市立花川小学校	浜松市中区花川町781番地
浜松市立三方原小学校	浜松市北区三方原町682番地
浜松市立豊岡小学校	浜松市北区豊岡町22番地
浜松市立都田小学校	浜松市北区都田町5609番地の2
浜松市立神久呂小学校	浜松市西区神ヶ谷町3490番地
浜松市立入野小学校	浜松市西区入野町8757番地
浜松市立積志小学校	浜松市東区積志町1497番地の1
浜松市立伊佐見小学校	浜松市西区伊左地町5644番地
浜松市立和地小学校	浜松市西区湖東町2005番地
浜松市立都田南小学校	浜松市北区都田町8756番地
浜松市立篠原小学校	浜松市西区篠原町10300番地
浜松市立葵が丘小学校	浜松市中区高丘東三丁目51番1号
浜松市立村櫛小学校	浜松市西区村櫛町2551番地
浜松市立泉小学校	浜松市中区泉一丁目16番1号
浜松市立大瀬小学校	浜松市東区大瀬町2218番地
浜松市立砂丘小学校	浜松市南区白羽町2512番地
浜松市立中郡小学校	浜松市東区中郡町915番地
浜松市立与進北小学校	浜松市東区市野町2715番地
浜松市立佐鳴台小学校	浜松市中区佐鳴台三丁目31番1号
浜松市立瑞穂小学校	浜松市中区高丘北三丁目15番8号
浜松市立富塚西小学校	浜松市中区富塚町3541番地

浜松市立豊西小学校	浜松市中央区豊西町1551番地
浜松市立笠井小学校	浜松市中央区笠井町1050番地
浜松市立中ノ町小学校	浜松市中央区中野町427番地の1
浜松市立芳川小学校	浜松市中央区芳川町206番地の1
浜松市立飯田小学校	浜松市中央区飯田町978番地
浜松市立花川小学校	浜松市中央区花川町781番地
浜松市立三方原小学校	浜松市中央区三方原町682番地
浜松市立豊岡小学校	浜松市中央区豊岡町22番地
浜松市立都田小学校	浜松市浜名区都田町5609番地の2
浜松市立神久呂小学校	浜松市中央区神ヶ谷町3490番地
浜松市立入野小学校	浜松市中央区入野町8757番地
浜松市立積志小学校	浜松市中央区積志町1497番地の1
浜松市立伊佐見小学校	浜松市中央区伊左地町5644番地
浜松市立和地小学校	浜松市中央区湖東町2005番地
浜松市立都田南小学校	浜松市浜名区都田町8756番地
浜松市立篠原小学校	浜松市中央区篠原町10300番地
浜松市立葵が丘小学校	浜松市中央区高丘東三丁目51番1号
浜松市立村櫛小学校	浜松市中央区村櫛町2551番地
浜松市立泉小学校	浜松市中央区泉一丁目16番1号
浜松市立大瀬小学校	浜松市中央区大瀬町2218番地
浜松市立砂丘小学校	浜松市中央区白羽町2512番地
浜松市立中郡小学校	浜松市中央区中郡町915番地
浜松市立与進北小学校	浜松市中央区市野町2715番地
浜松市立佐鳴台小学校	浜松市中央区佐鳴台三丁目31番1号
浜松市立瑞穂小学校	浜松市中央区高丘北三丁目15番8号
浜松市立富塚西小学校	浜松市中央区富塚町3541番地

浜松市立芳川北小学校	浜松市南区頭陀寺町1046番地の1
浜松市立有玉小学校	浜松市東区有玉南町614番地
浜松市立有玉小学校萩原分校	浜松市東区有玉西町816番地
浜松市立初生小学校	浜松市北区初生町1001番地の2
浜松市立西都台小学校	浜松市西区西鴨江町1106番地
浜松市立和田東小学校	浜松市東区安間町437番地の2
浜松市立葵西小学校	浜松市中区葵西二丁目25番1号
浜松市立可美小学校	浜松市南区若林町1748番地
浜松市立大平台小学校	浜松市西区大平台三丁目6番1号
浜松市立浜名小学校	浜松市浜北区小松1450番地
浜松市立内野小学校	浜松市浜北区内野1702番地
浜松市立北浜小学校	浜松市浜北区横須賀800番地
浜松市立北浜北小学校	浜松市浜北区西美蘭1588番地
浜松市立北浜南小学校	浜松市浜北区寺島3010番地
浜松市立伎倍小学校	浜松市浜北区貴布祢2646番地
浜松市立北浜東小学校	浜松市浜北区善地1546番地
浜松市立中瀬小学校	浜松市浜北区中瀬3648番地の1
浜松市立赤佐小学校	浜松市浜北区於呂2790番地
浜松市立亀玉小学校	浜松市浜北区宮口262番地
浜松市立新原小学校	浜松市浜北区新原2331番地
(略)	
浜松市立舞阪小学校	浜松市西区舞阪町舞阪76番地
浜松市立雄踏小学校	浜松市西区雄踏町宇布見7997番地の1
浜松市立気賀小学校	浜松市北区細江町気賀11529番地の1
浜松市立西気賀小学校	浜松市北区細江町気賀9994番地の1
浜松市立伊目小学校	浜松市北区細江町気賀3241番地

浜松市立芳川北小学校	浜松市中央区頭陀寺町1046番地の1
浜松市立有玉小学校	浜松市中央区有玉南町614番地
浜松市立有玉小学校萩原分校	浜松市中央区有玉西町816番地
浜松市立初生小学校	浜松市中央区初生町1001番地の2
浜松市立西都台小学校	浜松市中央区西鴨江町1106番地
浜松市立和田東小学校	浜松市中央区安間町437番地の2
浜松市立葵西小学校	浜松市中央区葵西二丁目25番1号
浜松市立可美小学校	浜松市中央区若林町1748番地
浜松市立大平台小学校	浜松市中央区大平台三丁目6番1号
浜松市立浜名小学校	浜松市浜名区小松1450番地
浜松市立内野小学校	浜松市浜名区内野1702番地
浜松市立北浜小学校	浜松市浜名区横須賀800番地
浜松市立北浜北小学校	浜松市浜名区西美蘭1588番地
浜松市立北浜南小学校	浜松市浜名区寺島3010番地
浜松市立伎倍小学校	浜松市浜名区貴布祢2646番地
浜松市立北浜東小学校	浜松市浜名区善地1546番地
浜松市立中瀬小学校	浜松市浜名区中瀬3648番地の1
浜松市立赤佐小学校	浜松市浜名区於呂2790番地
浜松市立亀玉小学校	浜松市浜名区宮口262番地
浜松市立新原小学校	浜松市浜名区新原2331番地
(略)	
浜松市立舞阪小学校	浜松市中央区舞阪町舞阪76番地
浜松市立雄踏小学校	浜松市中央区雄踏町宇布見7997番地の1
浜松市立気賀小学校	浜松市浜名区細江町気賀11529番地の1
浜松市立西気賀小学校	浜松市浜名区細江町気賀9994番地の1
浜松市立伊目小学校	浜松市浜名区細江町気賀3241番地

浜松市立中川小学校	浜松市北区細江町中川2553番地
浜松市立井伊谷小学校	浜松市北区引佐町井伊谷680番地
浜松市立金指小学校	浜松市北区引佐町金指1369番地
浜松市立奥山小学校	浜松市北区引佐町奥山1101番地の1
浜松市立三ヶ日東小学校	浜松市北区三ヶ日町都筑2266番地の2
浜松市立三ヶ日西小学校	浜松市北区三ヶ日町三ヶ日301番地の1
浜松市立平山小学校	浜松市北区三ヶ日町平山200番地
浜松市立尾奈小学校	浜松市北区三ヶ日町下尾奈1431番地
(略)	
浜松市立双葉小学校	浜松市中区海老塚二丁目5番1号
浜松市立引佐北部小学校	浜松市北区引佐町四方浄134番地の6
浜松市立南の星小学校	浜松市南区西島町1148番地の1
浜松市立庄内小学校	浜松市西区庄内町100番地
浜松市立中部小学校	浜松市中区松城町108番地の1

2 中学校

名称	位置
浜松市立東部中学校	浜松市南区飯田町1038番地
浜松市立西部中学校	浜松市中区鴨江二丁目17番1号
浜松市立南部中学校	浜松市中区龍禅寺町706番地
浜松市立北部中学校	浜松市中区文丘町28番1号
浜松市立中部中学校	浜松市中区松城町108番地の1
浜松市立八幡中学校	浜松市中区野口町1533番地
浜松市立曳馬中学校	浜松市中区曳馬四丁目2番15号
浜松市立新津中学校	浜松市南区新橋町748番地
浜松市立江西中学校	浜松市中区神田町123番地
浜松市立蜷塚中学校	浜松市中区蜷塚二丁目15番1号
浜松市立天竜中学校	浜松市東区龍光町43番地

浜松市立中川小学校	浜松市浜名区細江町中川2553番地
浜松市立井伊谷小学校	浜松市浜名区引佐町井伊谷680番地
浜松市立金指小学校	浜松市浜名区引佐町金指1369番地
浜松市立奥山小学校	浜松市浜名区引佐町奥山1101番地の1
浜松市立三ヶ日東小学校	浜松市浜名区三ヶ日町都筑2266番地の2
浜松市立三ヶ日西小学校	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日301番地の1
浜松市立平山小学校	浜松市浜名区三ヶ日町平山200番地
浜松市立尾奈小学校	浜松市浜名区三ヶ日町下尾奈1431番地
(略)	
浜松市立双葉小学校	浜松市中央区海老塚二丁目5番1号
浜松市立引佐北部小学校	浜松市浜名区引佐町四方浄134番地の6
浜松市立南の星小学校	浜松市中央区西島町1148番地の1
浜松市立庄内小学校	浜松市中央区庄内町100番地
浜松市立中部小学校	浜松市中央区松城町108番地の1

2 中学校

名称	位置
浜松市立東部中学校	浜松市中央区飯田町1038番地
浜松市立西部中学校	浜松市中央区鴨江二丁目17番1号
浜松市立南部中学校	浜松市中央区龍禅寺町706番地
浜松市立北部中学校	浜松市中央区文丘町28番1号
浜松市立中部中学校	浜松市中央区松城町108番地の1
浜松市立八幡中学校	浜松市中央区野口町1533番地
浜松市立曳馬中学校	浜松市中央区曳馬四丁目2番15号
浜松市立新津中学校	浜松市中央区新橋町748番地
浜松市立江西中学校	浜松市中央区神田町123番地
浜松市立蜷塚中学校	浜松市中央区蜷塚二丁目15番1号
浜松市立天竜中学校	浜松市中央区龍光町43番地

浜松市立与進中学校	浜松市東区市野町1405番地の1
浜松市立笠井中学校	浜松市東区笠井町1055番地
浜松市立南陽中学校	浜松市南区芳川町80番地
浜松市立北星中学校	浜松市北区初生町1305番地
浜松市立都田中学校	浜松市北区都田町5824番地の18
浜松市立神久呂中学校	浜松市西区大久保町6633番地
浜松市立入野中学校	浜松市西区入野町17059番地
浜松市立積志中学校	浜松市東区有玉北町1200番地
浜松市立積志中学校萩原分校	浜松市東区有玉西町816番地
浜松市立湖東中学校	浜松市西区佐浜町4540番地
浜松市立篠原中学校	浜松市西区篠原町20200番地の1
浜松市立丸塚中学校	浜松市東区丸塚町1050番地
浜松市立高台中学校	浜松市中区住吉五丁目19番1号
浜松市立庄内中学校	浜松市西区庄内町100番地
浜松市立江南中学校	浜松市南区江之島町1266番地の3
浜松市立開成中学校	浜松市中区高丘北一丁目15番20号
浜松市立中郡中学校	浜松市東区中郡町897番地
浜松市立三方原中学校	浜松市北区豊岡町196番地
浜松市立東陽中学校	浜松市南区西町700番地
浜松市立佐鳴台中学校	浜松市中区佐鳴台三丁目32番1号
浜松市立富塚中学校	浜松市中区富塚町460番地の1
浜松市立可美中学校	浜松市南区増楽町700番地
浜松市立浜名中学校	浜松市浜北区小松1762番地の1
浜松市立北浜中学校	浜松市浜北区西美蘭279番地の2
浜松市立北浜東部中学校	浜松市浜北区上善地317番地
浜松市立浜北	浜松市浜北区於呂2961番地

浜松市立与進中学校	浜松市中央区市野町1405番地の1
浜松市立笠井中学校	浜松市中央区笠井町1055番地
浜松市立南陽中学校	浜松市中央区芳川町80番地
浜松市立北星中学校	浜松市中央区初生町1305番地
浜松市立都田中学校	浜松市浜名区都田町5824番地の18
浜松市立神久呂中学校	浜松市中央区大久保町6633番地
浜松市立入野中学校	浜松市中央区入野町17059番地
浜松市立積志中学校	浜松市中央区有玉北町1200番地
浜松市立積志中学校萩原分校	浜松市中央区有玉西町816番地
浜松市立湖東中学校	浜松市中央区佐浜町4540番地
浜松市立篠原中学校	浜松市中央区篠原町20200番地の1
浜松市立丸塚中学校	浜松市中央区丸塚町1050番地
浜松市立高台中学校	浜松市中央区住吉五丁目19番1号
浜松市立庄内中学校	浜松市中央区庄内町100番地
浜松市立江南中学校	浜松市中央区江之島町1266番地の3
浜松市立開成中学校	浜松市中央区高丘北一丁目15番20号
浜松市立中郡中学校	浜松市中央区中郡町897番地
浜松市立三方原中学校	浜松市中央区豊岡町196番地
浜松市立東陽中学校	浜松市中央区西町700番地
浜松市立佐鳴台中学校	浜松市中央区佐鳴台三丁目32番1号
浜松市立富塚中学校	浜松市中央区富塚町460番地の1
浜松市立可美中学校	浜松市中央区増楽町700番地
浜松市立浜名中学校	浜松市浜名区小松1762番地の1
浜松市立北浜中学校	浜松市浜名区西美蘭279番地の2
浜松市立北浜東部中学校	浜松市浜名区上善地317番地
浜松市立浜北	浜松市浜名区於呂2961番地

北部中学校		北部中学校	
浜松市立鹿玉中学校	浜松市浜北区宮口4847番地	浜松市立鹿玉中学校	浜松市浜名区宮口4847番地
(略)		(略)	
浜松市立舞阪中学校	浜松市西区舞阪町舞阪4601番地	浜松市立舞阪中学校	浜松市中央区舞阪町舞阪4601番地
浜松市立雄踏中学校	浜松市西区雄踏町宇布見9595番地	浜松市立雄踏中学校	浜松市中央区雄踏町宇布見9595番地
浜松市立細江中学校	浜松市北区細江町気賀7300番地の1	浜松市立細江中学校	浜松市浜名区細江町気賀7300番地の1
浜松市立引佐南部中学校	浜松市北区引佐町横尾426番地	浜松市立引佐南部中学校	浜松市浜名区引佐町横尾426番地
浜松市立引佐北部中学校	浜松市北区引佐町四方浄134番地の6	浜松市立引佐北部中学校	浜松市浜名区引佐町四方浄134番地の6
浜松市立三ヶ日中学校	浜松市北区三ヶ日町宇志1320番地の5	浜松市立三ヶ日中学校	浜松市浜名区三ヶ日町宇志1320番地の5
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市立学校給食センター条例の一部改正)

第99条 浜松市立学校給食センター条例（平成17年浜松市条例第180号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
(名称及び位置)	(名称及び位置)																								
第2条 学校給食センター（以下「センター」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 学校給食センター（以下「センター」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市浜北学校給食センター</td> <td>浜松市浜北区寺島2815番地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浜松市雄踏学校給食センター</td> <td>浜松市西区雄踏町宇布見725番地</td> </tr> <tr> <td>浜松市引佐学校給食センター</td> <td>浜松市北区引佐町横尾541番地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	浜松市浜北学校給食センター	浜松市浜北区寺島2815番地	(略)		浜松市雄踏学校給食センター	浜松市西区雄踏町宇布見725番地	浜松市引佐学校給食センター	浜松市北区引佐町横尾541番地	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市浜北学校給食センター</td> <td>浜松市浜名区寺島2815番地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浜松市雄踏学校給食センター</td> <td>浜松市中央区雄踏町宇布見725番地</td> </tr> <tr> <td>浜松市引佐学校給食センター</td> <td>浜松市浜名区引佐町横尾541番地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	浜松市浜北学校給食センター	浜松市浜名区寺島2815番地	(略)		浜松市雄踏学校給食センター	浜松市中央区雄踏町宇布見725番地	浜松市引佐学校給食センター	浜松市浜名区引佐町横尾541番地	(略)	
名称	位置																								
浜松市浜北学校給食センター	浜松市浜北区寺島2815番地																								
(略)																									
浜松市雄踏学校給食センター	浜松市西区雄踏町宇布見725番地																								
浜松市引佐学校給食センター	浜松市北区引佐町横尾541番地																								
(略)																									
名称	位置																								
浜松市浜北学校給食センター	浜松市浜名区寺島2815番地																								
(略)																									
浜松市雄踏学校給食センター	浜松市中央区雄踏町宇布見725番地																								
浜松市引佐学校給食センター	浜松市浜名区引佐町横尾541番地																								
(略)																									

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市立高等学校条例の一部改正)

第100条 浜松市立高等学校条例（昭和39年浜松市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置)	(名称及び位置)

<p>第2条 高等学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>浜松市立高等学校 <u>浜松市中区広沢一丁目21番1号</u></p>	<p>第2条 高等学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>浜松市立高等学校 <u>浜松市中央区広沢一丁目21番1号</u></p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市かわな野外活動センター条例の一部改正)

第101条 浜松市かわな野外活動センター条例（昭和60年浜松市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 野外活動センターは、浜松市かわな野外活動センター（以下「センター」という。）といい、<u>浜松市北区引佐町川名455番地の5</u>に置く。</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 野外活動センターは、浜松市かわな野外活動センター（以下「センター」という。）といい、<u>浜松市浜名区引佐町川名455番地の5</u>に置く。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市立図書館条例の一部改正)

第102条 浜松市立図書館条例（昭和49年浜松市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																							
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市立中央図書館</td> <td>浜松市中区松城町214番地の21</td> </tr> <tr> <td>浜松市立中央図書館駅前分室</td> <td>浜松市中区旭町12番地の1</td> </tr> <tr> <td>浜松市立城北図書館</td> <td>浜松市中区和地山二丁目37番2号</td> </tr> <tr> <td>浜松市立南図書館</td> <td>浜松市中区海老塚二丁目25番17号</td> </tr> <tr> <td>浜松市立西図書館</td> <td>浜松市中区西伊場町52番17号</td> </tr> <tr> <td>浜松市立積志図書館</td> <td>浜松市東区積志町1819番地</td> </tr> <tr> <td>浜松市立東図書館</td> <td>浜松市東区子安町309番地の1</td> </tr> <tr> <td>浜松市立北図書館</td> <td>浜松市中区葵東一丁目15番1号</td> </tr> <tr> <td>浜松市立南陽図書館</td> <td>浜松市南区下江町462番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	浜松市立中央図書館	浜松市中区松城町214番地の21	浜松市立中央図書館駅前分室	浜松市中区旭町12番地の1	浜松市立城北図書館	浜松市中区和地山二丁目37番2号	浜松市立南図書館	浜松市中区海老塚二丁目25番17号	浜松市立西図書館	浜松市中区西伊場町52番17号	浜松市立積志図書館	浜松市東区積志町1819番地	浜松市立東図書館	浜松市東区子安町309番地の1	浜松市立北図書館	浜松市中区葵東一丁目15番1号	浜松市立南陽図書館	浜松市南区下江町462番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市立中央図書館</td> <td>浜松市中央区松城町214番地の21</td> </tr> <tr> <td>浜松市立中央図書館駅前分室</td> <td>浜松市中央区旭町12番地の1</td> </tr> <tr> <td>浜松市立城北図書館</td> <td>浜松市中央区和地山二丁目37番2号</td> </tr> <tr> <td>浜松市立南図書館</td> <td>浜松市中央区海老塚二丁目25番17号</td> </tr> <tr> <td>浜松市立西図書館</td> <td>浜松市中央区西伊場町52番17号</td> </tr> <tr> <td>浜松市立積志図書館</td> <td>浜松市中央区積志町1819番地</td> </tr> <tr> <td>浜松市立東図書館</td> <td>浜松市中央区子安町309番地の1</td> </tr> <tr> <td>浜松市立北図書館</td> <td>浜松市中央区葵東一丁目15番1号</td> </tr> <tr> <td>浜松市立南陽図書館</td> <td>浜松市中央区下江町462番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	浜松市立中央図書館	浜松市中央区松城町214番地の21	浜松市立中央図書館駅前分室	浜松市中央区旭町12番地の1	浜松市立城北図書館	浜松市中央区和地山二丁目37番2号	浜松市立南図書館	浜松市中央区海老塚二丁目25番17号	浜松市立西図書館	浜松市中央区西伊場町52番17号	浜松市立積志図書館	浜松市中央区積志町1819番地	浜松市立東図書館	浜松市中央区子安町309番地の1	浜松市立北図書館	浜松市中央区葵東一丁目15番1号	浜松市立南陽図書館	浜松市中央区下江町462番地
名称	位置																																								
浜松市立中央図書館	浜松市中区松城町214番地の21																																								
浜松市立中央図書館駅前分室	浜松市中区旭町12番地の1																																								
浜松市立城北図書館	浜松市中区和地山二丁目37番2号																																								
浜松市立南図書館	浜松市中区海老塚二丁目25番17号																																								
浜松市立西図書館	浜松市中区西伊場町52番17号																																								
浜松市立積志図書館	浜松市東区積志町1819番地																																								
浜松市立東図書館	浜松市東区子安町309番地の1																																								
浜松市立北図書館	浜松市中区葵東一丁目15番1号																																								
浜松市立南陽図書館	浜松市南区下江町462番地																																								
名称	位置																																								
浜松市立中央図書館	浜松市中央区松城町214番地の21																																								
浜松市立中央図書館駅前分室	浜松市中央区旭町12番地の1																																								
浜松市立城北図書館	浜松市中央区和地山二丁目37番2号																																								
浜松市立南図書館	浜松市中央区海老塚二丁目25番17号																																								
浜松市立西図書館	浜松市中央区西伊場町52番17号																																								
浜松市立積志図書館	浜松市中央区積志町1819番地																																								
浜松市立東図書館	浜松市中央区子安町309番地の1																																								
浜松市立北図書館	浜松市中央区葵東一丁目15番1号																																								
浜松市立南陽図書館	浜松市中央区下江町462番地																																								

浜松市立可新図書館	浜松市南区小沢渡町1142番地の1	浜松市立可新図書館	浜松市中央区小沢渡町1142番地の1
浜松市立はまゆう図書館	浜松市西区大人見町1750番地の394	浜松市立はまゆう図書館	浜松市中央区大人見町1750番地の394
浜松市立浜北図書館	浜松市浜北区貴布祢3000番地	浜松市立浜北図書館	浜松市浜名区貴布祢3000番地
(略)		(略)	
浜松市立舞阪図書館	浜松市西区舞阪町舞阪2668番地の56	浜松市立舞阪図書館	浜松市中央区舞阪町舞阪2668番地の56
浜松市立雄踏図書館	浜松市西区雄踏町宇布見8287番地	浜松市立雄踏図書館	浜松市中央区雄踏町宇布見8287番地
浜松市立細江図書館	浜松市北区細江町気賀4579番地の1	浜松市立細江図書館	浜松市浜名区細江町気賀4579番地の1
浜松市立引佐図書館	浜松市北区引佐町井伊谷610番地の2	浜松市立引佐図書館	浜松市浜名区引佐町井伊谷610番地の2
浜松市立三ヶ日図書館	浜松市北区三ヶ日町宇志799番地の1	浜松市立三ヶ日図書館	浜松市浜名区三ヶ日町宇志799番地の1
(略)		(略)	
浜松市立流通元町図書館	浜松市東区流通元町20番2号	浜松市立流通元町図書館	浜松市中央区流通元町20番2号
浜松市立都田図書館	浜松市北区都田町8751番地の2	浜松市立都田図書館	浜松市浜名区都田町8751番地の2

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市博物館条例の一部改正)

第103条 浜松市博物館条例(昭和54年浜松市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
(名称及び位置)	(名称及び位置)																
第2条 博物館は、浜松市博物館(以下「博物館」という。)といい、 <u>浜松市中区蛸塚四丁目22番1号</u> に置く。	第2条 博物館は、浜松市博物館(以下「博物館」という。)といい、 <u>浜松市中央区蛸塚四丁目22番1号</u> に置く。																
2 (略)	2 (略)																
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市舞阪郷土資料館</td> <td>浜松市西区舞阪町舞阪2668番地の56</td> </tr> <tr> <td>浜松市姫街道と銅鐸の歴史民俗資料館</td> <td>浜松市北区細江町気賀1015番地の1</td> </tr> <tr> <td>浜松市・市民ミュージアム浜北</td> <td>浜松市浜北区貴布祢291番地の1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	浜松市舞阪郷土資料館	浜松市西区舞阪町舞阪2668番地の56	浜松市姫街道と銅鐸の歴史民俗資料館	浜松市北区細江町気賀1015番地の1	浜松市・市民ミュージアム浜北	浜松市浜北区貴布祢291番地の1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市舞阪郷土資料館</td> <td>浜松市中央区舞阪町舞阪2668番地の56</td> </tr> <tr> <td>浜松市姫街道と銅鐸の歴史民俗資料館</td> <td>浜松市浜名区細江町気賀1015番地の1</td> </tr> <tr> <td>浜松市・市民ミュージアム浜北</td> <td>浜松市浜名区貴布祢291番地の1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	浜松市舞阪郷土資料館	浜松市中央区舞阪町舞阪2668番地の56	浜松市姫街道と銅鐸の歴史民俗資料館	浜松市浜名区細江町気賀1015番地の1	浜松市・市民ミュージアム浜北	浜松市浜名区貴布祢291番地の1
名称	位置																
浜松市舞阪郷土資料館	浜松市西区舞阪町舞阪2668番地の56																
浜松市姫街道と銅鐸の歴史民俗資料館	浜松市北区細江町気賀1015番地の1																
浜松市・市民ミュージアム浜北	浜松市浜北区貴布祢291番地の1																
名称	位置																
浜松市舞阪郷土資料館	浜松市中央区舞阪町舞阪2668番地の56																
浜松市姫街道と銅鐸の歴史民俗資料館	浜松市浜名区細江町気賀1015番地の1																
浜松市・市民ミュージアム浜北	浜松市浜名区貴布祢291番地の1																
(略)	(略)																

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市美術館条例の一部改正)

第104条 浜松市美術館条例（昭和46年浜松市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
浜松市美術館	浜松市中区松城町100番地 <u>の1</u>	浜松市美術館	浜松市中央区松城町100番地 <u>の1</u>
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

専決処分の報告

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項に基づき、次のとおり道路瑕疵、人身事故、交通事故、物損事故、損害賠償請求事件にかかる和解及び損害賠償の額について専決処分したから報告する。

浜松市長 鈴木 康 友

道路瑕疵

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
38	令和4年 12月21日	和解 78,642円	神奈川県横浜市西 区 高島1丁目2番5号 横濱ゲートタワー 21階 三井住友海上火災 保険株式会社 神奈川静岡損害サ ポート部 部長 高杉 健	令和4年 7月17日	浜松市北区 初生町745番地の4地先 人身・物損事故
		和解 35,000円	浜松市西区 和地町 A氏		
事故の状況		<p>午後5時20分頃、相手方原動機付自転車が市道初生156号線を西進中、道路上に発生した穴ぼこ（幅30cm、長さ100cm、深さ5cm）に後輪を落とし、転倒したことにより左足を挫傷及び打撲するとともに、相手方車両のボディ等を損傷した人身・物損事故である。</p> <p>当該事故の被害者は、西区和地町のA氏であるが、人身事故の損害賠償請求権が三井住友海上火災保険株式会社へ移転したことに伴い、人身事故については同社と和解するもの。</p>			
負担割合		浜松市70% 相手方30%			
対 策		令和4年7月 補修工事完了。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
39	令和4年 12月21日	和 解 86,286円	浜松市天竜区 水窪町奥領家 B氏	令和4年 9月9日	浜松市天竜区 佐久間町中部780番地の 9地先 物損事故
	<p>事故の状況 午前8時40分頃、相手方車両が国道473号を南進中、山側法面から石が 目の道路に落下し、砕けた石の破片によりバンパーを損傷した物損事 故である。</p> <p>負担割合 浜松市100%</p> <p>対 策 令和4年9月 落石注意看板設置。</p>				
40	令和4年 12月21日	和 解 6,930円	浜松市西区 白洲町 C氏	令和4年 9月10日	浜松市西区 白洲町767番地の1地先 物損事故
	<p>事故の状況 午前0時20分頃、相手方自転車が市道白洲8号線を北進中、道路を 横断する側溝にかかるグレーチング（側溝の蓋）とグレーチングの隙間 に前輪を落とし、前輪のホイールを損傷した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市70% 相手方30%</p> <p>対 策 令和4年9月 補修工事完了。</p>				

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
41	令和4年 12月21日	和 解 37,560円	浜松市東区 下石田町1127番地の 6 ヤマト運輸株式会社 浜松主管支店 浜松下石田営業所 所長 三浦 信章	令和4年 9月13日	浜松市東区 安新町258番地の1地 先 物損事故
事故の状況		午後3時15分頃、相手方車両が安新町内の法定外道路安新1号線を北進中、側溝のグレーチング（側溝の蓋）を跳ね上げ、燃料タンクを破損した物損事故である。			
負担割合		浜松市70% 相手方30%			
対策		令和4年9月 補修工事完了。			
42	令和4年 12月21日	和 解 408,100円	浜松市東区 半田町1604番地の1 医療法人社団医心会 せのおクリニック 理事長 瀬野尾 一孝	令和4年 9月19日	浜松市東区 半田町1604番地の1 地先 物損事故
事故の状況		市道半田201号線の街路樹が腐朽により倒れ、相手方敷地内のフェンス及び看板を損傷した物損事故である。			
負担割合		浜松市100%			
対策		令和4年9月 倒れた樹木を撤去、周辺の街路樹の点検を実施。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
1	令和5年 1月13日	和 解 34,012円	浜松市中区 幸四丁目 D氏	令和2年 9月25日	浜松市西区 西山町349番地の1地先 物損事故
	<p>事故の状況 午後2時00分頃、相手方車両が市道西山28号線を北進中、市道から民地へ進入するため市道と民地の境のグレーチング（側溝の蓋）上を通過した際、グレーチングが跳ね上がり、車両下部を損傷した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市50% 相手方50%</p> <p>対 策 令和2年12月 補修工事完了。</p>				
2	令和5年 1月19日	和 解 73,212円	浜松市北区 三ヶ日町都筑 E氏	令和4年 4月2日	浜松市西区 呉松町774番地の5地先 人身事故
	<p>事故の状況 午前9時20分頃、相手方が県道引佐館山寺線をノルディックウォーキング中、歩道上に放置されていたコンクリートブロックにポールが引っ掛かり転倒し、左手を負傷した人身事故である。</p> <p>負担割合 浜松市30% 相手方70%</p> <p>対 策 令和4年4月 事故原因となったコンクリートブロックを撤去。</p>				

人身事故

専決		和解及び 損害賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
43	令和4年 12月15日	和 解 65,883円	浜松市中区 富塚町 F氏	令和4年 5月21日	浜松市中区 富塚町1740番地の1 富塚協働センター内 人身事故
事故の状況		相手方が料理教室を利用中、教室内に設置されたコンロ上部の換気扇から部品が落下し、頭部を負傷した人身事故である。			
過失割合		浜松市100%			
対 策		令和4年5月 換気扇の点検等、安全確認を実施。 今後、定期的に点検を実施。			

交通事故

専決		和解及び 損害賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
44	令和4年 12月16日	和 解 107,360円	浜松市中区 相生町14番10号 浜松東警察署長 今川 桂一	令和4年 10月4日	浜松市東区 和田町963番地の1地先 交通事故（物損）
事故の状況		午前9時15分頃、東区和田町内にてごみ収集ダンプ車で連絡ごみを収集した後、車両を後進させたところ、車両の後部が道路標識の支柱に接触した物損事故である。			
過失割合		浜松市100%			
対 策		事故を起こした職員へ厳重注意を行った。また、課員に対し、事故防止の注意喚起をするとともに、個別面談を行い、周囲を確認するなどの運転の基本を励行するよう指導した。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
3	令和5年 1月13日	和 解 78,650円	浜松市中区 蜷塚四丁目 G氏	令和4年 6月27日	浜松市中区 松城町214番地の21 中央図書館駐車場内 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午後2時40分頃、中央図書館駐車場において、公用車から降りようと運転席ドアを開けた際、強風にあおられて、右隣に駐車していた相手方車両の運転席側後部ドアに公用車のドアが接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員へ厳重注意を行うとともに、課員に事故防止に対する意識を徹底するよう注意喚起を行った。また、事故を起こした職員が今回の事故を教訓とする標語を作成し、事務室内に掲示した。</p>				
4	令和5年 1月20日	和 解 125,543円	浜松市北区 細江町気賀4640番 地 細江警察署長 渡辺 健太	令和4年 10月25日	浜松市北区 都田町7780番地の9地先 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午後5時30分頃、北区都田町内にて交通量調査を実施した後、公用車を後進させたところ、車両の後部が道路標識の支柱に接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員へ厳重注意を行うとともに、課員に対し、乗車前の周囲確認、さらに出車時のことも考えた駐車をするなど、事故発生要因を出来る限り除去することにも気を配るよう指導した。</p>				

物損事故

専決		和解及び 損害賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
45	令和4年 12月21日	和 解 700,436円	浜松市浜北区 新原2851番地 大村商会 大村 基恵	令和4年 9月24日	浜松市浜北区 宮口3171番地 亀玉協働センター駐車 場内 物損事故
<p>事故の状況 台風第15号に伴う大雨により亀玉協働センター駐車場が冠水した際、駐車してあったリース契約中の公用車が水没し全損した物損事故である。</p>					

損害賠償請求事件

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	和 解 年月日	和解の内容
番号	年月日				
46	令和4年 12月21日	和 解 50,000円	浜松市西区 西山町 H氏 利害関係人 浜松市西区 西山町 I社	令和4年 12月23日	市道西山28号線において発生した物損事故について、市は相手方に50,000円の解決金を支払うことで和解したものである。
事故の状況		令和2年10月18日、相手方H氏が代表取締役を務める利害関係人I社所有の車両が市道西山28号線を走行中、市道から民地へ進入するため市道と民地の境のグレーチング（側溝の蓋）上を通過した際、グレーチングが跳ね上がり、車両下部を損傷した物損事故である。			
調停条項		<p>1 市は、相手方H氏に対し、本件解決金として5万円の支払義務があることを認める。</p> <p>2 市は、相手方H氏に対し、令和5年2月28日限り、前項の金員を相手方H氏の指定する預金口座に振り込む方法で支払う。この振込手数料は市の負担とする。</p> <p>3 相手方H氏、市及び利害関係人は、本調停の経緯（本件の内容・経緯を含む。）、本調停の事実及び本調停の内容について厳に秘密を保持し、第三者に対してこれらを正当な理由なく開示、公表又は漏洩してはならない。ただし、弁護士、公認会計士、税理士その他法律上の守秘義務を負う者に開示する場合又は法令、政府、裁判所、官庁からの命令等に基づき、報告、説明、資料提出等開示することを求められた場合は、この限りでない。</p> <p>4 相手方H氏は、その余の請求を放棄する。</p> <p>5 相手方H氏、市及び利害関係人は、相手方H氏と市の間、本件に関し、本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを確認する。</p> <p>6 相手方H氏、市及び利害関係人は、市と利害関係人の間、本件に関し、本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを確認する。</p> <p>7 調停費用は各自の負担とする。</p>			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	和 解 年月日	和解の内容
番号	年月日				
5	令和5年 1月13日	和 解 43,380円	浜松市南区 西島町 J氏	令和5年 1月13日	浜松市立引佐保育園 において発生した物 損事故について、浜 松市は相手方に 43,380円を支払うこ とで和解したもの。
事件の状況		令和4年11月16日午前10時45分頃、浜松市北区引佐町井伊谷717番地 所在の浜松市立引佐保育園において、外部講師である相手方J氏が園 児に手品を披露していたところ、1人の園児がJ氏の所有するテー ブルに走り寄って接触し、テーブルの脚を破損したことにより、J氏に 損害が発生した。			
和解条項		<p>1 本件事故に関する相手方の損害として、金43,380円を浜松市が負 担し、相手方に支払う。</p> <p>2 浜松市と相手方は、本件事故に関し、本示談書に定めるもののほ か、浜松市と相手方の間に何ら債権債務がないことを相互に確認す る。</p>			

第 50 号 議 案

令和 5年 2月15日提 出

浜松市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について

浜松市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例

浜松市予防接種健康被害調査委員会条例（平成21年浜松市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(委員) 第3条 (略) <u>2 委員は、諮問に係る当該事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</u>	(委員) 第3条 (略) <u>2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に委嘱される委員の任期について適用する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に改正前の第3条第1項の規定により委嘱されている委員がある場合における当該委員に対する改正後の第3条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 施行日から令和7年3月31日までの間に委嘱される委員の任期は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。

第 51 号 議 案

令和 5年 2月15日提 出

浜松市職員定数条例の一部改正について

浜松市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市職員定数条例の一部を改正する条例

浜松市職員定数条例（昭和28年浜松市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の定数)</p> <p>第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>3, 269人</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 教育委員会の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員</p> <p>ア 事務部局の職員及び学校以外の教育機関の職員 <u>173人</u></p> <p>イ 学校の職員 <u>4, 522人</u></p> <p>(7) 消防の職員 <u>889人</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>3, 279人</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 教育委員会の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員</p> <p>ア 事務部局の職員及び学校以外の教育機関の職員 <u>176人</u></p> <p>イ 学校の職員 <u>4, 504人</u></p> <p>(7) 消防の職員 <u>890人</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第 52 号 議 案

令和 5年 2月15日提 出

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成13年浜松市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（環境衛生手当）</p> <p>第10条 環境衛生手当は、次に掲げるときに支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 規則で定める衛生工場（以下「衛生工場」という。）に勤務する職員が衛生工場の投入槽、散気管等の清掃作業、機械又は設備の保守点検その他の現場作業に従事したとき。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（環境衛生手当）</p> <p>第10条 環境衛生手当は、次に掲げるときに支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 規則で定める衛生工場（以下「衛生工場」という。）に勤務する職員<u>その他規則で定める職員</u>が衛生工場の投入槽、散気管等の清掃作業、機械又は設備の保守点検その他の現場作業に従事したとき。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（消防勤務手当）</p> <p>第15条 消防勤務手当は、消防職員が次に掲げる業務又は作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p>（消防勤務手当）</p> <p>第15条 消防勤務手当は、消防職員が次に掲げる業務又は作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 航行する回転翼航空機に搭乗して行う業務</u></p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 前項第9号の業務 業務1時間につき</u> <u>1, 200円</u></p> <p><u>3 前項第8号の規定にかかわらず、第1項第</u></p>

9号に掲げる業務のうち特に危険又は困難を伴う業務に従事した時間がある場合の同号の手当の額は、前項第8号に定める手当額に第1項第9号に掲げる業務に従事した時間1時間につき前項第8号に定める額の100分の30に相当する額を加算した額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和4年4月1日以後に従事する作業に係る特殊勤務手当について適用する。

第 53 号 議 案

令和 5年 2月15日提 出

浜松市税条例の一部改正について

浜松市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市税条例の一部を改正する条例

浜松市税条例（昭和29年浜松市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(環境性能割の減免) 第82条の8 (略)	(環境性能割の減免) 第82条の8 (略) <u>(種別割の課税免除)</u> <u>第82条の9 商品であって使用しない軽自動車等のうち、市長が定めるものに対して</u> <u>は、種別割を課さない。</u>
(種別割の税率) 第83条 (略)	(種別割の税率) 第83条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第82条の9の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第 54 号 議 案

令和 5年 2月 15日 提 出

浜松市手数料条例の一部改正について

浜松市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市手数料条例の一部を改正する条例

浜松市手数料条例（平成12年浜松市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(略)		(略)	
土木・建築	(1)～(82) (略)	土木・建築	(1)～(82) (略)
	(83) 低炭素建築物新築等計画認定の申請（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を行う場合を除く。）		(83) 低炭素建築物新築等計画認定の申請（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を行う場合を除く。）
	ア (略)		ア (略)
	イ ア以外の場合		イ ア以外の場合
	次に掲げる金額の合計額		次に掲げる金額の合計額
	(ア) 一戸建ての専用住宅 (略)		(ア) 一戸建ての専用住宅 (略)
			<u>(誘導仕様基準のみにより評価を行ったものを除く。)</u>
	(イ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の住戸部分の申請戸数が		(イ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の住戸部分
			<u>(誘導仕様基準のみにより評価を行ったものを除く。)</u> の申請戸数が
	あ～け (略)		あ～け (略)
			(ウ) <u>一戸建ての専用住宅</u> 18,000
			<u>(誘導仕様基準のみにより評価を行ったものに限る。)</u>
			(エ) <u>一戸建ての専用住宅</u>
			<u>以外の住宅の住戸部分</u>
			<u>(誘導仕様基準のみにより評価を行ったものに限る。)</u> の申請戸数が
			あ 1戸のもの 18,000
			い 2戸以上5戸以下のもの 35,000
			う 6戸以上10戸以下のもの 51,000
			え 11戸以上25戸以下のもの 75,000
			お 26戸以上50戸以下のもの 112,000
			か 51戸以上100戸以下のもの 171,000
			き 101戸以上200戸以下のもの 243,000
			く 201戸以上300戸以下のもの 315,000

の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出を行う場合を除く。)

ア (略)

イ ア以外の場合

当該計画に係る一の申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げる金額を合計した額の合計額

(ア) 一戸建ての専用住宅 (略)

(イ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の住戸部分の申請戸数が

あ～け (略)

(ウ)～(オ) (略)

(91) (略)

(92) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の申請(他の建築物を新たに記載する変更が含まれる場合及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定によ

の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出を行う場合を除く。)

ア (略)

イ ア以外の場合

当該計画に係る一の申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げる金額を合計した額の合計額

(ア) 一戸建ての専用住宅 (略)

(誘導仕様基準のみにより評価を行ったものを除く。)

(イ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の住戸部分

(誘導仕様基準のみにより評価を行ったものを除く。)の申請戸数が

あ～け (略)

(ウ) 一戸建ての専用住宅 18,000

(誘導仕様基準のみにより評価を行ったものに限る。)

(エ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の住戸部分

(誘導仕様基準のみにより評価を行ったものに限る。)の申請戸数が

あ 1戸のもの 18,000

い 2戸以上5戸以下の

もの

う 6戸以上10戸以下の

もの

え 11戸以上25戸以下

のもの

お 26戸以上50戸以下

のもの

か 51戸以上100戸以下

のもの

き 101戸以上200戸以

下のもの

く 201戸以上300戸以

下のもの

け 301戸以上のもの 358,000

(オ)～(キ) (略)

(91) (略)

(92) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の申請(他の建築物を新たに記載する変更が含まれる場合及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定によ

<p>る申出を行う場合を除く。) ア (略) イ ア以外の場合 当該計画において変更となる一の申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げる金額を合計した額の合計額 (ア) 一戸建ての専用住宅 (略)</p> <p>(イ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の住戸部分の申請戸数が</p> <p>あ～け (略)</p> <p>(ウ)～(オ) (略) (93)～(106) (略)</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>る申出を行う場合を除く。) ア (略) イ ア以外の場合 当該計画において変更となる一の申請建築物及び他の建築物ごとに次に掲げる金額を合計した額の合計額 (ア) 一戸建ての専用住宅 (略) <u>(誘導仕様基準のみにより評価を行ったものを除く。)</u> (イ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の住戸部分 <u>(誘導仕様基準のみにより評価を行ったものを除く。)</u>の申請戸数があ～け (略) (ウ) 一戸建ての専用住宅 <u>(誘導仕様基準のみにより評価を行ったものに限る。)</u> 9,000 (エ) 一戸建ての専用住宅以外の住宅の住戸部分 <u>(誘導仕様基準のみにより評価を行ったものに限る。)</u>の申請戸数が <u>あ 1戸のもの</u> 9,000 <u>い 2戸以上5戸以下のもの</u> 18,000 <u>う 6戸以上10戸以下のもの</u> 27,000 <u>え 11戸以上25戸以下のもの</u> 40,000 <u>お 26戸以上50戸以下のもの</u> 60,000 <u>か 51戸以上100戸以下のもの</u> 94,000 <u>き 101戸以上200戸以下のもの</u> 135,000 <u>く 201戸以上300戸以下のもの</u> 175,000 <u>け 301戸以上のもの</u> 197,000 (オ)～(キ) (略) (93)～(106) (略)</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p>
備考 (略)	備考 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。

2 改正後の別表土木・建築の項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

第 55 号 議 案

令和 5年 2月15日 提 出

浜松こども館条例の一部改正について

浜松こども館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松こども館条例の一部を改正する条例

浜松こども館条例（平成13年浜松市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(事業)</p> <p>第3条 こども館は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) こども館分室の施設の提供に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 こども館<u>(こども館分室を除く。)</u> の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）は、午前10時から午後6時までとする。</p> <p><u>2 こども館分室の開館時間は、午前10時</u> <u>から午後9時30分までとする。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) こども館分室の施設の利用の許可に関</u> <u>する業務</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、こども館</u> の管理に関して市長が必要があると認める業務</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 こども館は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 こども館の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）は、午前10時から午後6時までとする。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、こども館</u> の管理に関して市長が必要があると認める業務</p>

(託児室の利用)

第9条 (略)

(利用の許可)

第10条 こども館分室の施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、こども館分室の施設の利用を許可しない。

- (1) 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 施設、設備、展示品等を損傷するおそれがあるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(利用料金の納付)

第12条 こども館(こども館分室を除く。)に入場をしようとする者にあつては入場の際、託児室を利用しようとする者にあつては利用の際、第10条の規定による許可を受けた者(以下「利用者」という。)にあつては利用する日前において指定管理者が指定する日までに、指定管理者に対し、利用料金(法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)を納付しなければならない。ただし、回数利用券による場合

(託児室の利用)

第9条 (略)

(利用料金の納付)

第10条 こども館に入場をしようとする者にあつては入場の際、託児室を利用しようとする者にあつては利用の際、指定管理者に対し、利用料金(法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)を納付しなければならない。ただし、回数利用券による場合その他指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

その他指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 指定管理者は、こども館（こども館分室を除く。）に入場（団体による入場を除く。）をしようとする者及び託児室を利用しようとする者の利便を図るため、利用料金に係る回数利用券を発行するものとする。

3～5 （略）

（利用料金の減免）

第13条 （略）

（利用料金の不還付）

第14条 （略）

（利用権の譲渡禁止）

第15条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用の許可の取消し等）

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、利用の条件を変更し、又は利用を停止することができる。

（1）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（2）管理上支障があるとき。

（原状回復の義務）

第17条 利用者は、こども館分室の施設の利用を終了したとき又は前条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第18条 （略）

（委任）

2 指定管理者は、こども館に入場（団体による入場を除く。）をしようとする者及び託児室を利用しようとする者の利便を図るため、利用料金に係る回数利用券を発行するものとする。

3～5 （略）

（利用料金の減免）

第11条 （略）

（利用料金の不還付）

第12条 （略）

（損害賠償の義務）

第13条 （略）

（委任）

第19条 (略)

別表 (第12条関係)

1・2 (略)

3 こども館分室

(1) 施設

利用時間区分 利用区分	午前10時から午後9時まで 1時間に つき	午後9時から午後9時30分 まで
	ギャラリー1	円 940
ギャラリー2	830	410
ギャラリー3	620	310
小会議室1	520	260
小会議室2	520	260
和室	310	150

備考

- 1 ギャラリー1の利用料金には、小会議室1及び小会議室2の利用料金を含む。
- 2 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までとする。
- 3 利用者が入場料（これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。）を徴収する場合及び商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の利用料金は、所定の利用料金の2倍に相当する額とする。
- 4 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げ

第14条 (略)

別表 (第10条関係)

1・2 (略)

<p><u>た時間の属する利用時間区分の利用料金（備考の3に規定する利用にあつては、当該規定により算出した額とする。(2)において同じ。）に相当する額</u></p> <p><u>(2) 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午前10時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額</u></p> <p><u>5 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p><u>(2) 備付物品</u></p> <p><u>規則で定める額</u></p>	
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 56 号 議 案

令和 5年 2月15日提 出

浜松市市街化調整区域における開発区域等を定める条例の一部改正について

浜松市市街化調整区域における開発区域等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市市街化調整区域における開発区域等を定める条例の一部を改正する条例

浜松市市街化調整区域における開発区域等を定める条例（平成16年浜松市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域は、前項の区域に指定することができない。</p> <p>3～9 (略)</p> <p>(法第34条第11号の条例で定める予定建築物等の用途)</p> <p>第4条 法第34条第11号の条例で定める開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途（以下「予定建築物等の用途」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める用途とする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号の規定により指定された土地の区域 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）別表第2（い）項第1号及び第3号に掲げる建築物並びに延べ面積の2分</p>	<p>(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域及び災害の防止その他の事情を考慮して規則で定める区域については、前項の区域に指定することができない。</p> <p>3～9 (略)</p> <p><u>10 前項に規定する場合を除き、市長は、第1項各号の規定により指定した土地の区域を廃止したときは、その旨を告示しなければならない。</u></p> <p>(法第34条第11号の条例で定める予定建築物等の用途)</p> <p>第4条 法第34条第11号の条例で定める開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途（以下「予定建築物等の用途」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める用途とする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号の規定により指定された土地の区域 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）別表第2（い）項第1号及び第3号に掲げる建築物並びに延べ面積の2分</p>

<p>の1以上を居住の用に供し、かつ、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3各号のいずれかに掲げる用途を兼ねる建築物の用途以外の用途</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(法第34条第12号の条例で定める開発行為)</p> <p>第5条 法第34条第12号の条例で定める開発行為は、次の表の左欄に掲げる土地の区域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる目的又は予定建築物等の用途に該当するものとする。</p> <p>(表略)</p> <p>(政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築等)</p> <p>第6条 政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物の新築、改築又は用途の変更は、次の表の左欄に掲げる土地の区域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる目的又は用途に該当するものとする。</p> <p>(表略)</p>	<p>の1以上を居住の用に供し、かつ、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3各号のいずれかに掲げる用途を兼ねる建築物の用途以外の用途であって、<u>規則で定める基準に適合しないもの</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(法第34条第12号の条例で定める開発行為)</p> <p>第5条 法第34条第12号の条例で定める開発行為は、次の表の左欄に掲げる土地の区域 <u>(災害の防止その他の事情を考慮して規則で定める区域を除く。)</u> の区分に応じ、同表の右欄に掲げる目的又は予定建築物等の用途に該当するものとする。</p> <p>(表略)</p> <p>(政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築等)</p> <p>第6条 政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物の新築、改築又は用途の変更は、次の表の左欄に掲げる土地の区域 <u>(災害の防止その他の事情を考慮して規則で定める区域を除く。)</u> の区分に応じ、同表の右欄に掲げる目的又は用途に該当するものとする。</p> <p>(表略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項及び第4条から第6条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される都市計画法（昭和43年法律第100号）第

29条第1項、第35条の2第1項又は第43条第1項の規定による許可について適用し、施行日前に申請された同法第29条第1項、第35条の2第1項又は第43条第1項の規定による許可については、なお従前の例による。

- 3 前項に定めるもののほか、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により令和6年4月1日前に公告される農業振興地域整備計画であって同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告される当該農業振興地域整備計画において農用地区域から除外された区域に係る都市計画法第29条第1項、第35条の2第1項又は第43条第1項の規定による許可で市長が定めるものについては、改正後の第3条第2項及び第4条から第6条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第 57 号 議 案

令和 5年 2月15日提 出

浜松市営住宅条例の一部改正について

浜松市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市営住宅条例の一部を改正する条例

浜松市営住宅条例（平成9年浜松市条例第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（公営住宅、準特定公共賃貸住宅又は再開発住宅の入居者の資格）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項第2号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する入居者にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者（同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。）でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第3項第3号（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は同法第5条（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p>	<p>（公営住宅、準特定公共賃貸住宅又は再開発住宅の入居者の資格）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項第2号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する入居者にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者（同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。）でアからウまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第3項第3号（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護若しくは同法第5条（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p>

<p>イ (略)</p> <p><u>(7)・(8)</u> (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>イ (略)</p> <p><u>ウ ア又はイに類する者として市長が認める者</u></p> <p><u>(7) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等で同条第1項に規定する犯罪等により従前の住居に居住することが困難となったと市長が認めるもの</u></p> <p><u>(8)・(9)</u> (略)</p> <p>4・5 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第 58 号 議 案

令和 5年 2月15日提 出

浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年浜松市条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 事業の種類及び規模は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 水道事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 給水人口 <u>77万4,000人</u></p> <p>ウ 1日最大給水量 <u>27万5,000立方メートル</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 事業の種類及び規模は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 水道事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 給水人口 <u>78万1,000人</u></p> <p>ウ 1日最大給水量 <u>30万立方メートル</u></p> <p>(2) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第 59 号 議 案

令和 5年 2月15日提 出

浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について

浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年浜松市条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 事業の種類及び規模は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 下水道事業</p> <p>ア 排水区域 市の区域のうち下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画に定められた予定処理区域</p> <p>イ 排水人口 <u>63万2,340人</u></p> <p>(業務状況説明書類の提出)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 事業の種類及び規模は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 下水道事業</p> <p>ア 排水区域 市の区域のうち下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画に定められた予定処理区域及び<u>浜松市農業集落排水処理施設条例（平成12年浜松市条例第56号）第2条第3号に規定する処理区域</u></p> <p>イ 排水人口 <u>63万6,560人</u></p> <p>(業務状況説明書類の提出)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市特別会計条例の一部改正)

第2条 浜松市特別会計条例(昭和39年浜松市条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業又は財産区の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置する。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 農業集落排水事業特別会計 農業集落排水事業</u></p> <p><u>(12)～(16)</u> (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業又は財産区の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置する。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11)～(15)</u> (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第3条 浜松市農業集落排水処理施設条例(平成12年浜松市条例第56号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 汚水 し尿、生活雑排水(事業排水、雨水その他特殊な排水を除く。)その他<u>市長</u>が定める廃水をいう。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(供用開始の告示等)</p> <p>第4条 <u>市長</u>は、排水処理施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ供用を開</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 汚水 し尿、生活雑排水(事業排水、雨水その他特殊な排水を除く。)その他<u>水道事業及び下水道事業管理者(以下第18条第5項を除き「管理者」という。)</u>が定める廃水をいう。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(供用開始の告示等)</p> <p>第4条 <u>管理者</u>は、排水処理施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ供用を開</p>

始すべき年月日、汚水を排除し、処理すべき区域その他供用について必要な事項を告示し、これを表示した図面を縦覧に供しなければならない。

2 (略)

(排水設備の設置義務)

第5条 排水処理施設の供用が開始された場合においては、処理区域内に汚水を排出する施設（くみ取り便所並びに単独浄化槽及びこれに接続した便所を含む。）を有する建築物を所有し、又は管理する者は、当該処理施設の供用開始の日（以下「供用開始日」という。）から起算して1年以内に、排水設備を設置しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その期間を延長することができる。

2 (略)

(排水設備の設置基準)

第6条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとする場合は、次の基準によらなければならない。ただし、建築物又は土地の状況等により市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1)～(13) (略)

(排水設備の計画の確認)

第7条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その計画が排水設備の設置基準に適合することについて市長の確認を受けなければならない。

2 (略)

開始すべき年月日、汚水を排除し、処理すべき区域その他供用について必要な事項を告示し、これを表示した図面を縦覧に供しなければならない。

2 (略)

(排水設備の設置義務)

第5条 排水処理施設の供用が開始された場合においては、処理区域内に汚水を排出する施設（くみ取り便所並びに単独浄化槽及びこれに接続した便所を含む。）を有する建築物を所有し、又は管理する者は、当該処理施設の供用開始の日（以下「供用開始日」という。）から起算して1年以内に、排水設備を設置しなければならない。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、その期間を延長することができる。

2 (略)

(排水設備の設置基準)

第6条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとする場合は、次の基準によらなければならない。ただし、建築物又は土地の状況等により管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1)～(13) (略)

(排水設備の計画の確認)

第7条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、管理者が定めるところにより、その計画が排水設備の設置基準に適合することについて管理者の確認を受けなければならない。

2 (略)

(排水設備の工事完了の届出)

第8条 排水設備の新設等を行った者は、その工事が完了した日から5日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出て、検査を受けなければならない。

(排水設備の工事の施行者)

第9条 排水設備の新設等の工事は、排水設備の工事について技能を有する者として規則で定める者でなければ行ってはならない。

(使用開始等の届出)

第10条 排水処理施設の使用を開始しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 排水処理施設の使用を休止し、廃止し、又は再開しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(使用者等の変更の届出)

第11条 使用者に変更があったときは、新たに使用者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 使用者は、前条第1項第1号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 使用者は、前条第1項第2号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、

(排水設備の工事完了の届出)

第8条 排水設備の新設等を行った者は、その工事が完了した日から5日以内に、管理者が定めるところにより、その旨を管理者に届け出て、検査を受けなければならない。

(排水設備の工事の施行者)

第9条 排水設備の新設等の工事は、排水設備の工事について技能を有する者として管理者が定める者でなければ行ってはならない。

(使用開始等の届出)

第10条 排水処理施設の使用を開始しようとする者は、あらかじめ、管理者が定めるところにより、次に掲げる事項を管理者に届け出なければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要があると認める事項

2 排水処理施設の使用を休止し、廃止し、又は再開しようとする者は、あらかじめ、管理者が定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

(使用者等の変更の届出)

第11条 使用者に変更があったときは、新たに使用者となった者は、遅滞なく、管理者が定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

2 使用者は、前条第1項第1号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、管理者が定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

3 使用者は、前条第1項第2号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、

あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(排除の停止又は制限)

第14条 市長は、排水処理施設への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認めるとき。

(使用料算定の基準)

第16条 使用料は、隔月の点検例日(使用料の算定の基準日として、あらかじめ市長の定めた日をいう。以下同じ。)に汚水の排出量を認定し、その汚水の排出量の2分の1の排出量をもってそれぞれ認定した日の属する月分及びその前月分の汚水の排出量とみなし算定する。この場合において、当該汚水の排出量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、市長が定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、点検例日以外の日に汚水の排出量を認定し、その汚水の排出量をもって使用料を算定することができる。

(汚水排出量の認定)

第18条 水道(浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年浜松市条例第52号)第2条第1号に規定する水道事業に係るものに限る。以下同じ。)による汚水の排出量は、浜松市水道事業給水条例(昭和33年浜松市条例第18号)第28条及び第29条に規定する水量をもってその排出量とみなす。ただし、2以上の使用者が

あらかじめ、管理者が定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

(排除の停止又は制限)

第14条 管理者は、排水処理施設への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が管理上必要があると認めるとき。

(使用料算定の基準)

第16条 使用料は、隔月の点検例日(使用料の算定の基準日として、あらかじめ管理者の定めた日をいう。以下同じ。)に汚水の排出量を認定し、その汚水の排出量の2分の1の排出量をもってそれぞれ認定した日の属する月分及びその前月分の汚水の排出量とみなし算定する。この場合において、当該汚水の排出量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、管理者が定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要があると認めるときは、点検例日以外の日に汚水の排出量を認定し、その汚水の排出量をもって使用料を算定することができる。

(汚水排出量の認定)

第18条 水道(浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年浜松市条例第52号)第2条第1号に規定する水道事業に係るものに限る。以下同じ。)による汚水の排出量は、浜松市水道事業給水条例(昭和33年浜松市条例第18号)第28条及び第29条に規定する水量をもってその排出量とみなす。ただし、2以上の使用者が

給水装置を共同で使用している場合等において使用者の使用水量を確知することができないときは、使用者の使用の態様を考慮して市長が認定する。

2 水道による汚水以外の汚水の排出量は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) その他の場合 使用者の使用の態様その他の事情を考慮して市長が認定する排出量

3 (略)

4 市長は、第1項ただし書又は第2項第2号の規定による認定をするため必要があると認めるときは、適当な場所に計測のための装置を取り付けることができる。

5 (略)

(使用料の徴収方法)

第19条 使用料は、2月分を合わせて隔月に徴収する。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第20条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(資料の提出)

第21条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

(改善命令)

第21条の2 市長は、排水処理施設の管理上必要があると認めるときは、排水設備の設置者又は使用者に対し、期限を定めて、排水設備の構造又は使用の方法の変更を命じるこ

給水装置を共同で使用している場合等において使用者の使用水量を確知することができないときは、使用者の使用の態様を考慮して管理者が認定する。

2 水道による汚水以外の汚水の排出量は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) その他の場合 使用者の使用の態様その他の事情を考慮して管理者が認定する排出量

3 (略)

4 管理者は、第1項ただし書又は第2項第2号の規定による認定をするため必要があると認めるときは、適当な場所に計測のための装置を取り付けることができる。

5 (略)

(使用料の徴収方法)

第19条 使用料は、2月分を合わせて隔月に徴収する。ただし、管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第20条 管理者は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(資料の提出)

第21条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

(改善命令)

第21条の2 管理者は、排水処理施設の管理上必要があると認めるときは、排水設備の設置者又は使用者に対し、期限を定めて、排水設備の構造又は使用の方法の変更を命じる

とができる。 (委任) 第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、 <u>規則</u> で定める。	とができる。 (委任) 第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、 <u>管理者</u> が定める。
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

第4条 浜松市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成8年浜松市条例第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(分担金の額) 第3条 分担金の総額は、 <u>市長</u> が必要と認める当該事業の事業費の額に100分の3を乗じて得た額とする。 2 (略) (賦課対象区域の決定等) 第4条 <u>市長</u> は、供用を開始しようとする年度の当初において、供用を開始し、かつ、分担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。 (分担金の賦課及び徴収) 第5条 <u>市長</u> は、前条の公告の日現在における賦課対象区域内の受益者ごとに、第3条第2項の規定により分担金の額を定め、賦課するものとする。 2 <u>市長</u> は、前項の分担金の額を定めたときは、遅滞なく当該分担金の額、納期等を受益者に通知しなければならない。 3・4 (略) (分担金の納期)	(分担金の額) 第3条 分担金の総額は、 <u>水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）</u> が必要と認める当該事業の事業費の額に100分の3を乗じて得た額とする。 2 (略) (賦課対象区域の決定等) 第4条 <u>管理者</u> は、供用を開始しようとする年度の当初において、供用を開始し、かつ、分担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。 (分担金の賦課及び徴収) 第5条 <u>管理者</u> は、前条の公告の日現在における賦課対象区域内の受益者ごとに、第3条第2項の規定により分担金の額を定め、賦課するものとする。 2 <u>管理者</u> は、前項の分担金の額を定めたときは、遅滞なく当該分担金の額、納期等を受益者に通知しなければならない。 3・4 (略) (分担金の納期)

第6条 前条第3項に規定する各年度の納期は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第1期 6月10日から同月30日まで

第2期 8月10日から同月31日まで

第3期 10月10日から同月31日まで

第4期 12月10日から同月31日まで

2 (略)

(分担金の徴収猶予)

第7条 市長は、受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより分担金を納付することが困難であると認めるときは、分担金の徴収を猶予することができる。

(分担金の減免)

第8条 市長は、受益者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けているとき又はこれに準ずる特別の理由があると認められるときその他特に必要があると認めるときは、分担金を減免することができる。

(分担金の額の変更)

第9条 市長は、事業の変更等により分担金の総額を変更した結果、第5条第1項の規定により既に賦課した分担金の額との間に差額が生じたときは、遅滞なくその差額に相当する金額を受益者から追徴し、又は受益者に還付するものとする。

2 前項の規定により受益者から追徴金を徴収する場合において、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、追徴しないことができる。

第6条 前条第3項に規定する各年度の納期は、次のとおりとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第1期 6月10日から同月30日まで

第2期 8月10日から同月31日まで

第3期 10月10日から同月31日まで

第4期 12月10日から同月31日まで

2 (略)

(分担金の徴収猶予)

第7条 管理者は、受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより分担金を納付することが困難であると認めるときは、分担金の徴収を猶予することができる。

(分担金の減免)

第8条 管理者は、受益者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けているとき又はこれに準じる特別の理由があると認められるときその他特に必要があると認めるときは、分担金を減免することができる。

(分担金の額の変更)

第9条 管理者は、事業の変更等により分担金の総額を変更した結果、第5条第1項の規定により既に賦課した分担金の額との間に差額が生じたときは、遅滞なくその差額に相当する金額を受益者から追徴し、又は受益者に還付するものとする。

2 前項の規定により受益者から追徴金を徴収する場合において、管理者がやむを得ない理由があると認めたときは、追徴しないことができる。

<p>(受益者の変更)</p> <p>第10条 第4条の規定による公告の日以後において受益者に変更があった場合は、当該受益者は、遅滞なく<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>(受益者の変更)</p> <p>第10条 第4条の規定による公告の日以後において受益者に変更があった場合は、当該受益者は、遅滞なく<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、<u>管理者が</u>定める。</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(浜松市農業集落排水処理施設条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第3条の規定による改正前の浜松市農業集落排水処理施設条例（以下「旧施設条例」という。）の規定により市長がした処分その他の行為は、同条の規定による改正後の浜松市農業集落排水処理施設条例（以下「新施設条例」という。）の相当規定により水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）がした処分その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧施設条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新施設条例の相当規定により管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(浜松市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 施行日前に第4条の規定による改正前の浜松市農業集落排水事業分担金徴収条例（以下「旧分担金条例」という。）の規定により市長がした処分その他の行為は、同条の規定による改正後の浜松市農業集落排水事業分担金徴収条例（以下「新分担金条例」という。）の相当規定により管理者がした処分その他の行為とみなす。
- 6 この条例の施行の際現に旧分担金条例の規定により市長に対してされている届出その他の行為は、新分担金条例の相当規定により管理者に対してされた届出その他の行為とみなす。

第 60 号 議 案

令和 5年 2月 15日 提 出

浜松市博物館条例等の一部改正について

浜松市博物館条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市博物館条例等の一部を改正する条例

(浜松市博物館条例の一部改正)

第1条 浜松市博物館条例(昭和54年浜松市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、<u>博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)</u>に基づき設置する博物館について必要な事項を定める。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 博物館は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)～(6) (略)</u></p> <p><u>(7) 他の博物館と協力し、情報の交換、資料の相互貸借等を行うこと。</u></p> <p><u>(8)～(11) (略)</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 指定博物館の管理に関して指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長又は委員会のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、教育、学術及び文化の発展に寄与するため設置する博物館について必要な事項を定める。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 博物館は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 博物館資料に関する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を作成し、公開すること。</u></p> <p><u>(3)～(7) (略)</u></p> <p><u>(8) 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。</u></p> <p><u>(9)～(12) (略)</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 指定博物館の管理に関して指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長又は委員会のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

<p>(3) <u>第3条第8号</u>に掲げる事業に関する業務</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(協議会の設置)</p> <p>第18条 <u>法第20条第1項</u>の規定により、博物館に浜松市博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p>	<p>(3) <u>第3条第9号</u>に掲げる事業に関する業務</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(協議会の設置)</p> <p>第18条 <u>博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項</u>の規定により、博物館に浜松市博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 浜松市旅館業法施行条例(平成24年浜松市条例第73号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(社会教育施設等)</p> <p>第4条 <u>法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)</u>に規定する条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法<u>第29条</u>の規定により指定された博物館に相当する施設</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(社会教育施設等)</p> <p>第4条 <u>法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)</u>に規定する条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法<u>第31条第1項</u>の規定により指定された博物館に相当する施設</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市美術館条例の一部改正)

第3条 浜松市美術館条例(昭和46年浜松市条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)

<p>第1条 この条例は、市民の美術に対しての知識及び教養の向上並びに文化の振興に資するため<u>博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき</u>設置する美術館について必要な事項を定める。</p> <p>（協議会の設置）</p>	<p>第1条 この条例は、市民の美術に対しての知識及び教養の向上並びに文化の振興に資するため設置する美術館について必要な事項を定める。</p> <p>（協議会の設置）</p>
<p>第18条 <u>法第20条第1項</u>の規定により美術館に浜松市美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p>	<p>第18条 <u>博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項</u>の規定により美術館に浜松市美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第 61 号 議 案

令和 5年 2月15日 提 出

浜松市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

浜松市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定める。

(開示決定等の期限)

第2条 法第82条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、市の機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(費用負担)

第3条 法第89条第2項の規定により開示請求をする者が納めなければならない手数料は、無料とする。

2 法第82条第1項の規定により保有個人情報の全部又は一部を開示する場合において、法第87条第1項の規定により写しの交付（同項の行政機関等が定める方法を含む。）を受ける者は、規則で定める額を負担しなければならない。

(審査請求があつた場合の手続)

第4条 法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問をした市の機関は、法第106条第2項において読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第2項の規定により弁明書の提出があつたとき又は弁明書を作成したときは、直ちにこれらの写しを浜松市情報公開・個人情報保護委員会条

例（平成8年浜松市条例第68号）第1条に規定する浜松市情報公開・個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第5条 法第119条第3項の規定により納めなければならない手数料の額は、2万1,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納めなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 1万2,600円
（諮問）

第6条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、委員会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講じる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（浜松市個人情報保護条例の廃止）

第2条 浜松市個人情報保護条例（平成16年浜松市条例第28号）は、廃止する。

（浜松市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の浜松市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第4条第2項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第3号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)又は旧条例第10条第3項、第10条の2第3項若しくは第11条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 施行日前において旧条例第10条第2項、第10条の2第2項又は第11条第2項の業務に従事していた者

2 施行日前に旧条例第18条第1項若しくは第2項、第31条第1項若しくは第2項又は第38条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第8号アに規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前ににおいて旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、市外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

(浜松市情報公開・個人情報保護委員会条例の一部改正)

第4条 浜松市情報公開・個人情報保護委員会条例(平成8年浜松市条例第68号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 市は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を図るとともに、公文書の	(設置) 第1条 市は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を図るとともに、公文書の

公開及び個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に係る審査請求についての審査を行わせ、並びに特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定による意見聴取を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市情報公開・個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

(1) (略)

(2) 浜松市情報公開条例(平成13年浜松市条例第32号)第19条第1項及び浜松市個人情報保護条例(平成16年浜松市条例第28号)第43条第1項の規定による諮問に応じてする審査請求についての調査及び審議

(3) (略)

(不服審査部会)

第7条 委員会に第2条第2号に掲げる事務を処理するため、不服審査部会(以下「部会」という。)を置く。

公開及び個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に係る審査請求についての審査を行わせ、並びに特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定による意見聴取を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の規定に基づき、浜松市情報公開・個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

(1) (略)

(2) 浜松市情報公開条例(平成13年浜松市条例第32号)第19条第1項、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項及び浜松市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年浜松市条例第 号)第6条の規定による諮問に応じてする調査及び審議

(3) (略)

(不服審査部会)

第7条 委員会に第2条第2号に掲げる事務(浜松市個人情報の保護に関する法律施行条例第6条の規定による諮問に応じてする調査及び審議に係るものを除く。)を処理するため、不服審査部会(以下「部会」という。)を置く。

2～6 (略)

(部会の調査権限)

第8条 部会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、部会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

2 実施機関は、部会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 部会は、必要があると認めるときは、実施機関に対して公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を部会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、部会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、部会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法平成26年法律第68号第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(口頭意見陳述)

第9条 (略)

2～4 (略)

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、部会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、実施機関に対して、質問を発することができる。

2～6 (略)

(部会の調査権限)

第8条 部会は、必要があると認めるときは、処分庁等(行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。以下同じ。)に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、部会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

2 処分庁等は、部会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 部会は、必要があると認めるときは、処分庁等に対して公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を部会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、部会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、部会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は処分庁等(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(口頭意見陳述)

第9条 (略)

2～4 (略)

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、部会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市情報公開・個人情報保護委員会条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 施行日前に旧条例第18条第1項若しくは第2項、第31条第1項若しくは第2項又は第38条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における前条の規定による改正前の浜松市情報公開・個人情報保護委員会条例第2条第2号に規定する審査請求についての調査及び審議については、なお従前の例による。

第 62 号 議 案

令和 5年 2月15日 提 出

浜松市放課後児童健全育成事業手数料徴収条例の制定について

浜松市放課後児童健全育成事業手数料徴収条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市放課後児童健全育成事業手数料徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に係る手数料の徴収について必要な事項を定める。

(手数料)

第2条 放課後児童健全育成事業を利用する児童の保護者（法第6条に規定する保護者という。）は、手数料を納めなければならない。

(手数料の額)

第3条 手数料の額は、児童1人につき次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 8月以外の月に利用する場合 月額8,000円

(2) 8月に利用する場合 月額10,000円

2 前項の規定にかかわらず、土曜日に利用する場合の手数料の額は、同項各号に定める額に1回当たりの利用につき700円を加算した額とする。

(納付の時期)

第4条 手数料は、市長が指定する日までに納付しなければならない。

(手数料の不還付)

第5条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、当該手数料の全部又は一部を還付することができる。

(減免)

第6条 市長は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、手数料を減免することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 63 号 議 案

令和 5年 2月15日提 出

静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定に基づき、次のように静岡地方税滞納整理機構規約を変更することに関し、協議して定めることについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約

静岡地方税滞納整理機構規約（平成20年総行市第1号）の一部を次のように変更する。
第6条中「静岡市」を「藤枝市」に改める。

附 則

この規約は、令和5年10月1日から施行する。

包括外部監査契約締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和5年4月1日
- 3 契約金額 14,616,000円を上限とする額
- 4 費用の算定方法及び支払方法
 - (1) 算定方法 契約に定める基本費用の額及び執務費用の額の合算
 - (2) 支払方法 契約の定めるところによる
- 5 契約の相手方
 - (1) 住 所 静岡県浜松市中区板屋町104番地の1
 - (2) 氏 名 内山 昌美
 - (3) 資 格 公認会計士

